

目 次

第1号（9月8日）

告 示	
.....	1
応招議員	
.....	1
議事日程	
.....	3
本日の会議に付した事件	
.....	5
出席議員	
.....	6
欠席議員	
.....	7
事務局職員出席者	
.....	7
説明のため出席した者の職氏名	
.....	7

開　　会
	7
会議録署名議員の指名
	8
会期の決定
	9
諸般の報告
	9
町長提出第95号議案
	11
町長提出第96号議案
	12
町長提出第97号議案
	13
町長提出第98号議案
	13
町長提出第99号議案
	13

町長提出第100号議案
	13
町長提出第101号議案
	13
町長提出第102号議案
	13
町長提出第103号議案
	13
町長提出第104号議案
	13
町長提出第105号議案
	13
町長提出第106号議案
	17
町長提出第107号議案
	17
町長提出第108号議案
	17

町長提出第109号議案
	17
町長提出第110号議案
	18
町長提出第111号議案
	18
町長提出第112号議案
	18
町長提出第113号議案
	18
町長提出第114号議案
	18
町長提出第115号議案
	18
町長提出第116号議案
	31
町長提出報告第3号議案
	37

町長提出報告第 4 号議案
3 7
町長提出報告第 5 号議案
3 8
町長提出報告第 6 号議案
3 8
町長提出報告第 7 号議案
3 9
町長提出報告第 8 号議案
4 0
散 会
4 1
署 名
4 2
第 2 号 (9月 9 日)	
議事日程
4 3

本日の会議に付した事件
..... 4 3

出席議員
..... 4 3

欠席議員
..... 4 3

事務局職員出席者
..... 4 3

説明のため出席した者の職氏名
..... 4 4

開 議
..... 4 4

会議録署名議員の指名
..... 4 4

一般質問
..... 4 4

3番 沖田 守君
..... 4 5

6番 河田 隆資君
5 3
14番 竹内志津子君
6 8
7番 青木登志男君
8 1
4番 青木 克弥君
8 9
散 会
9 7
署 名
9 8

第3号（9月10日）

議事日程
9 9
本日の会議に付した事件
100

出席議員
..... 100

欠席議員
..... 101

事務局職員出席者
..... 101

説明のため出席した者の職氏名
..... 101

開 議
..... 101

会議録署名議員の指名
..... 102

町長提出第95号議案
..... 102

町長提出第96号議案
..... 104

町長提出第97号議案
..... 117

町長提出第 98 号議案
146
町長提出第 99 号議案
146
町長提出第 100 号議案
147
町長提出第 101 号議案
147
町長提出第 102 号議案
148
町長提出第 103 号議案
149
町長提出第 104 号議案
149
町長提出第 105 号議案
150
散 会
151

署名

..... 152

第4号(9月25日)

議事日程

..... 153

本日の会議に付した事件

..... 154

出席議員

..... 155

欠席議員

..... 156

事務局職員出席者

..... 156

説明のため出席した者の職氏名

..... 156

開議

..... 156

会議録署名議員の指名
.....	157
町長提出第106号議案
.....	157
町長提出第107号議案
.....	157
町長提出第108号議案
.....	157
町長提出第109号議案
.....	157
町長提出第110号議案
.....	157
町長提出第111号議案
.....	157
町長提出第112号議案
.....	157
町長提出第113号議案
.....	157

町長提出第114号議案
.....	157
町長提出第115号議案
.....	157
町長提出第116号議案
.....	170
町長提出第119号議案
.....	172
町長提出第117号議案
.....	174
町長提出第118号議案
.....	210
請願第3号
.....	212
請願第4号
.....	214
経済常任委員会の所管事務調査報告について
.....	215

議員派遣の件
..... 218

議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
..... 218

閉 会
..... 218

署 名
..... 219

津和野町告示第 44 号

平成 21 年第 6 回津和野町議会定例会を次のとおり招集する

平成 21 年 8 月 13 日

津和野町長

中島 巍

1 期 日 平成 21 年 9 月 8 日

2 場 所 津和野町役場 日原第 2 庁舎議場

○開会日に応招した議員

村上 義一君

沖田 守君

青木 克弥君

河田 隆資君

青木登志男君

原 秀君

中岡 誠君

須川 正則君

滝元 三郎君

道信 俊昭君

斎藤 和巳君

竹内志津子君

板垣 敬司君

村上 英喜君

藤井貴久男君

後山 幸次君

○9月9日に応招した議員

○9月10日に応招した議員

○9月25日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成 21 年 第 6 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 錄 (第
1 日)

平成 21 年 9 月
8 日 (火曜日)

議事日程 (第 1 号)

平成 21 年 9 月 8 日 午前
9 時 00 分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 町長提出第 95 号議案 津和野町国民健康保険条例の一部改正について

日程第 5 町長提出第 96 号議案 訴訟上の和解について

日程第 6 町長提出第 97 号議案 平成 21 年度津和野町一般会計補正予算（第

3 号）

日程第 7 町長提出第 98 号議案 平成 21 年度津和野町国民健康保険特別会計補正

予算（第 2 号）

日程第 8 町長提出第 99 号議案 平成 21 年度津和野町介護保険特別会計補正予算

（第 2 号）

日程第 9 町長提出第 100 号議案 平成 21 年度津和野町簡易水道事業特別会計補

正予算（第 2 号）

日程第 10 町長提出第 101 号議案 平成 21 年度津和野町下水道

事業特別会計補正

予算（第2号）

日程第 11 町長提出第 102 号議案 平成 21 年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第1号）

日程第 12 町長提出第 103 号議案 平成 21 年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第2号）

日程第 13 町長提出第 104 号議案 平成 21 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）

日程第 14 町長提出第 105 号議案 平成 21 年度津和野町病院事業会計補正予算（第2号）

日程第 15 町長提出第 106 号議案 平成 20 年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 16 町長提出第 107 号議案 平成 20 年度津和野町国民健

康保険特別会計歳

入歳出決算の認定について

日程第 17 町長提出第 108 号議案 平成 20 年度津和野町老人保健特別会計歳入歳

出決算の認定について

日程第 18 町長提出第 109 号議案 平成 20 年度津和野町介護保健特別会計歳入歳

出決算の認定について

日程第 19 町長提出第 110 号議案 平成 20 年度津和野町後期高齢者医療特別会計

歳入歳出決算の認定について

日程第 20 町長提出第 111 号議案 平成 20 年度津和野町簡易水道事業特別会計歳

入歳出決算の認定について

日程第 21 町長提出第 112 号議案 平成 20 年度津和野町下水道事業特別会計歳入

歳出決算の認定について

日程第 22 町長提出第 113 号議案 平成 20 年度津和野町農業集

落排水事業特別会

計歳入歳出決算の認定について

日程第 23 町長提出第 114 号議案 平成 20 年度津和野町奨学基
金特別会計歳入歳

出決算の認定について

日程第 24 町長提出第 115 号議案 平成 20 年度津和野町電気通
信事業特別会計歳

入歳出決算の認定について

日程第 25 町長提出第 116 号議案 平成 20 年度津和野町病院事
業会計歳入歳出決

算の認定について

日程第 26 町長提出報告第 3 号 平成 20 年度津和野町健全化判断
比率等について

日程第 27 町長提出報告第 4 号 株式会社津和野の経営状況につい
て

日程第 28 町長提出報告第 5 号 株式会社石西社の経営状況につい
て

日程第 29 町長提出報告第 6 号 株式会社杣の里よこみちの経営状

況について

日程第 30 町長提出報告第 7 号 株式会社日原リゾート開発の経営

状況について

日程第 31 町長提出報告第 8 号 有限会社フロンティア日原の経営

状況について

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 町長提出第 95 号議案 津和野町国民健康保険条例の一部改正について

日程第 5 町長提出第 96 号議案 訴訟上の和解について

日程第 6 町長提出第 97 号議案 平成 21 年度津和野町一般会計補正予算（第

3 号）

日程第 7 町長提出第 98 号議案 平成 21 年度津和野町国民健康保険特別会計補正

予算（第2号）

日程第8 町長提出第99号議案 平成21年度津和野町介護保険
特別会計補正予算
(第2号)

日程第9 町長提出第100号議案 平成21年度津和野町簡易水道
事業特別会計補

正予算（第2号）

日程第10 町長提出第101号議案 平成21年度津和野町下水道
事業特別会計補正
予算（第2号）

日程第11 町長提出第102号議案 平成21年度津和野町奨学基
金特別会計補正予
算（第1号）

日程第12 町長提出第103号議案 平成21年度津和野町電気通
信事業特別会計補
正予算（第2号）

日程第13 町長提出第104号議案 平成21年度津和野町介護老
人保健施設事業特

別会計補正予算（第2号）

日程第 14 町長提出第 105 号議案 平成 21 年度津和野町病院事業会計補正予算
(第2号)

日程第 15 町長提出第 106 号議案 平成 20 年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 16 町長提出第 107 号議案 平成 20 年度津和野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 17 町長提出第 108 号議案 平成 20 年度津和野町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 18 町長提出第 109 号議案 平成 20 年度津和野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 19 町長提出第 110 号議案 平成 20 年度津和野町後期高齢者医療特別会計

歳入歳出決算の認定について

日程第 20 町長提出第 111 号議案 平成 20 年度津和野町簡易水道事業特別会計歳

入歳出決算の認定について

日程第 21 町長提出第 112 号議案 平成 20 年度津和野町下水道事業特別会計歳入

歳出決算の認定について

日程第 22 町長提出第 113 号議案 平成 20 年度津和野町農業集落排水事業特別会

計歳入歳出決算の認定について

日程第 23 町長提出第 114 号議案 平成 20 年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳

出決算の認定について

日程第 24 町長提出第 115 号議案 平成 20 年度津和野町電気通信事業特別会計歳

入歳出決算の認定について

日程第 25 町長提出第 116 号議案 平成 20 年度津和野町病院事業会計歳入歳出決

算の認定について

日程第 26 町長提出報告第 3 号 平成 20 年度津和野町健全化判断

比率等について

日程第 27 町長提出報告第 4 号 株式会社津和野の経営状況について

日程第 28 町長提出報告第 5 号 株式会社石西社の経営状況について

日程第 29 町長提出報告第 6 号 株式会社杣の里よこみちの経営状況について

日程第 30 町長提出報告第 7 号 株式会社日原リゾート開発の経営状況について

日程第 31 町長提出報告第 8 号 有限会社フロンティア日原の経営状況について

出席議員（16名）

1番 村上 義一君

3番 沖田 守君

4番 青木 克弥君

6番 河田 隆資君

7番 青木登志男君

8番 原 秀君

9番 中岡 誠君 10番 須川 正則君
11番 滝元 三郎君 12番 道信 俊昭君
13番 斎藤 和巳君 14番 竹内志津子君
15番 板垣 敬司君 16番 村上 英喜君
17番 藤井貴久男君 18番 後山 幸次君

欠席議員 (なし)

欠 員 (2名)

事務局出席職員職氏名

局長 斎藤 等君

説明のため出席した者の職氏名

町長 中島 巖君 副町長

沖田 修君

教育長 斎藤 誠君 参事

長嶺 常盤君

総務財政課長 右田 基司君 税務住民課長

米原 孝男君

情報企画課長 長嶺 清見君 健康保険課長

安見 隆義君

商工観光課長 山岡 浩二君 農林課長

大庭 郁夫君

建設課長 伊藤 博文君 環境生活課長

長嶺 雄二君

教育次長 水津 良則君 教育次長

広石 修君

会計管理者 村田 祐一君 代表監査委員

渡邊 博君

午前9時00分開会

○議長（後山 幸次君）皆さん、おはようございます。季節も白露に入り、日差しも少しあはらいでできましたが、島根県下でも新型インフルエンザが集団発生をしており

ます。浜田高校では、疑似感染を含め 132 名の患者が出ているというふうに新聞でも報道されております。県も緊急対策会議を開かれておりますが、県下に蔓延しないように対応願いたいものであります。

本日より、平成 21 年第 6 回津和野町議会定例会が招集されましたところ、皆様方にはおそろいでお出かけいただきまして、ありがとうございます。本定例会は、条例案件、各会計補正予算、決算認定などについて御審議いただくわけありますが、皆様方の慎重な御審議をよろしくお願ひいたします。

ただいまの出席議員数は 16 名全員であります。定足数に達しておりますので、平成 21 年第 6 回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

----- • ----- • -----
日程第 1. 会議録署名議員の指名

○議長（後山 幸次君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、11番、滝元三郎君、
12番、道信俊昭君を指名いたします。

それでは、先日、議会運営委員会を開催いたしまして、今定例会の会期及び議事日

程等について協議をいたしましたので、その結果について委員長の報告を求めます。

11番、滝元三郎君。

○議会運営委員長（滝元 三郎君） 議会運営委員会協議報告書。議会運営委員会を平

成21年9月4日に開催し、今定例会の議会運営について協議しましたので、その結

果を津和野町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

今定例会の会期は、本日9月8日から9月28日までの21日間としたいと思いま
す。

本日は、まず議長より諸般の報告を受けた後、町長提出議案説明並び

に各会計決算

について町長より説明を受け、監査委員の報告をいただき、それに対する質疑終了後、

決算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託して休会中の審査とします。その後、

6案件の報告を受けた後、散会したいと思います。

9日は一般質問に入りたいと思います。今回の一般質問は5人の1件です。

10日は決算認定を除く議案の質疑、討論、採決を行い散会したいと思います。

11日から休会とし、その間に決算審査特別委員会を開催し、審査をしていただき

たいと思います。

25日に本会議を再開し、決算審査特別委員長の報告を受けた後、質疑、討論、採

決を行い、委員会報告、請願の所定の処理を行って全日程を終了したいと思います。

28日を予備日としておきたいと思います。

以上、議会運営委員会の協議結果を報告いたします。

平成21年9月8日、津和野町議会議長、後山幸次様、議会運営委員長、滝元三郎。

以上でございます。

○議長（後山 幸次君） ありがとうございました。

日程第2．会期の決定

○議長（後山 幸次君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今回の定例会の会期は議会運営委員長報告のとおり、本日9月8日から9月28日までの21日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は、本日

9月8日から9月28日までの21日間と決定いたしました。

日程第3．諸般の報告

○議長（後山 幸次君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告書

【6月定例会以降】

6月27日 (土) 笹山水源地水源祭 議長

30日 (火) 山口線利用促進協議会監査（事務局） 議長

7月 2日 (木) 子鷺踊り保存会総会（町民セ） 議長

3日 (金) 広報委員会（町民セ）

鹿足郡町村議会議員研修会（町民セ）

7日 (火) 萩・津和野線道路改良促進期成同盟会監査（事務局） 議長

広報委員会

10日 (金) 須川地域道路改良促進期成同盟会総会（須川公民館） 議長

12日 (日) いきいき親睦レクリエーション大会（木部中体）

議長

益田広域圏消防大会（津体） 議長

14日 (火) 津和野町高齢者福祉大会（町民セ） 議長

広報委員会

15日 (水) 水曜会（町民セ） 議長

17日 (金) 経済常任委員会（所管事務調査）

広報委員会

21日 (火) 萩・津和野線道路改良促進期成同盟会（シーサイドパレス萩）

議長

山陰自動車道（益田～萩間）整備促進期成同盟

会

22日 (水) 夏期巡回ラジオ体操・みんなの体操会（津体）

議長

第5回臨時会

全員協議会

27日 (月) 「津和野SLプレミアムナイト」点灯式（津和野駅） 議長

31日 (金) 津和野町農政会議通常総会（なごみの里） 議長

8月 4日 (火) 小直信号機点灯式

5日 (水) 水をきれいにする町民運動推進協議会(町民セ)

議長

7日 (金) 全員協議会

島根県立大学支援協議会監査(事務局) 議長

8日 (土) 鯉・恋・来いまつり

10日 (月) 議員派遣:益田市議会主催講演会(グランツワ)

21日 (金) 津和野高等学校後援会総会(津高) 議長

9月 1日 (火) 旧堀氏庭園主屋上棟祭 議長

一般質問通告締め切り日 正午

4日 (金) 議会運営委員会

【視察関係】

7月15日 (水) 愛媛県西条市議会15名 議長・健康保険課長・

補佐・主幹

16日 (木) 宮崎県野尻町議会 おくがの村

【島根県町村議会議長会関係副会長出席行事報告】

8月28日 (金) 島根県市町村総合事務組合議会定例会(松江市)

議長

6月定例会以降における議会行事につきましては、お手元に配付の

とおりでありま
す。8月10日の議員派遣につきましては、緊急を要したので、津和野
町議会会議規
則121条の規定により議長において議員の派遣を決定いたしました
ので、あわせて
報告をいたします。

なお、関係書類は事務局に保管しておりますので、必要の向きはごら
んいただきた
いと思います。

日程第4．議案第95号

○議長（後山 幸次君） 日程第4、議案第95号津和野町国民健康保
険条例の一部改
正についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（中島 巖君） 改めて、おはようございます。9月に入りま
して1週間が経
過をいたしましたが、秋もだんだん深まってまいるかと思っておりま

す。ことしは天候が非常に不順でございました。稲作等についても心配をいたしましたわけでありますけれども、収穫を終えられました農家の皆さん方のお話を聞きますと、地域間によってそれは格差はあるようでございますけども、予想しておったよりは、まあまあの成績だったとこのようなお話を聞きしますので、まずは安堵いたしたところでございます。そうした中でございますけども、本日から9月定例議会をお願いを申し上げまして、たところ、議員の皆様方にはおそらく御出席をいただき大変ありがとうございました。た。

今回の定例議会に、執行部のほうから御提案をお願いを申し上げておりますのは、条例の一部改正1案件、そして訴訟上の和解案件が1案件と補正予算9案件、決算認

定案件が 1 1 案件、合わせまして議決事件が 2 2 案件、そして報告事項
案件が 6 件、

このような状況にあるわけでございます。特に、私にとりましては最後
の定例議会と

なるわけでございます。どうかよろしく御審議のほど、お願いを申し上
げます。

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

議案第 9 5 号津和野町国民健康保険条例の一部改正についてでござ
いますが、この

案件は上位法の改正によりまして出産一時金の改正をお願いをすると
いうものでござ

います。

内容につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろし
くお願いをいた
します。

○議長（後山 幸次君） 健康保険課長。

〔担当課長説明〕

.....

議案第95号 津和野町国民健康保険条例の一部改正について

○議長（後山 幸次君） 以上で提案理由の説明を終わります。

日程第5．議案第96号

○議長（後山 幸次君） 日程第5、議案第96号訴訟上の和解についてを議題とした
します。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（中島 巖君） 議案第96号につきまして提案理由の御説明
を申し上げます。

この件につきましては、さきの全協におきまして御報告をさせてい
ただき、また御
理解をお願いをしてまいりたわけでございます。その際、結審の関係等
もございまし

て専決処分をさせていただくことがやむを得ない措置であろうと、こ
のように判断を

してお願いを申し上げてまいりたわけでございますけども、その後、状

況が少し変化

いたしました。というのは、あの時点では8月13日に結審ということ
でございます

ので時間的余裕がないということでございましたけども、結審の日が
少し延期になつ

たということでございます。したがいまして、専決処分を取りやめまし
て、本日、正

規の案件として御提案をさせていただいたわけでございます。

内容につきましては担当課長から改めて御説明申し上げますので、
どうかよろしく
お願いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 健康保険課長。

〔担当課長説明〕

.....
議案第96号 訴訟上の和解について

.....
○議長（後山 幸次君） 以上で提案理由の説明を終わります。
----- • ----- • -----

日程第6．議案第97号

日程第7．議案第98号

日程第8．議案第99号

日程第9．議案第100号

日程第10．議案第101号

日程第11．議案第102号

日程第12．議案第103号

日程第13．議案第104号

日程第14．議案第105号

○議長（後山 幸次君） 日程第6、議案第97号平成21年度津和野町一般会計補正

予算（第3号）より、日程第14、議案第105号平成21年度津和野町病院事業会

計補正予算（第2号）まで、以上9案件につきましては会議規則第37条の規定によ

り一括議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（中島 巍君） 提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議案第97号平成21年度津和野町一般会計補正予算（第3号）についてで

ございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億302万3,000円

を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億2,447万円とさせてい

ただきたいというものであります。

今回の補正予算は主といたしまして島根県緊急雇用創出臨時特例基金事業、ふるさ

と雇用再生特別基金事業、そして地域活力基盤創造交付金事業、これらを中心

にいたしまして予算を編成をさせていただいているものでございます。

具体的な内容につきましては担当課長からそれぞれ御説明申し上げますので、よろ

しくお願いを申し上げる次第であります。

なお、この際、触れさせていただきたいと思いますけども、実はこのほか、今定例

議会に補正予算をもう少しお願いをしたいという事柄があるわけでご

ざいますが。こ

れは地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業でございますけども、県
あるいは国等

の協議が少し時間がかかるつおりまして、本日、第3号で御一緒に御提
案をするとい

うことがかないませんでした。したがいまして、この事業が現在約1億
5,500万

予定をいたしております。それから、津和野まちごとユビキタス美術館
事業というの

がございまして、これも国のほうから、全額、国の交付金をもって対応
するわけであ

りますけども約9,970万円という事業。そして、ただいま御提案を
させていただ

いております訴訟の和解につきまして、議決をいただければ和解金の
20万円。合わ

せまして2億5,500万円相当の補正予算を、この会期中に第4号補
正として御提

案をさせていただく、そういう予定にいたしておりますので、この点に

つきましても

あわせて御理解を賜りますようにお願いを申し上げる次第であります。

それから、議案第98号平成21年度津和野町国民健康保険特別会

計補正予算（第

2号）についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出

それぞれ

619万6,000円を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳

入歳出それぞ

れ11億3,662万7,000円とさせていただきたいというもので

あります。

内容につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろし

くお願ひいたし

ます。

続きまして、議案第99号平成21年度津和野町介護保険特別会計

補正予算（第

2号）についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出

それぞれ

306万8,000円を減額させていただきまして、歳入歳出予算の総

額を歳入歳出

それぞれ11億950万1,000円とさせていただきたいというもの
であります。

内容につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろし
くお願いをいた
します。

続きまして、議案第100号平成21年度津和野町簡易水道事業特
別会計補正予算

(第2号)についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれ
ぞれ161万

2,000円を追加をさせていただきまして、歳入歳出それぞれ、予算
総額3億

2,219万円とさせていただきたいというものであります。

内容につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろし
くお願いをいた
します。

続きまして、議案第101号平成21年度津和野町下水道事業特別
会計補正予算

(第2号)についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

77万8,000円を追加をさせていただきまして、歳入歳出の予算それぞれ、総額

2億8,664万円とさせていただきたいというものであります。

内容につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第102号平成21年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第

1号）号についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

9万9,000円を追加をさせていただきまして、歳入歳出予算の総額それぞれ

1,773万3,000円とさせていただきたいというものであります。

内容につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、議案第103号平成21年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算

(第2号)についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額は2億816万円と

するもので、予算額につきましては変更はない補正予算でございます。

内容の組み替

えでございます。

詳細につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、議案第104号平成21年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計

補正予算(第2号)についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額は5億

2,474万3,000円とするものであります、予算額には変更はございません。

内容につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしくお願いを申し

上げます。

続きまして、議案第105号平成21年度津和野町病院事業会計補正予算（第2号）についてでございますが、病院事業収益、これは医業外収益でありますけども、一般会計負担金35万8,000円、病院事業費用、これは医業費用でありますけども、給与費、法定福利費35万8,000円とさせていただきたいというものでござります。

内容につきましては担当課長から、それぞれ御説明申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（後山 幸次君） 総務財政課長。

〔担当課長説明〕

.....

議案第97号 平成21年度津和野町一般会計補正予算（第3号）

.....

○議長（後山 幸次君） 健康保険課長。

〔担当課長説明〕

.....

議案第98号 平成21年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第99号 平成21年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第2号）

.....

○議長（後山 幸次君） 環境生活課長。

〔担当課長説明〕

.....

議案第100号 平成21年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第101号 平成21年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

.....

○議長（後山 幸次君） 水津教育次長。

〔担当課長説明〕

.....
議案第102号 平成21年度津和野町奨学基金特別会計補正予算

(第1号)
.....

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

〔担当課長説明〕
.....

議案第103号 平成21年度津和野町電気通信事業特別会計補正
予算（第2号）
.....

○議長（後山 幸次君） 健康保険課長。

〔担当課長説明〕
.....

議案第104号 平成21年度津和野町介護老人保健施設事業特別
会計補正予算
.....

(第2号)

議案第105号 平成21年度津和野町病院事業会計補正予算（第
2号）

.....
○議長（後山 幸次君） 以上で提案理由の説明を終わります。

それでは、後ろの時計で 10 時 25 分まで休憩といたします。

午前 10 時 12 分休憩

.....
午前 10 時 25 分再開

○議長（後山 幸次君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

日程第 15. 議案第 106 号

日程第 16. 議案第 107 号

日程第 17. 議案第 108 号

日程第 18. 議案第 109 号

日程第 19. 議案第 110 号

日程第 20. 議案第 111 号

日程第 21. 議案第 112 号

日程第 22. 議案第 113 号

日程第 23. 議案第 114 号

日程第 24. 議案第 115 号

○議長（後山 幸次君） 日程第15、議案第106号平成20年度津和野町一般会計

歳入歳出決算の認定についてより、日程第24、議案第115号平成20年度津和野

町電気通信事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上10案件につきまし

ては、会議規則第37条の規定により、一括議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（中島 巍君） 提案理由の御説明を申し上げます。

議案第106号平成20年度津和野町一般会計歳入歳出決算について、別紙のとお

り、監査委員さんの意見書をつけて、議会の認定に付するものであります。

一般会計につきましては、歳入総額で77億1,891万2,378円、歳出総額で

76億5,010万929円、差し引きまして6,881万1,449円の黒字決算と

なったわけでございますが、ただ、この中に繰越明許が514万3,0

〇〇円ござい

ますので、実質収支は6,366万8,449円の黒字決算となったものでございます。

詳細につきましては、後ほど御説明をさせていただきます。

続きまして、107号でございますが、平成20年度津和野町国民健康保険特別会

計歳入歳出決算の認定についてでございますが、この会計につきましては、歳入総額

が12億917万7,724円、歳出総額で11億7,920万6,800円で、差し

引きいたしまして2,997万924円の黒字決算となったものでござります。

続きまして、議案第108号平成20年度津和野町老人保健特別会計歳入歳出決算

の認定についてでございますが、本会計につきましては、歳入総額で1億7,725万

3,335円、歳出総額で1億7,848万14円で、差し引きいたしまして122万

6,679円の赤字決算となつたものでございます。

制度の関係から、やむを得ないかなと、このように判断をさせていた
だいておると
ころでございます。

続きまして、議案第109号平成20年度津和野町介護保険特別会
計歳入歳出決算

の認定についてでございますが、本会計は、歳入総額が11億3,80
1万619円、
歳出総額が11億1,613万3,865円で、差し引きいたしまして2,
187万

6,754円の黒字決算となつたものでございます。

続きまして、議案第110号平成20年度津和野町後期高齢者医療
特別会計歳入歳

出決算の認定についてでございますが、歳入総額が2億6,522万1,
530円、歳
出総額で2億6,500万6,370円で、差し引きいたしまして21万
5,160円
の黒字決算となつたものでございます。

続きまして、議案第111号平成20年度津和野町簡易水道事業特別会計歳入歳出

決算の認定についてでございますが、歳入総額が4億3,689万2,002円、歳出

総額で4億3,509万7,261円で、差し引きいたしまして179万4,741円

の黒字決算となりました。

特に、この会計につきましては、長い間、累積赤字がございまして、赤字決算とな

っておりましたけども、おかげをもちまして今年度はこのような黒字決算とさせてい

ただくことができ、大変ありがとうございます。

続きまして、議案第112号平成20年度津和野町下水道事業特別会計歳入歳出決

算の認定についてでございますが、歳入総額が2億7,365万6,076円、歳出総

額で2億7,244万2,733円、差し引きいたしまして121万3,343円の黒

字決算と相なったものでございます。

続きまして、議案第113号平成20年度津和野町農業集落排水事業特別会計歳入

歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額で390万6,178円、歳出総

額で388万9,613円、差し引きいたしまして1万6,565円の黒

字決算と相な

ったものでございます。

続きまして、議案第114号平成20年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳出決算

の認定についてでございますが、歳入総額が1,749万7,789円、

歳出総額が

1,749万7,789円で、歳入歳出差し引きゼロの決算となつたものでございます。

続きまして、議案第115号平成20年度津和野町電気通信事業特別会計歳入歳出

決算の認定についてであります、歳入総額1億804万6,486円、歳出総額

1億499万7,917円で、差し引きいたしまして304万8,569円の黒字決算

と相なったものでございます。

以上、概要でございますけども、各会計のうちで老人保健特別会計のみ赤字決算と

なり、他の会計につきましては黒字決算とすることができましたこと

を大変ありがとうございました

く思っております。

なお、詳しいことにつきましては、担当課長のほうから御説明申し上げますので、

よろしくお願ひいたします。

○議長（後山 幸次君） 総務財政課長。

〔担当課長説明〕

.....
議案第106号 平成20年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定について

.....
○議長（後山 幸次君） 健康保健課長。

〔担当課長説明〕

議案第107号 平成20年度津和野町国民健康保険特別会計歳入
歳出決算の認定
について

議案第108号 平成20年度津和野町老人保健特別会計歳入歳出
決算の認定につ
いて

議案第109号 平成20年度津和野町介護保険特別会計歳入歳出
決算の認定につ
いて

議案第110号 平成20年度津和野町後期高齢者医療特別会計歳
入歳出決算の認
定について

○議長（後山 幸次君） 環境生活課長。

〔担当課長説明〕

議案第111号 平成20年度津和野町簡易水道事業特別会計歳入
歳出決算の認定
について

議案第112号 平成20年度津和野町下水道事業特別会計歳入歳
出決算の認定に
ついて

議案第113号 平成20年度津和野町農業集落排水事業特別会計
歳入歳出決算の
認定について

.....
○議長（後山 幸次君） 水津教育次長。

〔担当課長説明〕

.....
議案第114号 平成20年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳出
決算の認定につ
いて

.....
○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

〔担当課長説明〕

.....

議案第115号 平成20年度津和野町電気通信事業特別会計歳入
歳出決算の認定
について

.....

○議長（後山 幸次君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより監査委員の審査意見の報告を求めます。一般会計より、順次
よろしくお願
いをいたします。監査委員。

○代表監査委員（渡邊 博君） おはようございます。

そういたしますと、先ほど来から町長さんを初め各課長さんが詳細
にわたって決算
の内容等につきまして説明を申し上げましたが、それに基づきまして、
私ども監査委

員として、それぞれの部門につきまして検証いたしましたわけであります。
その意見書

が先ほど配付いたしておりますと思いますけれども、基づいて御報告

申し上げます。

まず、地方自治法 233 条第 2 項の規定に基づき、審査に付された平成 20 年度津

和野町一般会計及び特別会計歳入歳出決算書並びに関係諸帳簿、証書類等を審査した

結果、その概要及び意見は次のとおりでございます。

審査の対象でございますが、平成 20 年度津和野町一般会計歳入歳出決算書以下

10 議題がございますが、それにつきまして審査をいたしましたわけでござります。

審査の期間は平成 21 年 8 月 10 日から 9 月 1 日まで、原委員さんとともにに行った

わけでございます。

審査の総括意見でございますが、町長より審査に付された各会計の決算書について、

関係諸帳簿、伝票並びに証書類等の照合、関係資料の分析、比較検討等、通常実施す

べき審査を実施いたしました。

次のページにまいります。この結果、各会計とも決算書数値は正確で、かつ合法的であり、関係帳簿、証書類——関係帳簿というのは例月検査を行いますが、その締め後の数値が合つとるかどうかということが第一点、さらには財産調書、基金の明細、債務負担行為、あるいは有価証券、採納状況等々につきましての関係諸帳簿でござります——を整合しており、財産運用管理もおおむね適切で処理されておりました。

以下、内容について記述申し上げます。

1 の決算規模でございますが、これは先ほど町長さんが詳細にわたくって数字を申し上げられましたので、私は省略いたします。

次、4 ページにまいります。2 の一般会計別決算状況でございますが、これにつきましても平成 20 年度歳入総額、歳出総額を計上いたしております、増減につきま

してもそれぞれの数値を上げております。

3の年度別決算収支状況でございますが、先ほどの収支決算に基づきまして差し引

き残額、あるいは翌年度繰越財源、形式収支、あるいは実質収支、つまり我が町の赤

字か黒字かという表現がここで出るわけでございますが、黒字決算でございます。そ

れから、単年度収支が——丸々の黒字がいかがなものかというのが単年度収支の

1,171万2,000円になります。実質単年度収支でございますが、これは付記に

書いてございますように実質的な黒字の要素がございまして、このうち繰り上げ償還

が6億3,912万6,000円、あるいは財産の積み立て、あるいは単年度収支の先

ほどの1,100万等々の合計したものが6億7,100万余でござります。つまり、

余裕があったということで、償還をしたという一つの数字の表現でご

ざいます。

4の歳入状況であります、町税以下、5ページにわたって77億1,
891万

2,000円の合計でございます。これを見てみると、やはり一番大
きなのは地方

交付税が全体の構成比の57.3%を占めております。それから、2番
目が10.2%

の構成比率でありますが国庫支出金、3番目が町債というようなラン
クづけでござい
ます。

次にまいります。6ページでございますが、歳出の状況でございまし
て、これも

20年度の決算額をここに掲げております、割合、比率を出してお
ますが、一番

大きなのは下から3番目の公債費34%の比率でございます。2番に
ランクされるの

が民生費の16.1%、3が総務費の12.8%というふうに考えるわけ
であります。

付記に書いてございますように、民生費は社会福祉費、星の里利子補給、あるいは

児童福祉費、幼花園の建設補助等により前年比 10.4%アップしたと
いうことでござります。

ざいます。2番目、商工費は緊急プレミアム商品券の補助等により前年
16.1%上

回ったと。消防費は津和野地区消防センター建設等により前年比 57.
2%上回った

ということが言えるのであります。

7ページにまいります。4の教育費は鷺外記念館資料購入、あるいは
旧堀邸修復工

事等により前年比 7.1%アップしたということでござります。

次、まいります。6の性質別歳入歳出決算状況でございますが、経済
的な性質のも

のと言えます。主に予算書で言えば款項に類似するものでござります。
まず自主財源

でございますが、上から町税、分担金及び負担金、使用料及び手数料と
いうふうに自

主財源を上げておりますが、この構成比を見てみると、構成比の小計のところにお

示しをいたしておりますが 18.4% の割合を占めております。つまり、
3割自治と

昔は言っておりましたけれども、今は 2 割自治でもちょっと届かない
というような厳

しい自主財源の状況でございます。金額にして 14 億 1,984 万 3,000 円が自主
財源でございます。

次の依存財源であります、これも地方譲与税から以下 8 ページまで掲げてござい

ます。この依存財源の一番大きなのは、やはり地方交付税 44 億 1,100 万余でご

ざいます。率にして 57.2%。この普通交付税の中身は特別交付税も
含まれたもの、

合算でございます。それから次に 10.2% のウエートを占めているのが国庫支出金、

次が町債ということでございます。したがって 77 億 1,800 万余の

中で、地方交

付税が、やはり一番大きなウエートでございます。

(2) の歳出でございますが、義務的経費でございます。20年度は人件費、物件

費、扶助費、公債費という項目でございますが、やはり率にして一番大きなのが公債

費34%の比率でございます。25億9,800万余でございます。次に人件費が

11億900万、14.5%でございます。物件費も11.9%でござります。次に扶

助費でございますが3億3,900万ばかりでございますが、ことしと
いうよりか、

新しく社会福祉事務所ができましたので、開設いたしまして、この福祉事務所から生

活保護費がございますが、これを扱っておるので金額が上がってきます。次に

投資的経費でございますが、この普通建設事業費が10.1%でござります。

次、9ページでございますが、その他の経費で補助費等、あるいは積立金、貸付金、

繰り出し、出資金等々でございます。この中で、やはり大きなウエートは補助費等の

13.1%、2としては8.2の繰り出し金でございます。なお、出資金がございます

が、これは新たに生じたものでございますが3,100万。3,000万は御案内のよ

うに橋井堂に出資をいたしております。100万につきましては地方公営公共団体金

融公庫、以前言つておりました公営企業金融公庫でございます。これに100万。合

わせて3,100万を出資をいたしております。

付記に書いてございますように、1は、人件費は行政改革努力により前年比

6,850万6,000円、5.8%減少したということでございます。

2として、扶助費は前年に比べ民生費と教育費が増加したと。付言して述べれば、

民生費は先ほど申し上げました社会福祉事務所が開設して、生活扶助、住宅扶助、教

育扶助、その他4件で9,371万ばかりを扱っております。こうしたことで民生費

が増加したということが言えます。教育費は全体では15万1,000円ばかりでご

ざいますが、主としては民生費でございます。

3番目の公債費でございますが、一般単独事業債等の繰り上げ償還により減少した

と。このほかに過疎対策事業債が9億3,800万、市町村振興資金その他16件が

ございますが、全部で23億円ばかりを償還したということでござります。逆に借入

金は5億6,000万ばかりございます。

それから、繰出金につきましては、民生費、衛生費、土木費、農林水産と、それぞ

れ各費目に繰り出しております。

出資金は、先ほど申し上げました橋井堂等でございます——の事業

化費等により増
加したものでございます。

7番目の目的別歳出決算状況でございますが、予算書でいう款の項
目になるわけで
あります。議会費、総務費、次の10ページの民生費等々でございます
が、やはりこ
の中で一番大きなウエートは公債費の34%占めておりますが25億
9,800万余
でございます。次に大きなウエートは民生費の16.1%が12億3,3
00万余とな
っております。合計で76億5,010万1,000円でございます。

次、財政構造指数の分析になるわけであります、経常収支比率につ
きましては
20年度は93.1%であります。これは90%以上になると、いわゆ
る赤信号とい
うことでございますので、今は93%ですから赤信号に到達したとい
うことが言える
わけであります。公債費比率につきましては37.7%でございますが、

これも

20%以上になると危険信号であるということが言えますので、これ
も危ないところ

でございます。起債制限比率は指数で平均で16.1%ですが、我が町
は16.4とい

うことで、これも20%危険水準より以下でございますので、まあまあ
今のところは

安全であることが言えるのであります。人件費比率につきましては2
1.1%で、標

準の24.6%の範囲内に位置しております。

次、11ページにまいりますが、物件費比率は指数が10.6で、9.
8でよかろう

ということでございます。

実質収支比率は1.3%で、これも3%から5%の範囲内ならオーケ
ーだというこ

とが言えるのでございます。

実質公債費比率につきましては、3年平均でございますが、22.7%
でございま

す。これも35%以下ならいいということが指數としてあらわれております。

財政力指數につきましては0.188でございまして、これも大きな数字になります

すと、かえって裕福なということでございますが、1.0以下に抑えたいと思います。

標準財政規模でございますが、50億5,547万7,000円の本町の財政規模で

ございます。

付記にございますように、指數は県内町村平均の19年度決算統計の平均数値であ

ると、経常比率は減税補てん債及び臨時財政対策債を一般財源に加算した比率である

ということでございます。

9として、町税の収納状況でございますが、先ほど来、各課長さんが御説明申し上

げましたとおり、やはり本年度も100%の収納ということはございませんが、町民

税を例にとりますと 92.8% という率でございます。

付記に書いてございますように、町民税の収納率は前年比 0.6 ポイント下がり

92.8% となつた。固定資産税は、前年比 0.1 ポイント上がって 80.9% となつ

た。軽自動車税は、前年比 0.6 ポイント下がり 93.8% となりました
ということで
ございます。

次の 12 ページにまいります。不納欠損でございますが、やむを得ないことで処置

をしたのでございます。法的根拠は、地方税法第 18 条第 1 項の時効と
いう該当する

わけでありますが、町民税で 113 万 3,726 円、2 件ございます。

それから、固

定資産税は 706 万 9,200 円、1 件でございます。計 3 件で 820
万 2,926 円

が本年度の不納欠損を処理したのでございます。

次、11 の使用料及び手数料状況でございますが、これも使用料とし

て、調定に対

して収入済み額を掲示したものでございます。

13ページにまいりまして、衛生関係で、先ほど課長さんが申し上げましたが、

205万5,000円の未収がございますが、破産による不納というこ
とになろうか

と思います。

それから、土木関係では、住宅の984万7,000円ございますが、
町営住宅で

ございます。枕瀬住宅とか、過年度の未収入がここに計上したものでご
ざいます。

1,190万8,000円が未納でございます。

次、14ページにまいります。手数料でございますが、これは衛生関
係で6万ござ

いますが、既にこれは入金、納付済みでございます。ごみ袋の販売手数
料5万

9,500円でございますが、これは完納しております。

12の貸付金状況でございますが、島根県の林業公社に保育で除間

伐等々いたした

ものでございます。面積は106ヘクタール、これが3万1,000円の受託事業と

しての貸し付けを行っております。

13の一時借入金状況でございますが、3億でございます。期間は3月31日から

4月6日の8日間、利率は0.39%で、2万5,623円の利子でございます。

15ページにまいりますが、地方債の現在高状況でございます。本年度は5億

6,106万5,000円借り入れをいたしました。償還額、元金が23億4,700万

ばかり返しております。したがって、20年度末の現在高は145億8,956万

2,000円となります。前年比較して、17億8,600万ばかりの減になります。

なお、町民1人当たりに換算すると、162万8,000円になります。

次、債務負担行為の状況でございますが、本年度は元金が5,526万1,000円、

利子が907万円で、借入額の△の57万が載っておりますが、これは
緑資源機構の

償還表の調整値を修正したものでございます。合わせまして、平成20年度末では

2億6,582万の現在高でございます。

次、基金の残高でございますが、19年度末現在から20年度、本年度を足して繰

り出して、いろいろ差し引きいたしまして、現在高はそれぞれ一般会計、
土地開発、

このように合計では16億2,100万強でございます。

16ページにまいりますが、滞納額でございます。20年度の町民税
以下、先ほど

来からお話をございましたが、合計で1億2,994万でございます。

8月末現在で

は、このうち874万4,000円が既に納付済みでございます。率にして約7%ば

かりがこの額から入っておりまますので、実際は現在では1億2,100万ばかりに残
がります。

次の18の時間外勤務状況でございますが、各課のそれぞれの時間
数、200から

250時間、あるいは300時間、300時間以上ということで人数を
調査したもの

でございますが、やはり300時間以上のものが合計で10名おられ
ます。人数は囁

託職員も含んだものであり、また去年との比較は、機構改革に伴い、年
度比較は省略

したのでございます。

19の特別会計の決算状況でございますが、各会計別執行状況総括
表として計上い

たしますが、これも先ほど各課長さんからそれぞれの御説明があつた
ので、説明は省
略いたします。

20の基金残高状況でございます。特別会計では3億9,973万3,

000円で、

本年度は、積み立て、繰り出し等々で9,384万5,000円でございまして、現在

では4億9,357万8,000円でございます。

21の滞納状況でございますが、これも先ほど来から説明がございましたので、内

容等の説明は省略いたしますが、合計では6,306万1,000円の滞納額がござい

ましたが、8月末ではこのうち875万3,000円が既に納付されております。し

たがって、きょう現在では残りが5,400万ばかりということが言えます。

次、奨学基金ですが、これも次長さんの説明のとおり、本年度は小藤育英が

120万、津和野町育英が960万、人数にして22名、合計で1,800万の貸し

付けでございます。2の貸付金の償還金状況等につきましては、ここに書いてあると

おりでございます。

以上、21ページでございますが、これらの総括の審査意見として申し上げたいと
思います。

本町は、自然と歴史的条件を備え、人口規模に合う産業を構築して、
さまざまな行政活動について、国や県と密接な関係を保ちながら、地域住民の生活向上を目指して

その役割を果たして、平成17年9月25日合併以来、行政運営は順調に進行してい

るものの、財政は依然として厳しさを増している現状である。これらを踏まえて、平

成20年度会計決算監査を実施した。その総括的意見を以下に示すものであります。

一般会計の歳入は総額77億1,891万円余、前年に比べて11.7%の減、歳出が76億5,010万円、前年に比べて12.0%の減で、ともに減少した。主なもの

としては、地方交付税、国庫支出金は増加したが、地方消費税交付金、町債など減少

した。歳出では、削減努力が見受けられた。

一方、繰出金による病院経営の継続、旧津和野町簡易水道事業の累積赤字解消、そ

の他に定額給付金による家計への支援対策、プレミアムつきの商品券

はるかぜでの消

費拡大対策など、地域経済の活性化と安心・安全の効果は甚大であった。

また、特別会計は、歳入総額36億2,966万円余、前年に比べて31.7%減、

歳出35億7,275万円余り、前年に比べて32%減で、それぞれ減少した。主な

ものとして、老人保健制度が後期高齢者医療制度に改正された。御案内のように、老

人保健というのは、高齢化したため高齢医療が増大してきた関係で、後期高齢者、厳

正に言うと、現役と75歳以上とを区別しての法改正がなされたということが言えま

す。このように法改正されて、円滑な運営を図ることとしたものである。

以下、全般にわたって共通事項として指摘し、意見としたいと思いま
す。

1として、収納対策について、自主財源の主たる町税、使用料及び手
数料並びに負

担金等、法的根拠を経て強制執行などでもって収納増へ自助努力を求
めるものである。

2、不用額について、先ほど来、課長さんからそれぞれ説明がござい
ましたが、不

用額が常態化し、翌年度以降の施策に反映されないため、毎年発生する
とすれば、計

画策定、執行の制度見直しが必要であると、このように思うのであります
す。

次、22ページにまいります。3として、時間外勤務であります
課と職種によ

って個人に偏っている傾向がある。緊急事態の対応はやむを得ない。緊
急事態という

のは、選挙なり災害とか、あるいは予算編成等々を指すものでございま

す。勤労の平

等と均衡を図り、健康管理に努めるため、代休、振りかえなど、励行する必要がある。

4として、奨学基金会計について、近年の向学心に燃えた学生増加に伴い、資金需

要も増加、前年比3名増、貸付金も280万円で35%増ありました。

一方、原資

となる寄附金は減少の一途で、運用益の補充は不足して、基金を取り崩して賄ってい

る状況である。このような状態が續けば、基金の枯渇は明白であります。

この際、一

般会計に転じて、円滑なる運営を図る必要があると思います。

5として、公有財産の管理であります。社会現象の変動により、かつての主要施

設が遊休化し、老朽化している。これらを用途、目的によっては民間委託等、積極的

に、かつ有効的な利用促進に努められたい。主な施設等は次のとおりで、シルク染め

織り館、日原中学校寄宿舎、シレクの里交流館（旧林泉寮）旧青野山荘、

旧石西社跡

地、小川駐在所跡地等でございます。

結びとして、単年度収支状況のみで判断することなく、将来負担の地

方債や債務負

担行為など、財政負担となるものを見きわめ、財政調整基金等の積立金

や財源の確保

が必要である。そのためには、行政コストの節減、効率化等、徹底的に

事務事業の点

検、見直しを厳しく、総力を挙げて行政改革に取り組むことが喫緊の課

題であると思

うのであります。

以上でございます。

○議長（後山 幸次君） ありがとうございました。

それでは、審査意見報告に対する監査委員への質疑に入ります。

初めに、一般会計について質疑を受けます。ありませんか。17番、

藤井貴久男君。

○議員（17番 藤井貴久男君） 22ページの指摘事項の中でお伺い

をいたしたいと
ころであります、奨学基金会計についてであります、これについて
は、このよう
な状態が続ければ基金が枯渇するというふうなことで、一般会計に転じ
てというふうな
ことが指摘をされております。私、ちょっとここで疑問だなと思うのは、
一般会計か
ら入れるのではなくて、むしろ一般会計から繰り出して、奨学基金に繰
り入れてやる
という方法をとられるべきではないかというふうな気がいたしまして、
申し上げたと
ころであります。といいますのは、これまでずっと寄附等でこの基金が
できたという
ふうなことありますので、それはやはりそのように生かしていくべ
きではなかろう
かというふうなことを思っているところであります。
また一方で、寄附をもう少しいただくという方向もとらなきゃなら
ないんじゃない

かと思います。例えば、民生の寄附金というとちょっと言い方があれで
すが、はつき

り申し上げますと、社会福祉協議会に香典返し等の寄附があるわけで
ありますが、こ

れはかなりの金額に上っているだろうと思いますが、その辺も奨学基
金、子供を育て

るということも大切でありますので、そのほうにも振り分けてという
ふうなことも私

は必要であろうと思うんです。そのようなところも考えて、寄附金を募
るということ

も考えなきゃならないと思いますが、それは別として、一般会計のほう
へ一緒にして

しまうというふうなことを考えられたということはどういうことなの
かをお聞きをい

たしたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 監査委員。

○代表監査委員（渡邊 博君） 奨学基金等につきましては、以前か
らいろいろ私ど

ものほうにも耳に入っておったわけであります。というのは、藤井議員さんおっしゃ

るようすに、寄附金で以前は賄っておったわけですね、いわゆる運用益で。ところが、

運用益でやる額より寄附金をされる方が最近少なくなつた傾向があります。それと、

低金利でございますので、それらの金利がままならないということがありました。

それから、もう一点は、一般会計から出すのなら、何も私たちが無理して寄附すること

とはないではないかという声も聞こえてくるわけであります。寄附者というものが、

寄附金というものがそういうような風潮が出てきますと、どうしても少なくなつてくると。

一方、需要はどんどんと出てくる。どうしても、一般会計から金を賄つてやらない

と、十分な需要にこたえられないということから、ここであつさり一般

会計で経営、
運用したらどうかというのが、原さんと私どもの考えだったわけであ
ります。

○議長（後山 幸次君）ほかにありませんか。——ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君）ないようですので、一般会計に対する質疑を
終結いたします。

次に、特別会計につきまして、一括して質疑を受けます。ありません
か。——あり
ませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君）ないようですので、特別会計に対する質疑を
終結いたします。

日程第25．議案第116号

○議長（後山 幸次君）続きまして、日程第25、議案第116号平
成20年度津和
野町病院事業会計歳入歳出決算の認定について議題といたします。

本案件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（中島 嶽君） 議案第116号について提案理由の御説明を申し上げます。

本案件は、平成20年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算について、監査委員さ

んの意見書を添えまして、議会の認定に付するものでございます。

収益的事業では、収入支出と差し引きまして551万3,808円、そして前年度

の繰越額が4万7,500円を加えまして、当期で利益剰余金が556万1,308円

となつたものでございます。

いま一つ、資本的事業でございますけども、収入支出差し引き579万2,487円

が不足いたしたわけでございますけども、これにつきましては、不足額を損益勘定保

留資金から補てんをいたしまして、決算をさせていただいたものでござります。

詳しいことにつきましては、担当課長から御説明申し上げますので、

よろしくお願

いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 健康保険課長。

〔担当課長説明〕

.....

議案第116号 平成20年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算
の認定について

.....

○議長（後山 幸次君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより監査委員の審査意見の報告を求めます。

監査委員さんには、発言の途中でもしチャイムが鳴り始めましたら、
鳴り終わるま

で暫時休憩していただきたいと思います。

監査委員。

○代表監査委員（渡邊 博君） そういたしますと、平成20年度津
和野町病院事業
決算審査意見書を御報告いたします。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された平成

20年度津和野

町病院事業決算書並びに関係諸帳簿書類を審査した結果、その意見は次のとおりであります。

審査の概要、審査の期日、平成21年7月13日、審査の場所は津和野町役場第

2庁舎監査室であります。

審査の方法として、津和野町病院事業経営を地方公営企業法、その他関係法令の定めるところにより、目的を達成するため合理的に行われたかについて、書類の照合と検証を実施した。

審査の結果でありますが、1として決算状況、アとして収益的事業、収入のほうで病院事業収益、医業外収益でございますが、4億9,218万4,603円でございます。それから、3ページの支出でございますが、病院事業費でございます。4億

3,076万1,417円、内訳は医業費用と医業外費用でございます。

付記にして、

収入支出差し引き551万3,808円の経常利益に前年度繰越額4万
7,500円を

加えた当期利益剰余金は556万1,308円となりました。

イとして、資本的事業でございます。収入のほうで579万2,71
3円、負担金

が100%で579万2,713円であります。4ページの支出にまい
ります。資本

的支出として、建設改良費が829万9,200円、企業債償還金が3
28万

6,000円でございます。備考に、建設改良費とは、機械部品、ある
いは下水道接

続工事であります。償還金は、企業の償還金でございます。

付記に、1、収入支出差し引き579万2,487円の不足額が生じ
たので、損益

勘定保留資金から補てんした。2、医療機器の更新、購入及び施設の補
修等、対応に

慎重に考えられたい。つまり、医師方と事務方との意見が違つておると

いうようなこ

とが聞きましたので、その辺を慎重に考えて、適正な価格で購入なり更新なりをして

もらいたいと要望するのであります。

2として、企業債の残高でございますが、財務省財政融資資金以下合計で6億

1,350万、償還が328万6,000円、未償還残高が6億1,021万

4,000円となります。

5ページにまいりますが、資産状況、固定資産として、土地はございませんが、建

物、機械、備品、合計で790万4,000円でございます。20年度

末現在高は

5億7,083万2,265円となります。流動資産でありますか、現金預金が

4,771万558円、未収金が317万698円、合計で5,088万1,256円

となります。

次、6ページでございますが、資本金として、借入資本金が6億1,021万

4,000円、剰余金が1,149万9,521円、合計で6億2,171万

3,521円となります。

総括意見として、本病院は地域の中核病院として、高度な医療と設備を備え、地域

住民に安心感を与えるなど、大きな役割を果たしてきたが、平成20年12月、厚生

連の破産から指定管理者に経営を委託した。こうした経緯から、前年度は道半ばで、

当年度と比較検証することができなかつた。

本年度を総括すると、病院事業は全国的にも厳しい状況の中で、公営益業として経

済性を発揮するとともに、本来の目的である公共福祉の増進に尽力したこととは高く評

価できます。

一方、施設、備品等、町の買収によって、一時的には剩余金を生み、
黒字に転換し
ても、これは将来にわたり安定経営が見込まれるか不安である。今後と
も、医療体制、
医師確保対策など、新たな展開を図り、毎年発生することが予想される
医療機器の更
新、購入、施設の補修などに多額の支出を要して、財政健全化に悪影響
が懸念される
ので、一層の事務事業の見直しに努められたい。
以上でございます。

○議長（後山 幸次君） ありがとうございました。
それでは、審査意見報告に対する監査委員への質疑に入ります。あり
ません

か。——ありませんか。6番、河田隆資君。
○議員（6番 河田 隆資君） 少しわからないところがありますので
お伺いしますけ
ども、企業債の明細書、一番最後にあります。当然、財務省及び公営企
業等からお借

りしたのは病院債とか、そういうような分だと推測するわけですけど

も、最後の西い

わみ農業協同組合、これが20年の——一番最初に、平成19年度、種

類が西いわみ

農業協同組合とあって、発行年月日が平成20年3月25日とあります

すが、これは過

去にそういうふうなものを持っていたのかどうなのかという少し疑問

があります。

それと、もう一つは、20年度の決算でございますので、当然、5日

間の決算状況

が報告されているんだと思っておりますが、決算期間がいつからいつ

までなのかとい

うことをお伺いしたいということと、25日間で上の部分については

償還がない、こ

れは当たり前だと思っておりますが、328万円等の償還が発生して

おります。これ

はどういうこと、5日間でそんなに収益が上がって返済するというの

は、過去のそ

いう債務があったのかなというふうに、何か変な想像までしてしまいますけれども、

その点はどのような表なのか、少し御説明をお願いいたします。

○議長（後山 幸次君）監査委員。

○代表監査委員（渡邊 博君）私どもは詳しくは存じませんけれども、ただ、報告

書に基づいて、このように当年度償還額が328万6,000円であったということ

を確認して、ここに計上したのであります。したがって、何日から何日、あるいは何

年度ということでなくして、報告書のとおり上げたのでございます。

以上です。

○議長（後山 幸次君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君）ないようですので、質疑を終結いたします。

監査委員さんには大変ありがとうございました。

それでは、後ろの時計で午後1時まで休憩といたします。

午後0時04分休憩

午後 1 時 00 分再開

○議長（後山 幸次君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

監査委員に対する質疑は終了いたしましたが、ここで日程第 15、議案第 106 号

平成 20 年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定についてより、日程第 25、議案

第 116 号平成 20 年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定についてまで、執

行部に対して総括的に特に質疑があれば、これを許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、執行部に対する質疑を終結いたします。

冒頭、議会運営委員長より報告がありましたように、決算認定に関する 11 案件に

つきましては、特別委員会を設置することになっております。

お諮りします。決算の認定に関する 11 案件につきましては、7 人の

委員をもって

構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、今会期中の審査といたした

いと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。よって、本11案件につきましては、

7人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、今会期

中の審査とすることに決しました。

各常任委員会より委員の選出をお願いいたします。

これより暫時休憩といたします。

午後1時02分休憩

.....

午後1時05分再開

○議長（後山 幸次君） 休憩前に引き続いて本会議を再開いたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任について
は、委員会条例

第7条第1項の規定により、総務常任委員会より斎藤和巳君、藤井貴久
男君、青木登

志男君、文教民生常任委員会より板垣敬司君、竹内志津子君、経済常任
委員会より河

田隆資君、村上英喜君の以上7名の特別委員会の委員を指名いたした
いと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指
名いたしました

7人の方は、決算審査特別委員会の委員に選任することに決しました。

なお、決算審査特別委員会に地方自治法第98条第1項の検査の権
限を付与したい

と思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 異議なしと認めます。よって、決算審査特別
委員会に地方自

治法第98条第1項の検査の権限を付与することに決しました。

先ほどの休憩中に、決算審査特別委員会の正副委員長を選任いたしました。委員長に斎藤和巳君、副委員長に板垣敬司君がそれぞれ選任されましたので、御報告いたします。

それでは、ここで選任されました委員長よりごあいさつを受けたいと思います。

13番。

○決算審査特別委員長（斎藤 和巳君）先ほど休憩の間に、決算審査特別委員会のメンバー構成ができました。不肖私が総務常任委員会の委員長であるわけですから、

決算審査特別委員会の委員長を仰せつかったわけでございます。残りの6名の方々に

よって、20年度の決算審査を行いたいと思います。委員の皆様方には、大変御迷惑

なことがあるかもわかりませんけども、皆様方の協力をもって、すばらしい決算審査

ができるとを期待しているところでございますので、よろしくお願
いしたいと思い
ます。

以上でございます。

○議長（後山 幸次君） ありがとうございました。

日程第26. 報告第3号

○議長（後山 幸次君） 続きまして、日程第26、報告第3号平成2
0年度津和野町
健全化判断比率等についてを議題といたします。

執行部より報告を求めます。町長。

○町長（中島 巖君） 報告第3号につきまして御説明申し上げたい
と思いますが、

これは平成20年度津和野町健全化判断比率等についてでございます
が、地方公共団
体の財政健全化に関する法律に基づきまして、健全化判断比率等を報
告することに
なっているわけでございますが、その内容につきましては担当課長か

ら御報告いたし

ますので、よろしくお願ひをいたします。

○議長（後山 幸次君） 総務財政課長。

〔担当課長説明〕

.....

報告第3号 平成20年度津和野町健全化判断比率等について

.....

○議長（後山 幸次君） 特に質疑があれば、これを許します。ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

----- • ----- • -----

日程第27. 報告第4号

○議長（後山 幸次君） 日程第27、報告第4号株式会社津和野の経営状況について
を議題といたします。

執行部より報告を求めます。町長。

○町長（中島 巍君） 報告第4号は、株式会社津和野の経営状況に

についてでござい

ます。

担当課長のほうから内容を御説明申し上げますので、よろしくお願
いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

〔担当課長説明〕

.....

報告第4号 株式会社津和野の経営状況について

.....

○議長（後山 幸次君） 特に質疑があれば、これを許します。ありま
せんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

----- • ----- • -----

日程第28. 報告第5号

○議長（後山 幸次君） 日程第28、報告第5号株式会社石西社の経
営状況について
を議題といたします。

執行部より報告を求めます。町長。

○町長（中島 嶽君） 報告第5号は、株式会社石西社の経営状況について御報告す

るものでございますが、内容につきましては担当課長から御説明申し上げますので、

よろしくお願ひをいたします。

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

〔担当課長説明〕

.....

報告第5号 株式会社石西社の経営状況について

.....

○議長（後山 幸次君） 特に質疑があれば、これを許します。ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

----- • ----- • -----

日程第29. 報告第6号

○議長（後山 幸次君） 日程第29、報告第6号株式会社仙の里よこ

みちの経営状況

についてを議題といたします。

執行部より報告を求めます。町長。

○町長（中島 嶽君） 報告第6号は、株式会社杣の里よこみちの経営状況について

御報告するものでございます。

内容につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

〔担当課長説明〕

.....

報告第6号 株式会社杣の里よこみちの経営状況について

.....

○議長（後山 幸次君） 特に質疑があれば、これを許します。ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

日程第30. 報告第7号

○議長（後山 幸次君） 日程第30、報告第7号株式会社日原リゾート開発の経営状況についてを議題といたします。

執行部より報告を求めます。町長。

○町長（中島 巍君） 報告第7号は、株式会社日原リゾート開発の経営状況について御報告するものであります。

内容につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。
〔担当課長説明〕

報告第7号 株式会社日原リゾート開発の経営状況について

○議長（後山 幸次君） 特に質疑があれば、これを許します。ありま

せんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

日程第31. 報告第8号

○議長（後山 幸次君） 日程第31、報告第8号有限会社フロンティ

ア日原の経営状

況についてを議題といたします。

執行部より報告を求めます。町長。

○町長（中島 巖君） 報告第8号は、有限会社フロンティア日原の
経営状況につい

て御報告を申し上げるものであります、その内容につきましては担
当課長から御説

明申し上げますので、よろしくお願ひをいたします。

○議長（後山 幸次君） 農林課長。

〔担当課長説明〕

報告第8号 有限会社フロンティア日原の経営状況について

.....

○議長（後山 幸次君） 特に質疑があれば、これを許します。3番、
沖田守君。

○議員（3番 沖田 守君） 今後の課題ということで1点ほど申し
上げておかにや
ならんと、こう思うのでありますが、この資料で役員の構成、有限会社
になっておる
けれども、この構成が一体望ましい構成であるかどうかということを
検討いただいた
い。

申し上げますのは、立ち上げたいきさつ等も私も若干承知はしてお
りますが、代表
取締役やその他一部取締役で、そこの社長である、従業員で社長である
ということは
おかしいんですが、そこで従事している方が社長になったり取締役に
なる、これはま
ことに適切。それから、町も農協も資本をかけておるということで、農
協から取締役

になるのもこれも当然のことと、こう思いますが、残念ながら、お二方、

取締役大庭

照夫、取締役佐藤武文、これは個人出資があるのかどうか、詳しいことはわかりませ

んが、従来、役場の職員で、いきさつ上、取締役、あるいは監査役等々になったとい

う経緯もありますが、これは引き続き続いているのではないかという若干危惧をして

おりますが、そうでなかつたらそうでないので結構なんですが、資本金をもって取締

役になられておるのかどうなのかということ、これら辺は今後検討する余地が

あるのではないか。

さらに、監査役も、これは農協の所長が1人入っておりますから、これはある意味

では適切かなと思いますが、もうお一方、田中幸一君、これが果たして監査役で適任

であるのかどうなのか、こういうところがいささか問題になるのでは

ないかと思って、

今後、検討材料、検討していただく余地がありはしないかということを申し上げて、

もしお答えがあればお答えをちょうだいしたいと、こう思います。

○議長（後山 幸次君） 農林課長。

○農林課長（大庭 郁夫君） 御質問のすべてはちょっと私のほうでわかりかねるところもあるんですけども、資本金のほうでございますけども、今1,025万でござい

ますけども、町が500万、それからJAが500万、それあと社員の方たちで

25万ということなので、ちょっと個別の額は私も詳しいあれがございませんので申

しわけないんですが、それぞれの取締役の方はもちろん出資はされておりますと聞い

ております。

○議長（後山 幸次君）ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

○議長（後山 幸次君） お諮りいたします。以上で本日の日程は終了しました。本日

はこれにて散会したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。

以上をもちまして、本日は散会いたします。大変御苦労でございました。

午後1時31分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

平成 21 年 第 6 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 錄 (第
2 日)

平成 21 年 9 月

9 日 (水曜日)

議事日程（第2号）

平成21年9月9日午前

9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

出席議員（16名）

1番 村上 義一君	3番 沖田 守君
4番 青木 克弥君	6番 河田 隆資君
7番 青木登志男君	8番 原 秀君
9番 中岡 誠君	10番 須川 正則君
11番 滝元 三郎君	12番 道信 俊昭君
13番 斎藤 和巳君	14番 竹内志津子君
15番 板垣 敬司君	16番 村上 英喜君

17 番 藤井貴久男君

18 番 後山 幸次君

欠席議員 (なし)

欠 員 (2名)

事務局出席職員職氏名

局長 斎藤 等君

説明のため出席した者の職氏名

町長 中島 巖君 副町長

沖田 修君

教育長 斎藤 誠君 参事

長嶺 常盤君

総務財政課長 右田 基司君 税務住民課長

米原 孝男君

情報企画課長 長嶺 清見君 健康保険課長

安見 隆義君

商工観光課長 山岡 浩二君 農林課長

大庭 郁夫君

建設課長 伊藤 博文君 環境生活課長

長嶺 雄二君

教育次長 水津 良則君 教育次長

広石 修君

会計管理者 村田 祐一君

午前9時00分開議

○議長（後山 幸次君）皆さん、おはようございます。引き続いてお出かけをいただ

きましてありがとうございます。これから2日目の会議を始めたいと思ひます。

ただいまの出席議員数は16名、全員であります。定足数に達しておりますので、

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（後山 幸次君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、13番、斎藤和巳君、

14番、竹内志津子君を指名いたします。

日程第2．一般質問

○議長（後山 幸次君） 日程第2、一般質問。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

発言順序1、3番、沖田守君。

○議員（3番 沖田 守君） 議席番号3番、沖田守であります。私は、この9月定

例議会において、町長が既に去る6月定例会において、今期限りで町長

職を御勇退さ

れるという決断をされて広く町民に発表されましたので、合併後のこの4年間、新生

津和野町の町長としてやってこられた数々の仕事、しかしながらまだまだ残された課

題、そして任期満了に伴いまして、我が町の2代目の首長を決める町長選挙等々を控

えておるわけでありますが、それにどのような御期待をされるのか等々についてお尋ねをするわけであります。

考えてみると、合併をしてこの4年間、私どもも中島町長に数々の質問を投げか

け、思いを町長にぶつけてまいったわけでありますが、それにそれぞれ誠意を持つ

てお答えをいただいてきたとこのように思いますが、この9月定例議会をもっていよ

いよ中島町長に最後の質問になるということは、私のみならず議員含めて一抹の寂しさ

を禁じ得ないわけであります。

申し上げましたように平成17年の9月の25日、旧日原、津和野両町の合併によ

って新生津和野町として誕生し、初代町長に当選をされまして、私を始め町民の中に

は、このたびの平成の合併には少なからず異論を持ち、反対意思を起こした経緯もあ

るわけでありますが、合併が決定をしてそして新しい新津和野町が誕生して、私ども

は過去の経緯は別として、新しい町になれば新しい町になったこの町が未永く町民の

幸せのために町が発展することを切に願って議員活動もしてまいりたつもりであります。

町長にはこの4年間、施策の基本方針に、旧両町間の一体感の醸成を何よりも重要

視点に置かれて施策を講じられ今日を迎えてきたとこのように考えます。合併はいた

しましたが、この町の財政は極めて脆弱な財政であり、加えて、小泉政権以来の大幅

な地方交付税の削減や地方切り捨て政策等が続く中で、おくれている我が町の社会資

本整備や特に危機に瀕した地域医療、福祉体制の再構築に、まだまだ予

断を許さない

とはいえ、一定の道筋をつけられたことに対して敬意を表するものであります。

まだまだ残された課題は数たくさんあるわけでありますが、この9月定例議会ある

いは10月の任期満了まであとわずかとなつてまいりましたが、勇退されることには

津和野町民多くの方々から惜しまれる声もあると存じます。反面、私は、多くの為政

者がその権力に執着する中で、後進に道を託される決断にはまた多くの町民が称賛を

贈るものと信じております。

今回の衆議院議員の選挙の結果は、国の政権が五十数年自民党中央の政治、とりわ

け、小泉政権以降の今日までの政治が、余りにも前段申し上げたような国民生活や地

方の自治体にとってまことに厳しい政策が続いたというようなこと等を中心にして、

国民の大きな怒りが爆発したものであり、国の方針が大きく転換することが予測される

れるわけであります。この時期に、まだまだお見受けすると、4月以降病気で大きな

手術もされましたが極めて回復も早く、健康には全く問題はないと私どもにはそのよ

うに映ります。御勇退を決断されるに当たって、残された大きな課題は一体何が残つ

ているのか、あるいは次期首長にどのような期待をされておるのかをお伺いするもの

であります。よろしくお願いしたいと存じます。

○議長（後山 幸次君）町長。

○町長（中島 巍君）改めておはようございます。本日は一般質問をお受けするわ

けであります。どうかよろしくお願いを申し上げます。

3番議員さんから、町長の勇退に伴い残された課題はという題名で御質問をいただ

いております。お答えをさせていただきたいと思います。

不肖私が新町の初代町長に就任をさせていただきましたが、早いもので1期4年間

が間もなくその任期が到来をするわけでございます。この間、賜りまして
了温かい御支

援に対し、まずもって心から厚くお礼を申し上げます。

振り返ってみますとき、かつてない激動の在任期間でありました。小泉政権のもと

で地方を顧みない政治が行われ、行財政の運営はまことに容易ならざ
る事のでありま

した。小泉政権から安倍政権そして福田政権、麻生政権へとバトンタッチがなされま

したが、地方にとってのいばらの道は改善されることなく推移をいたしましたところです。

ひます

ただ、そうした中にあって、たとえ選挙の対策といったようなことで
あったとして

も、麻生政権のもとでは次々と地方再生への財政支援措置がなされ、十分とは言えぬ

いまでも暗夜に光明を見る思いを持つことができたのは事実であります。

しかし、小泉総理総裁が豪語された自民党をぶっ壊すという思いは、さきの総選挙

で確実のものとなったのであります。ここにおいて、民主党を中心とする政権が誕生

することになったのであります。国政の一大転換であり、このことが、衰退しつつあ

る地方に対して今後どのような影響、結果をもたらすかについては、大きい期待を寄

せながらも、少し状況を見定めてまいる必要があろうかと、このように思っていると

ころであります。

このような状況の中で、今回私は首長の職を勇退をさせていただくことになりました

た。勇退するに当たり残された課題は何か、次期首長に何を期待するのかとの御質問

であります。まず、課題についてであります。私は町長選挙出馬に

当たり町民の皆さん方にお約束をいたしましたのは、古くから深い交わりを持って歩んできた二つの町が一つになって新しい津和野町が誕生いたしましたので、これからは両町が今まで培ってきた歴史、文化、伝統などを大切にしながら、その特性を十分生かしたまちづくりを進めたい。そのためには一日も早く町民の一体感を醸成し、ともに手を取り合い力を合わせて、合併をしてよかったですと言えるまちづくりに努めたいと、このように申し上げたところであります。言うならば、真に合併を完成させることが私が私に課せられた使命でありました。このことを常に念頭に置きながら、少子高齢化社会に対応した保健福祉、医療、交通対策や経済基盤となる観光や農林業の振興対策、道路、河川、下水道、簡易水道などの生活関連社会基盤の整備、あるいは、教育、

文化等の振

興対策、高度情報化社会に対応すべき必要な施策等々を課題として取り組んでまいつ
たところであります。

しかしながら、前述のようなまことに厳しい社会経済状況のもとに
ありましたので、

顧みて必ずしも町民の皆さんに満足していただける行政執行状況にな
かつたことを心

苦しく思っているところであります。したがって、今後は、新しい首長
のもとで、こ

れらの課題についてより充実した施策の展開が図られることを期待す
るものであります。
す。

特に、私が次期首長にお願いをしたいのは、町長選挙が終わって後の
町民の一体感

の醸成確保についてであります。どなたが首長となられても、津和野だ
日原だという

旧町意識が町民皆さんの中に残らないよう、芽生えないよう、最善の努

力をしていた

だきたいと思います。町は一つです。町民は一体でなければなりません。

言葉で言い

あらわすほど容易なことではありませんが、しかし何よりも重要なことであります。

私は微力ながらそのことを第一義に町政に取り組んでまいりました。

どうかその思い

だけは真摯に受けとめていただき、その意志を受け継いでいただきたいとこのように

願い、期待をするものであります。

ともあれこの4年間、沖田議員さんには温かい力強い御指導と御支援をいただき感

謝のほかございません。合併そのものには反対をしたけれども、合併したからにはそ

の経緯は払拭し、新しい町の振興発展のため最大の努力を傾注しなければならないと

の強い信念のもとに、常に大所高所から御助言をいただいてまいりました。どれほど

心強く思つたことありますか。町を一体化させるためにと御提
言をいただいた

事柄のすべてについて、これを在任中に実行することができなかつた
面もありますが、

お許しをいただきたいと思います。議員さん的一般質問に御答弁申し
上げるのは本日

が最後となりますが、改めて心から深く感謝とお礼を申し上げ答弁と
させていただき

ます。ありがとうございました。

○議長（後山 幸次君） 沖田守君。

○議員（3番 沖田 守君） 町長の就任以来の4年間のお気持ちを
率直にお答えを

いただいたと、このように受けとめをさせていただきました。少しこれ
までの状況下

の中で経過の中で振り返ってみますときに、私は、今、ようやく危機に
瀕したこの地

域医療、橋井堂を中心とした津和野病院、日原の診療所、老健施設せせ
らぎ等々、何

とかこれでこの地域の医療が最低限の役割を果たすのではないかと、

このように期待

をしておるところですが、あの石西厚生連が運営する時期、いよいよ運営が難

しい、土地を含めた施設一式を何とか町で買い取ってほしい、こういう強い要請が起

きましたとき、平成元年の日原共存病院、平成3年の津和野共存病院、平成10年の

老健施設せせらぎ等々の建設資金を中心とした資金繰り悪化等々が要因で、あるいは

国の大規模な医療政策の間違いによって、石西厚生連の運営経営は本当に困難を極めた

わけありますが、町長は英断を下されて、13億678万円という本町の財政上か

ら言うと極めて大きな財源を大半を起債を充てて町が取得をせざるを得なかつたと、

そして再起を期待をしたわけであります。

石西厚生連の経営者たちは、それによって、我々は指定管理を受けて

今後も引き続
きこの地域の医療を守りますと我々議会の前でも公言を切ってスター
トしたわけであ
りますが、残念ながら思いもかけない破産宣告というような事態に陥
ったと、その時
期にもその以前にも厚生連の運転資金の枯渇状況を心配して、特に町
長は本町の町長
であると同時に県下 13 町村の町村会の会長にも就任されておられま
したので、特に
国に強く要請されて、特別交付税を多額に取得をされて、あのとき 2 億
2,700 万
の補助金も投入をして、そして厚生連の運営経営がこれで何とか息を
つくのではない
かという矢先の破産でありましたので、私どもも含めて町民は大きな
ショックを受け
たわけでありますが、しかしながら、これまた英断を振るわれて、一部
にはいろんな
間違った思いをされておる町民もありますが、町が施設を一式を持つ

たからそれによ
って新しく医療法人橋井堂を立ち上げて、ようやく今日の体制が整つ
たという、これ
はまさに非常に難題を、これからまだまだ課題は尽きないとは思いま
すが、現時点で
はこの地域の最低限の医療が守れるというそういう体制を築かれたこ
とに、改めて私
は敬意を表するものであります。本当に御苦労であったと思います。し
たがって、こ
の地域の核になる津和野病院、日原診療所、せせらぎ等々については、
新しい首長が
どなたがなられても必ず命をかけてこれを守っていただきなければな
らないと、この
ように私どもも強く思うものであります。

また、行財政改革に果敢に取り組まれたとこのように申し上げたい
ところでありま
すが、最後に町長に質問するのに若干の苦言になりますが、私は行財政
改革はまだま

だ道半ば、十分とは言えないと、このように絶えず思っております。でも一生懸命取

り組んでおいでになるという姿勢については敬意を表するものであります
が、その中

でも、特に、これから今後、当然問題になってくるであろうと思います
が、町長は新

町長に就任をされ、そして島根県町村会の会長も受けられた、こういう
ようなお立場

であるんならば、内政に支障を来しては相ならんと、こういうことで副
町長 2 名を配

されました。私どもも議会全員一致でこれを認めをしたわけであります。

しかし、町長が勇退されて新しい町の首長が誕生するわけでありま
すが、引き続き

2 人の副町長を配するというような町の財政ではないということは、
執行部を初め

我々議会も町民も、いよいよ町長、副町長 1 人体制に新町長の体制では
いかざるを得

ない時期に来ておると、こういうことを考えましたときに、町長は内政問題に支障も

来す、さらには前段御答弁いただいたように合併して間もないこの4年間であります

から、旧両町間の一体感の醸成のためにはどうしても両町の、ナンバーツーには両町

から1人ずつの副町長を配したいと、私はそのような町長の配慮がこの中には十分あ

ったのではないかとこのように拝察をしておりますが、今後はそれができないところ

いうことになりますと、せっかく、今お一人は次期首長を目指して副町長を辞職をさ

れましたが、お一人の副町長が旧我が日原から就任をしております。私はまだ4年間、

まだまだぜひとも副町長続投を強く期待する一人でありますので、新しい首長にはそ

のようなことを念頭に置いて、ぜひとも1人体制になろうとも、両町の町民の感情を

十分酌み取るような配慮が必要だろうと、このようなことを思っておるところであります。

あわせて、選挙でありますから結果がどうなるかわからないわけであります、津

和野、日原一緒になったとはいえ、この我が町の首長選挙ということになると、どう

しても津和野地区から日原地区から出したいという、こういう思いが
町民感情にはか

なり大きなウエートとして占めるわけでありますが、私は津和野町民の皆さんに、む

しろ町長に質問するというよりは、本日のこの一般質問の場をかりて、
これからの津

和野町のためには本当に真に津和野の発展のため町民のために、それ
ぞれの立候補者

が間もなく 10月20日の告示には発表されるであります、見
極めをして、そ

してお互いが首長を選ぶと、こういうことが必要ではないかというこ

ともこの一般質

問の場をかりて申し上げておきたいと、このように思うわけあります。

町長には、病院問題の一定の道筋をつけられたそれを振り返られまして、まだまだ

課題がございます。特に津和野病院の病床の2病棟再開というふうなものが大きな課

題であります。経営にも大きく影響してまいります。そのような思いをもう少し述べ

ていただきたいことと、行財政改革の一環であります2人体制は次期町長が提案・提

言することとは存じますが、行財政改革の一環からも、我々は次期は2人体制は困難

であるというそういう思いがいたしますので、その点についてもしさか触れていた

だきたい、このように思います。できるだけの御回答で結構でございますので、お願

いを申し上げたいと存じます。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巍君） 重ねての御質問でございますのでお答えいたしますが、大きく分けて 2 点だったかと思いますが、まず 1 点、行財政改革の推進につきましては、

当然のことながら就任以来最も重点的な課題として取り組ませていただき、昨日も決算の御説明の中でも申し上げましたように、一例といたしましては、人件費の抑制

等につきましても多額な成果を見ることができておるわけでございますが、決してすべてにわたって十分ということではございませんが、しかしその重要性にかんがみま

して、御承知のとおりに議会でも議決をいただきました総務財政課の中に行財政改革

推進室を設置をいたしまして、室長以下専任の職員を配置をいたしまして、現在その

取り組みを強化をしているところでございます。これにつきましては、

今後とも力を
入れてまいらなければならないそういう課題であるとこのように考
えておるわけであ
ります。

それから病院の問題、御意見ございましたように、本当に思いがけな
い事態が発生

いたしまして、お互いに苦慮いたしましたわけでございます。が、病院の問
題はかねて申

し上げておりますように、行政の中ではいろんな仕事があるわけであ
りまして、その

一つ一つが町民の皆さん方に直結したものばかりであるわけでありま
すが、そうはい

いながらも、中には財政の都合その他で多少先送りをさせていただく
とか、あるいは

場合によってはこれを中止をさせていただくとかいうことができる内
容のものもある

わけでありますけども、事医療の問題につきましては決してそれがで
きません。しか

もこれはその対応、解決策について町民の皆さんに求めるということ
ができない、ど
うしても行政が責任を持ってこれを対処しなければならないそういう
事柄でございま
す。

お話もありましたように、町民の皆さんの中にはあるいは厚生連の
実質倒産そして
橘井堂の立ち上げ等々に対しまして、この資金繰りの問題等々で御意
見のあるという

ことも承知をいたしておりますけども、私は本当にこの医療の機関を
必要とする、そ

ういう方からそういう声を聞いたことはございません。言うなら医療
を必要とする弱

い立場にある方にとってはどういう形であれ、とにかく自分たちが病
気になったとき

に行って診ていただけるあるいは入院させていただける、そういうこ
とだけは行政の

責任でやってほしいという声だけ聞いておるわけであります。

そういうことでありますので、この医療問題というのは今後におきましても極めて重要でございます。現在ああして橋井堂がそれぞれ病院、診療所等々を経営をしてもらっておりますけども、決して十分なものではございませんし、特に第2病棟の再開といったような大きな課題もまだまだ今後の課題として残つておるわけでありまして、これは当然のことながら新しい町長においても懸命に取り組んでもらわなければならぬわけでありますけども、ただ、どなたが町長になられるか現時点ではわかりません。中には現町政を基本的に継承してさらに発展をさせていかにやならないという思いの方、あるいは現町政そのものを基本的に否定をしてそして新たな町政を考えなきゃいけないと、こういうお考えもあるわけでありますので、そういう時点で私自身が

現町長としていろいろと申し上げることは差し控えなければいけないのではなかろう

かなと、これは町民の皆さん方が御選択をいただくことが大事ではないかろうかなと、

このように考えておるところでございます。

お答えにならなかつたかと思いますけども、以上でお許しをいただきたいと、この
ように思っております。

○議長（後山 幸次君） 沖田守君。

○議員（3番 沖田 守君） 最後の議会、中島町長に最後の質問、
こういうことで

ありましたが、質問というよりは4年間を振り返って町長がおやりになつた町政の私

はある意味では大きな成果と、そして今後に残された課題というふうなことを何点か

お話しいただきましたのでそれで満足であります、要は、新しい首長
がこれから誕

生するというこういう時期に入りましたので、願わくば中島町長が旧

津和野、旧日原

に気配りをされたようなその気配り、どなたがなられても当然するとは存じますが、

ひとえにそのことに重きを置かないと、そして選挙はどうしても申し上げたように旧

津和野から出さにゃ、旧日原から出さにゃというこういう町民感情が

入ってきますと、

またせっかく4年間の町の一体感醸成というものに御努力をされたものが水の泡とな

るというこういう選挙は危険性を伴うという、しかしながら選挙でありますからやむ

を得ないことであります。しかしながら終われば町長お話しいただいたように、一日

も早く本当に、月日が本当は解決をしてくれるわけありますが、しかしながら首長

の施政のとり方一つによって、両町の一体感というのは早く生まれるものではなかろ

うかと、このようにも期待をするわけでありますので、そのようなこと

を期待をしな

がら、中島町長におかれでは、最後になりましたが、任期全う10月末
ということに

なると存じますが、どうか御健康にはくれぐれも御留意、御身を御自愛
なされまして、

御勇退後も末永く本町の行く末をそれこそ大所高所から御助言、御指
導賜りますよう

に切にお願いを申し上げまして、私の9月定例議会中島町長へ最後の
質問にさせてい

ただきます。大変どうもありがとうございました。御苦労でございました
た。

○議長（後山 幸次君） 以上で3番、沖田守君の質問を終わります。

.....

○議長（後山 幸次君） 発言順序2、6番、河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） 通告に従いまして3点ほど御質問をさ
せていただきま
す。

早速ですが、まず1点目、3月定例会におきまして、私は、鷗外生誕

150周年を

起爆剤に、経済効果の出るイベント等をお考えになられてはどうかと
いう提案をさせ

ていただきました。思いは町内経済が異常な疲弊をしている、その中で
非常に効率の

いい経済効果は何であろうかと考えた場合に、鷗外の名をどういうふ
うな形で利用し

ながら、財政難である本町の少ない財状の中から効率のいい行動を起
こせたらという

思いからその当時したわけですけども、そのとき執行部の御答弁は前
向きにというこ

とがありました。その後、どのような動きをしているのかなという思い
をずっと持つ

てはおりましたが、何らかのアクション等々が起こされたのか、また企
画として話の

中でされたのか、当面お伺いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巍君） 6番議員さんの御質問にお答えしたいと思い

ますが、鷗外生

誕150年についてということでございますが、鷗外生誕150年、先般からもいろ

いろとご意見をいただきているわけであります。天下広しといえども、世界的文豪森

鷗外の生誕地は私どもの町津和野しかございません。生誕150年と
いう大きい節目

に当たり、改めて先生の顕彰に努めさせていただくとともに、この機会
に歴史・文化

等に恵まれているこの津和野の町を全国に改めて紹介をし、町に活力
と潤いを持たせ

てまいりたいものだと、このように私自身考えておるところでありま
すが、現在まで

の取り組み状況につきましては、所管の教育長のほうからお答えをさ
せていただきま

すので、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（後山 幸次君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） 森鷗外生誕の150周年に伴う記念事業と

いうふうなこと

につきまして、3月議会において、町の活性化につながるような全町を
挙げてのイベ

ント、雰囲気づくりというふうなものができるのかどうかというふうな御提
案を受けました。

教育委員会といたしましては、まず、教育委員会自体、記念館自体の
記念事業とい

うふうなものの方針性を出すのが先ではないかというふうに考えまし
て、5月30日

に開催をいたしました森鷗外記念館協議会で諮詢をいたしまして、各
委員から貴重な

御提言をいただいております。その後、御提言内容を参考に講演会ある
いは展示等の

方向性を出したところであります。

全町挙げての雰囲気づくりというふうな観点につきましては、先般
8月20日に商

工観光課、情報企画課、観光協会、商工会といった方々を対象に初めて
の会合を開き

まして、事業の趣旨あるいは進め方、その具体的な方法としては実行委員会形式がい

いんではないかとか、そういうふうなことをお話をいたしました。そういったところ

で、それぞれの考え方について協議をしていただいたところであります。

その会合の席ではおおよその御理解をいただいたというふうに思つております。

それぞれの特色を生かした取り組みができるんじゃないかというふうに思っていると

ころであります。

そのときの会合の中でも、次回の会合のメンバーとしては今回のメンバーにさらに

旅館組合あるいは商店会といったところにも御案内を申し上げ、来る
10月の初旬に

開催をする予定というふうになっているところであります。

○議長（後山 幸次君） 河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） 私が思っていたとおりの方向性に進ん

でいて大変結構

だと思っております。ただ、私は文化的な方向でなくて経済的な方向の
観点からどう

しても見てしまいがちになります。そこでお伺いを、担当はかわります
けども、商工

観光課としてどのような感覚をお持ちなのかということを 1 点お伺い
をしたいと思つ
ております。

そして、私は町のいたるところでこの生誕 150 周年の話を出して
おります。その

中でいろんなよきアイデアがどんどん出る、それはいい話だねという
ことで出てまい

ります。そういう意見を本当に集約する場が欲しいなと思っており
ます。ただ、ど

うしても行政側としますと実行委員会立ち上げ、するとその実行委員
会というのがな

かなか敷居が高いと申しましょうか意見集約というのがなかなかさ
れてない実態が

あります。よって、その実行委員会を開く前に町内のそういった商工業及びそういう

た方々のアイデアをしっかり募っていただきたいという願いがあります。そういう点

から今一度、商工観光のほうの担当者としてどのようなお考えをお持ちかお伺いをい

たします。

○議長（後山 幸次君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山岡 浩二君） それでは、お答えしたいと思います。

多分に町としてのというか個人的な感覚も交わるかもしれません、そこはそのよ

うにお聞きいただいたらというふうに思います。

先ほど教育長が答弁しました会議でも私の個人的な意見も述べさせていただきました

たが、河田議員さんが思っておられるように私も文化イベントではあります

を基調とした経済効果が高まるイベントにすべきだというふうに——イベントとい

ますか、動きにすべきだというふうに考えております。

例えば、本年、太宰治 100 周年がありました。この太宰治のことを見ております

と——青森県ですけども、出身地は。出身地のイベントというよりも日本全体として

のイベントといいますか、要するに二、三年前に比べて太宰治の本の出版量が飛躍的

にふえたというような、一つの日本の文化としての大きなムーブメントになったとい

うふうに理解をして、それがひいては地元津軽への大きな経済効果になったというふ

うに私はとらえております。そのことを先生にして鷗外のこの 150 周年につきまし

てもそのようにすべきであると、それをきっかけにして出版量がふえ、鷗外の作品が

国民の中に浸透を、再浸透をし、そして今とらえております教科書への作品の復活と、

そういうとこへも持つていければこれにまさる経済効果はないのでは

ないかというふうに思っております。少し大げさかもしれません、そこまでいけたらいいなと思つておりますまして、年度でいいましてもう2年しかありませんので、これも決してもう早くはない、遅いぐらいだと思いますので、ぜひ教育委員会、それから安野美術館、安野先生のいろんな太いパイプを通してですね、出版界、非常に太いパイプがあると思うので、そのあたりのことも踏まえながら、そしてその上で地元でどんなきちんとした顕彰事業、イベントがやれて経済につながるかというふうな観点で物を進めていきたいと、私は個人的にはそういうふうに思っております。

それから、後段の広く町内の事業者の方、それから町民の方の大変すばらしいアイデアを集約する場をというふうな御提言をいただきましたが、それにつきましては先

ほど教育長が説明しました実行委員会がやはり、そうは言いましても一番の受け皿に

なると思いますし、それからさきの会議でも商工会長さんあたりからも非常に有意義

な御提言もいただいておりますので、これからは商工会長さん、それから観光協会さ

ん、これから入っていただく旅館組合さんや各商店会さん、それぞれでまた御意見も

御集約していただきながら、それを実行委員会に反映をするように、実行委員会のあ

り方としてはそのようなスタンスで進めていくべきであると思いますので、皆さんも

非常にいろんなアイデアをたくさん町のほうに寄せていただいて——財政のこともある

りますのでそれがすべてかどうかはわかりませんが、有意義なイベントになるように、

津和野鷗外が2年後には大ブームになるというふうな観点で進めていけたらいいなど

いうふうに考えております。私見も入りましたので御了承ください。

○議長（後山 幸次君） 河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） 細部にわたってはお任せをするという
ことで納得はで

きますけども、それでは今も課長さんが言われました2年後と申しま
すけども、実質

はもう1年であります。生誕日がさ来年の1月ですのでもう1年しか
ないんだと。

そうすると、そのスタートラインをどのあたりに置いておられるの
か。次年度、

22年度の当初から1年かけたイベントというふうなお考えをお持ち
なのかどうかなの

か、最後にその1点だけをお伺いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） 年度的なその事業の開催時期でありますか、
基本的には

1年間ということでありますか、そのスタートを年度で切るのか、ある
いは1月

19日から2年度になりますが、1月19月から1年間いうふうなことにやるのかと

いう点については、前回の会合ではまだ結論には至っておりません。ですが、考え方

としては1年間、出発点から1年間を通じた形で、何らかの年間を通じたイベントを

行いたいというふうなところで了解をしているところであります。

○議長（後山 幸次君） 河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） それでは、次の質問に入らさせていただきます。

前の質問と重なる部分もありますけども、商工観光課の活性化ということについて

少しお話をしたいと思っております。

経済常任委員会では、毎年恒例のように商工業の経済の実態についてという調査を行っております。

行っております。そして、直接商工業者のその感覚というものを肌で感じております。

非常に経済が衰退しているなという部分を毎たび感じているわけです

が、その中でいつも気になるのが三者連絡協議会等々、それが今までの私の一般質問でもやりましたし、同僚議員もそういう指摘をしております。その三者がスムーズに連絡をとり合いスムーズに動くということが肝心ではないかというふうなのを常に訴えてきてはおりますが、どうしても振り返ってみると三者連絡協議会と申しますと、どうしてもお互いの日程調整をしないといけない。そうなるとついつい1週間とかどんどんおくれてしまうというような懸念がいつもしております。

そこで、御提案も含めて課を移動する、効率のいい場所に移して活動をするのか、それとも職員の派遣等を考えて新しい組織で三者が迅速な行動、伝達ができるような組織づくりというものにされるお考えはないかという、これは中島町長さんにお伺い

しても、もうなかなか御答弁しにくい部分かもしれませんけども、次の町長さんへの

布石ということで、最後の発言というのも非常に重たいものがあると考えております。

よって、その点をお伺いをいたしたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 沖田副町長。

○副町長（沖田 修君） それでは、商工観光課の活性化につきまして、御質問であ

りますのでお答えをさせていただきたいと思います。

町の商工経済部門を担う3機関である商工会、観光協会、そして町商工観光課の連

携がスムーズでないというふうな御指摘であります。

まず、現在、この3機関の連携の実態について御説明をいたしたいと思ひます。

まず、1年前からであります、3機関の事務局職員による事務連絡会議が

毎月1回のペースで開催をされておりまして、スケジュール調整やあるいは日常的な

情報交換が行われておるところでございます。

また、町の予算編成に際しましては商工観光課が商工会、また観光協会へ出向きま

して、両機関の要望や方針などについて複数回のヒアリングを行いま
して、そのこと

を踏まえまして予算要求とし、そして予算の確定後におきましては課
のほうから予算

内容について可能な限りの説明を両機関へ行っておるところでござい
ます。

さらに、最近でありますか——近年でありますが、多くの事業の実施
に当たりまし

て、3機関を中心としたしまして実行委員会形式をとることが多くござ
ります。これ

らの事業実施を通じましておのずと連携が図られている面も強いとい
うふうな現課か

らの報告を受けておるところでございます。

3機関の連携につきましては——関しましては以上のような現状で
ありますので、

ある程度の連携は現在確保されているんではないかというふうにとらえております。

ただ、それでもなお連携がスムーズでない、いうふうな印象をお持ちであるのであ

れば、あるいは町民がそういうふうに考えておられるのであれば、今後さらなる連携

強化のための創意工夫、このことが必要になってくるというふうに考えております。

また、河田議員御提言の職員体制の問題、また組織の形態の件でございますが、観

光立町を標榜いたしますと本町にとりまして、観光振興と地場産業の創造によります

地域経済の活性化は喫緊の課題であるというふうに考えております。

そのことに対応

するためには議員御指摘のとおり、商工会、また観光協会、そして町商工観光課、こ

れら3機関の情報共有に基づいた連携が非常に大切であるというふうに考えておりま

す。そして、具体的な組織的な方法として、今回の補正予算でお願いをいたしており

ますとおり、県のふるさと雇用制度を利用いたしまして、本町の新たな観光資源の掘

り起こしと、さらに農商工連携によります特產品開発等を目的に、観光協会に2名、

そして、株式会社石西社に1名の職員を新たに雇用し、事業推進体制を強化しながら

短期間のさらなる連携を図る中で、さきに述べました目的を達成をしたいと、このよ

うに考えておりますので御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（後山 幸次君） 河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） 少しわかってないなあという感もいたします。

と申しますのも、例えを上げますと、このたびのS L周行30周年、職員さんは非

常に本気で働いていた。その様子はつぶさに見ております。

しかしながら、そのイベント内容等々が町民に全然伝わってない。ま

た商工会員に

も伝わってない。ただ、夏祭り実行委員会の中で、ほいじやあ協力を、

S L 30周年

に対して協力をいたしましょうといった中から、少しずつS L 30周

年のイベントは

こういうようなものがあるというのが口コミにおいて広がった程度で

あります。あく

までも観光というものを目指すのなら、まず町民を味方にしないと意

味がありません。

きょう、どこでどういったイベントがあるんだということを町民が周

知し、そして来

たお客様とか隣近所でうわさになるぐらいのものでないと、町民が

味方にならない

と、お客様が来られて尋ねられても、「さあ、そんなイベントがあるん

ですか」では

話にならない。そういう体制をとっていただきたいというのが私の

その根本であり

まして、それをするためには調整をしていたのではもう遅いんだと。お

互いにお互い

のテリトリーの会員に対して、今こういった行動をしてますよという
ことを伝えると

いうのが大事であろうと思っております。事務局サイドで月一遍やつ
てる。そしたら

観光協会も商工会も、その会員に対して伝えるべきことはちゃんと伝
えていかないと

難しい。なかなかここは町のほうにもストレスがたまってる、私たちに
もたまってる

と思いますけども、どの情報が正しいかというのがなかなか私も難し
いんですね。

ケーブルテレビに流せば皆さん気が承知していただけるのか、また文書
配布をすれば皆

さんが見ていただけるのかどうなのか。ケーブルテレビ、私が見ても視
聴率が、今の

テロップ放送だと恐らく低いだろうという感覚は持っております。

また、町からの広報を見ても、興味のない人はもうすぐ右から左にご
み箱に捨てら

れたりという実態があると、私自身が余り興味がなかったらどうして
もぱっとしたお

題目だけ見てしましますので、それが恐らく皆さんもそうではないか
と思ってるんで
す。

だから、その伝達方法が1つではなかなか難しい。あれもこれもしな
がら伝達をし
て、皆様のその意識を上げていくという努力が必要だと思っておりま
すが、その点に
ついて三者連絡協議会、事務局サイドでの話の中でどういった、各会員
に対してどの

ような連絡方法をというものが話し合われたことがあるのかどうなの
かをお伺いをい
たします。

○議長（後山 幸次君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山岡 浩二君） 河田議員さん御指摘のストレスとい
いますか御心配

は正直私もあるわけでありまして、ただ、先ほど副町長のほうから現状

を説明をいた

しましたが、こういう事務局サイドではかなり年々すり合っておるつもりであります

し、それを各組織が持ち帰っていただいて、各組織の役員さんなり会員さんなりにど

のように適切にそしゃくをしていただいて伝達をされるかというのは
それは各組織の

能力であり考え方だと思いますので、それまでを町のほうから、こうしなさい、ああ

しなさいとは正直申し上げてはおりませんし、そのことについて話し合いをしたこと

はありません。各組織のほうで事務局なりで得た情報を判断されて会員へきちんと伝

えていただけるものと私たちは期待をして常に仕事をしておりますが、
大変失礼な言

い方になるかもしれません、そのあたりがやはり少しできていないのかなというの

は正直感じている面は事業を通じて思っている面もあります。御指摘

ありましたので、

今後はそういうことにも含めまして、議員さんおっしゃいますように、

町民の一人一

人の方にきちんと正しい、または会員の皆様にきちんと正しい情報が

伝わり、町民の

事業が、いやイベントが町民のものになるようなルールというのは町

としてもしてい

かなければならぬと今痛感しておりますので、今後そのようなこと

に努めていきた

いというふうに今改めて考えております。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） S L 30周年記念のことでお尋ねでございま

して、そしてま

た担当課長のほうからあのようにお答えしておりますけども、私のは

うからも一言申

し添えさせていただきたいと思いますが、あの状況を見まして私自身

も反省をいたし

ております。S L 30周年記念は沿線で組織しております協議会では

もちろんこの共
同したイベント的なものは計画をしておったわけでありますけども、
それだけではい
けないと。津和野町独自でやはりイベントを持つべきだということで
議会にも予算を
提案し、御承認をいただいたわけであります、これは大きい理由ござ
いまして、御
承知のとおりに S L が 30 周年の間走ってくれておって、どこの町が
どこの地域が最
も恩恵を受けておるかと言ったときには津和野町なわけでございます。
小郡でもなけ
りやにやあ山口でもない。そういうことへ対する 1 つは感謝の気持ち、
1 つは、それ
ほど町の経済にも好影響を与えてもらおると私自身思っておりま
すので、広く皆
さん方に理解をこの際していただいて、 S L そのものが末永く運行で
きるような、そ
ういう協力体制を持っていかなきゃあいけない。それを醸成する機会

にしなきやあい
けないというのが私の思いでございました。

そして、そういうこともありますて、直接このかかわりが深いといい
ますか、近隣

にあります、実は駅前の商店会の総会に私も例年でありますけども招
かれております

ので、その席でもお話をいたしました。そのときは皆さん非常に好意的
に、ぜひひと
つ一緒にやってやろうじゃあないかというお話で、ぜひともひとつお
願いしますと。

で、窓口はどこかということでありましたんで、当然のことながら商工
観光課という

ふうになると思いますので、連絡は十分ひとつ取り合って、いいひとつ
イベントをつ
くり上げていただきたいということをお願いして帰って、そのことを
担当課長にもこ
ういう状況だったということも申し伝えたわけでありますけども、あ
の状況から見る

と、そういう体制は率直に申し上げて私はできてなかったとこのように考えております。

ですので、過ぎたこと終わったことはいたし方ございませんけれども、これらは大きな教訓にしまして、ただいま御指摘の御発言もございましたが、今後

取り組んでまいりたいことが大事ではなかろうかというふうに考えております。反省を込めて一言お伝えしたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 2回目。もう1回——河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） 3回目ですので、最後に御提言を含めてできるかどうかをお伺いをしたいんですが。

よくケーブルの伝言において、お悔やみの言葉等々は伝達があります。それに対しでは町民は随分耳を傾けております。それをうまく利用して、よく庁舎内で、朝礼の

ときには何があります何がありますというのがありますよね。

庁舎内伝達とい

うのをやられているわけですけども、そういう形できょうはどうい
ったものがどこ

どこで催されてますよということが耳として入れば、私は随分その効
果があると考え

ておりますけども、そういうことができないものかどうか、最後にお
伺いをいたし
ます。

○議長（後山 幸次君） 沖田副町長。

○副町長（沖田 修君） 音声告知のことをおっしゃっておられるん
だと思います。

イベントがありますと、大きいイベントの場合は担当課が、臨時的には
いついつこう

いうことがありますのでというお知らせは、例えばきょうやればきょ
うの朝方とかあ

るいは前日の夜とか、そういう形で直前でありますのでと、音声告知
をしとる状況

はあると思います。思いますが、議員さんおっしゃるのは定期的にそのイベント情報

を音声で流したらというような、そういう趣旨でおっしゃられておるのだと思います

ので、その辺は今後御提言として検討させていただけたらと思いますので、枠の、音

声の枠の部分もあるかとは思いますんで、時間的な割り振り等あると
思いますので、

時間的な割り振り等あると思いますので、御提言を受けとめさしてい
ただきまして検

討させていただいたらと思いますのでよろしくお願ひします。

○議長（後山 幸次君） 河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） 告知端末を使った利用方法というのが
非常に今まで聞

いていて有効であるというふうに私は思っております。ぜひ検討をしていただきたい

と思っております。

それでは、最後の中島町政の総括について、中島町長さんにお伺いを

するわけです

けども、初代町長として町経済の健全化を柱に両町の一体感の醸成を図ってこられた
と思います。

まず、4年間を振り返っての総括をお伺いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巍君） 私は、かつて経験したことのない厳しい状況
の中で町政の執

行に当たらせていただきました。この間におきます河田議員さんの温
かい御指導と御
支援に感謝を申し上げる次第であります。

4年間を振り返っての総括をということではあります、まずは財政
の健全化、いわ
ゆる夕張市のようにならないために最大限の努力を傾注してまいりま
した。その結果

については今議会においても御報告を申し上げておりますような財政
の指標状況であ

り、また十分とは言えないまでも基金の蓄積をも図ることができたと

ころであります。

町民の一体感の醸成につきましても至上命題として心がけ取り組んで
まいったところ

であります。お陰をもちまして、合併によるいわゆる旧両町間のしこり
的なものも残

らず、新津和野町としての歩みを定着させることができたと自負をい
たしているとこ
ろであります。

沖田議員さんにお答えをいたしておりますように、町民の皆さんに
とっては決して

満足いただける状況にはなかったかと思いますが、私自身としては微
力ながら懸命に

努めてまいつたつもりでありますので、何とぞ御理解を賜りますよう
お願いを申し上
げ、答弁とさせていただきます。

○議長（後山 幸次君） 河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） 私の質問、3番議員さんの一般質問と
少し重なった部

分がありまして、少し別の角度から質問をさせていただきたいと思います。

合併の本来の目的、先ほども町長さんが申されましたように行財政改革、これの一

本であったと思っております。我々町民としましては感情的にはならないほうがいい

というふうな気持ちはだれもが持っていたはずであります。やむなく財政状況の悪化、

それを好転させるがための合併であったというふうに私は思っております。そしてそ

れに向かっての一歩一歩の歩みを中島町長さんはやってこられたわけです。

昨日の決算の内容を見ますと、両町が2億円ずつ持ち寄った4億円の基金を約

11億円、約7億円ふやされた。そして健全化に努めてきたことは認めております。

がしかし、その中でずっと見ますと、内向きに対してのその行政手腕というものは認

めますけども、私個人的に見ますと、町の中の経済というのが非常にその中が悪化が

進んでいる実態があります。その点について、一番最初のその合併時の説明では、今

の現状、両町が一緒になれば 2 3 年度において一番その厳しい状況が来ますけども、

合併をすれば何とかなりますという町民の皆様に対する説明であったはずであります。

だとするならば、最低ラインを選考しながら、外向きに少し目を向けていただいて、

町民のそういう経済状況等を見ながらのその手だけが少し欲しかつたかなあという

ふうに私個人的には思っております。内向きに対しては 100 満点を差し上げたいと

思っておりますけども、外向きに対しては少し低い、辛い点、県や国からの特別の経済

対策等々があったがための基金づくり等もありました。けどもそれは降ってわいたよ

うなお金であったと思っております。町としての努力という部分において少し不満を

持っているわけですけども、その点についてどのようにお考えであつたかということ

をひとつお伺いをしてみたいと思っております。

その次に、この4年間の中で、大きな波は病院問題について、病院で明け病院で暮

れたこの4年間であったと思っております。その病院処理に対しては、私も一般質問

の中でも町長のその姿勢に対しては絶賛をした経緯があります。その処理の仕方につ

いては、私は一番100%の答えを出していただいたと思っております。それについ

ては町長の御努力、そして県、また、その当時の国のお知恵を借りた処理であったと

思っております。そのことによって過疎債及び病院債というその債務ではありますが

引き出す許可を得、そして病院債等々の指定を受けることによって交

付税措置、特別

交付税措置を受ける公的病院としての権利を得たと。その当時の金額
が 1 病床につい

て 4 7 万円であったと思っておりますが、今は政府の措置によって 1
病床当たり

1 2 0 万というふうに聞いております。ということは 9 9 床ですので
5,000 万円

の交付税措置が今現在は 1 億 2 , 0 0 0 万円という単純計算になろうか
と思っており

ますけども、それを中島町長は繰り上げ償還という形で早く返したい
ということで議

会の中で説明をされました。議会側も承知をいたしました。そしてそれ
が 1 億

2,000 万というそのものになれば、当然私たちの感覚とすれば病院
問題に対して

半分、医師の確保及びその職員に対する待遇改善を図らなければとい
うふうには思つ

ておりますけども、たまたまうちの娘が看護師の卒業期を迎えており

ます。そして就職戦線を聞いてみると、津和野の条件だとだれ一人来ないというのがわかります。

よその病院というのはもう至れり尽くせりの求人をしております。そういういった手だけに使わないともう９９床の再開というのは非常に夢に終わってしまうのではないかと

思っております。そういう点においてどのようなお考えをお持ちなのか。

それと、最後に大変失礼な質問を投げかけますけども、内向きにおいては100点満点の処理をされた、しかし債務は債務であろうと考えております。当然特別交付税という特典を受けたということはあるとは思いますけども、何らかの

そういう反省

点を、中島町長が債務をその町民に背負わせたということにおいての

その反省部分をお持ちかどうか。お持ちなら何らかの形を考えておられるかどうかお

伺いをしたいと

思います。

○議長（後山 幸次君）町長。

○町長（中島 巖君）大きく分けて2点の御質問であったと思いま

すが、まず1点

は合併をしたわけでありますけども、その合併をしなければならない

大きな理由とい

うのは財政の問題があったからではないかと、こういうことでござい

ますが、間違い

なくそういうことでございます。

ただ、合併をしたから即よくなるということではありませんけども、

合併をしなけ

ればこのままではやっていかないというのが各町村の実態であったで

ありましょう。

そういうことで、全国的に財政基盤の弱い地方がこぞってこの合併問

題に取り組んで

きたということでございます。

そういう中でございますが、国自体は合併を推進するために、合併を

したらこうい
ういいこともあるよと。財政支援の面でございますけども。いうことを
言っておりま
した。そのことについては合併をした町村というのは非常に期待をし
て、いろんな問
題がありながらも合併に踏み切ったということでございますけども、
全国的な合併が
ひとまず終わるや、国はこの政策方針を小泉政権のもとで変えていつ
たわけです。い
わゆる地方に対する交付税の削減、補助金の削減、削除、そしてまた、
それとかわる
税を配分すると言なながら、いわゆる三位一体改革の中では交付税措
置の削減と補助
金の縮減、それのみは変更いたしましたけれども、国税を地方税に振り
向けるという
ことは、結果としては満足のいく状況は現在までもない。そういう状況
の中でありま
したので、非常に厳しいこの運営になったわけであります。で町により

ましては、そ
の厳しさを何とか切り抜けるために、もちろん内部努力によって経費
の節減を図りま
すけども、それだけではどうにもならないということで、直接町民の皆
さん方に負担
を欠く、いわゆる税や料の引き上げをするといったようなことまでも
やらざるを得な
い状態が生れたわけでありますけれども、本町におきましては、まず直
接町民の皆さん
方にそういう負担をかけることをしてはならないということを常に
念頭に置きなが
ら行政の執行に当たらしていただいたわけであります。
したがいまして、皆さん方みると非常に御不満の面があつただろう
というふうに思
っております。お話がありましたように町の経済が活性化してきたと
いったようなこ
とも見えない。むしろだんだん悪くなってくるじゃないかという状況
でございます。

これらはひとり津和野町だけじゃなくして全体をごらんいただいても
わかるわけであ
りますけども、やはり厳しい政策、その他によってこういうことが起こ
ってきておる
わけであります。

でありますか、本町の場合は、先ほど言いましたように、そういう中
でありますけ

ども、極力この住民負担の増加はしない、そういう方針のもとでいろん
な努力をして、

そしてまずは借金を減していく、公債費を軽減していく、そしてまた、
一方ではでき

るだけ貯金をふやしていくということで、基金の蓄積等にも努めさ
していただきま

した。そうせずにそのものを投資として町に投げ出してやればいいじ
やないかという

議論もあるうかと思いますが、今、今それをする状況にはない。もう少
し、かねて申

しておりますようなこの財政計画の中で、もう1年いたしますと現在

よりはいい方向
になってくるわけでありますので、それまではひとつ我慢の上に我慢
をして頑張って
いかざるを得ない。こういう状況でございましたことを御理解をいた
だきたいという
ふうに思っております。

それから、病院の問題でございますが、一定の評価をいただきまして
大変ありがた
く思っております。

これは、現在ではああして、もう国の施策として全国的に病院問題と
いうのが取り
上げられておりまして、そういう面からいいますと、非常にこの進展を
してきたわけ
でございますが、少し前まで津和野共存病院厚生連の経営自体でござ
いますけども、

津和野共存病院の経営は非常に厳しい。このままでは地域医療を守つ
ていくことはで
きないといった、言うなら合併直後まだこういう状況でございました

けれども、この
時点では国の方へ行って話をしましてもなかなかぴんと来ない、理
解をしていただ
くことができない、そういう状況でございました。率直に申し上げまし
て、本県出身
の国会の先生方も私の話を聞きいただいてびっくりされて、何やと、
そういう状況
なのかと、率直におっしゃっていただきました。そういう状況でござい
ましたけども、
常に訴え続けてきて、結果として、今日国が法律を改正したりして
助成措置等も
とってきておりますけども、これは、少し言い過ぎのようありますけ
ども、私に言
わせれば、私自身が島根県当局はもちろんでありますけども、選出の国
会の先生方に
口を酸っぱくして訴えて理解を求めてまいりました。そして先生方が
理解をしていた
だいて、そして国の機関の関係の皆さんにも直接訴える機会も与えて

いただきました。

そういう繰り返しをする中で、やはり他の府県においても同様な声が

上がってきて、

これはほっちゃんけんじゃないかということで今日の国の取り組みが

始まったわけで

あります。ありますので、大変ありがたいことだというふうに感謝をい

たしておりま

す。

当初では、お話にもありましたように、特別交付税一つ受けるにして

もそう簡単な

ことになかったわけあります。なかつたわけありますけども、何と

か努力をして

あのような状況を生み出すことができ、また議会の御理解もいただい

て議決をいただ

くといったようなこともできたわけであります。本当に私たちはよか

ったなど、から

うじて今本町で医療というものが存続して守っていかれることができ

たということを

本当にありがとうございます。

最後に、厳しいことだと苦言をしていただきながら、あの状況の中で

13億という

ような借金をして、そして財政を病院の財政を立て直して今日を迎えておることにつ

いてはどうかということでございますが、御承知のとおりにこの13億がすべて

13億耳をそろえて返していくかなくちゃならないという金額ではない
わけであります

ので、この点は御理解いただきたいと思いますし、また、もしそれがいけないとすれ

ばどういう手法があったのかと、これを私は御教示をいただきたいものだなど、この

ようすら思っておるわけでございます。

以上、お答えにならなかつたかもしれませんけども、申し上げてお答えにさせてい

ただきます。

○議長（後山 幸次君） 6番、河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） 最後に町長が言われたどういう手立て
があったのかと

いうことになりましたが、私は今の解決方法で間違いはなかったとい
うふうに当初か

ら申し上げております。ただ、そういう借金を背負うということは、當
然利息という

ものが発生をしておる、その利息負担というのは町民が負担をしてい
るんだというそ

の自覚がおありなのかどうかということを少しお伺いをしたかったな
という思いであ

ったわけです。その点についてどのようなお気持ちを持っておられる
かということを

お伺いをしたかったわけであります。御答弁いただけますでしょうか。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巍君） 決して御質問と私自身の思いとが真っ向から
食い違つておる

というふうなことではないことは理解をいたしておりますが、私は、重
ねて申し上げ

るようありますけども、昨年から具体的に発生いたしました津和野
共存病院を中心

とするこの地域の医療機関を存続させ守っていくということを考えた
ときに、あの時

点、今日はまた若干国の施策もよくなってきておりまますので違うかも
しれませんが、

あの時点ではあれ以外にとるべき方法はなかったというふうに理解を
しております。

これは間違いないことであったというふうに思いますので、重ねて
ひとつ御理解を

いただきたいと、このように思っております。

○議長（後山 幸次君） 河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） かみ合ったようなかみ合わんような御
答弁をいただき

ましたけど、最後になりましたので、中島町長におかれましては、御勇
退をされるそ

の後、今まで以上に御家族と楽しく過ごされること、そして御健康で今
度は御自分の

人生を楽しまれることを御祈念しますとともに、残された町民に対するよきアドバイ

ザーとして、行政経験豊富なアドバイザーとして私たちを見守っていただきますよう

お願いを申し上げまして私の質問を終わります。

○議長（後山 幸次君） 以上で6番、河田隆資君の質問を終わります。

.....
○議長（後山 幸次君） それでは、後ろの時計で10時50分まで休憩といたします。

午前10時35分休憩

.....
午前10時52分再開

○議長（後山 幸次君） それでは、休憩前に引き続き本会議を開いたします。

発言順序3、14番、竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） 議席番号14番、竹内志津子でございます。通告に

従って質問いたします。

まず最初は集団健診についてです。ことしも町内各地で特定健康診査が行われまし

た。まだ何所か残っているところもあるようすけども。既に行われたところでの

ことなのですけども、社会保険に加入している人の被扶養者が受検を希望しても社会

保険事務所発行の受診票を持参しなかったために、会場まで行きながら受診できなか

った人が何人かおられたということをお聞きしております。せっかく健診場に行って

も受診できずに帰るのはどんなに残念だったことかと、その心情を察するのに本当に

お気の毒だったなと思いますけども、連絡がうまく届かなかつたのか、保険の種類に

よって受けることができなかつたりできたりというようなことが問題ではありますけ

ども、それから、当日までに受診票を手に入れることができずに受診をあきらめた人

もおられるということもありました。これらの人には健診を受けるために改めて医療機関に行かなければなりません。

車の便のない人は大変ですし、高齢者が多い中でどう

うことしは受診をしなかったという人も出てくると予想されます。

国民健康保険や社会保険また後期高齢者医療保険等、保険の種類によって健診の場

所や日にちが違っていたり、受診の仕方が違っていたりします。こういうことで大変

受診しにくくなっているという現状があります。みんながその地域に住んでいる働き

てない人たちみんなが同じ日に地域の集団健診に行けるようにしなければ、受診率は

上がらないと思います。加入している保険の違いにかかわらず、地域の集団健診が受けられるよう改善してほしいという意見を国や県へ上げていただきたい

いと思います。

政権もかわりまして、後期高齢者医療制度については廃止の方向と

いう方針もあり
ますので、今後また大きな変更があるかとも思いますが、当面、本当に受診したくて
もできないというそういう人たちがかなりおられるというその現状を考えたときに、
やはり何とか受診できる方向、みんなが受診できる方向で御努力いただきたいと思い
ます。健診をする町の担当者もそのほうがやりやすいのではないか
というふうに思
われますが、いかがでしょうか。
それから、次ですが、健診時の受け付け職員の対応についてです。受
診できなかつ
た人の中で、私が直接聞いた人は職員の対応は大変親切できちんと説
明してくださつ
たということでしたけども、他の人に聞いた中には職員の対応が冷た
く惨めな思いを
して帰ったという人もおられたということです。こういう場で非常に
緊張される方も

あります。普段、町の職員に接触が少ない方などは、本当に緊張が高まるということ

があります。私自身もそういう体験をしております。親切にわかりやすく説明してあ

げるのが町の職員の務めではないかと思います。町民あっての職員です。町民に対する

対応など日ごろの職員の教育はどのようにしておられるのでしょうか。御答弁をお

願いします。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 14番議員さんの御質問にお答えしたいと思
いますが、集団

健診についての御質問ですが、ああして健診の制度が国の制度
改正によりまし

て階層によって異なってまいっております。そうした面からわかりにく
い点があり御

迷惑をおかけしている面があろうかと思っておりますが、具体的なこ
とにつきまして

は担当課長からお答えをさせていただきますので、よろしくお願ひを申し上げます。

なお、後段ございました職員の住民の皆さん方に対する対応については、かねがね

親切丁寧にということを指導してまいっており、またそのように心がけてくれている

というふうに思っておりますけども、この上ともの課題にしてまいりたいと、このよ

うに考えておるところでございます。

○議長（後山 幸次君） 健康保険課長。

○健康保険課長（安見 隆義君） それではお答えをいたします。1番目の特定健診、

高齢者健診は順調に進んでいるかという質問でございますが、このことにつきまして

はいろいろと特定健診につきましては平成20年4月から出てきておりますので、な

かなかわかりにくい点も多々ありますので、少しお話をしたいと思います。

特定健診は平成20年度から開始され2年目を迎えます。高齢化の進行による医療

費の増加が大きな社会的課題となる中、医療保険制度改革の軸として、
特定健康診

査・特定保健指導がスタートをいたしました。内臓への脂肪蓄積による
肥満は、心筋

梗塞や脳血管疾患等の高額な医療費や人工透析等の長期治療に結びつき、医療費の増

加の一つの大きな要因となっています。こうした疾患の要因となる血
圧・血中脂肪・

血糖などの異常が内臓脂肪蓄積によって起こされた状態が内臓脂肪症
候群（メタボリ

ックシンドローム）です。この予防や改善をすることが目的であります。

対象者は、医療保険加入者のうち40歳から75歳未満の者で
ります。平成

20年度は集団健診のみで実施をいたしました。平成21年度は集団
健診と医療機関

で受診する個別健診の2つの方法を実施いたします。

平成21年度の実施状況は6月15日をスタートし、13会場において実施済みで

あります。あと、3日間が残っている状況でございます。特定健診の対象者は

2,100人で現時点での受診者は375人、受診率17%であります。

現状では、

どうしても町民なりそういう意識の稀薄もあり、不十分な受診となっていますし、町

としましてもいろいろなPR不足の点もあるかというふうに考えております。

後期高齢者健診は皆さんの生活習慣病（糖尿病や高血圧症）等の早期発見、重症化

予防が目的で、後期高齢者医療制度に加入されている方で年1回の健診を行うもので

あります。対象者は2,091人で8月までの受診者は217人、受診率10.4%で

す。受診率が低い原因としましては、高齢者であり多くの方が何らかの

病気で現在、

病院へ通院されておられたり入院されておられるため、受診対象となる
ない方が多い

ためと思っております。

なかなか今のこの全部を把握をしてきちんと受診をしてるかどうか
というものまで

今なかなかそういうところまでいっておりませんので、ちょっと低い
点もあるかと思

っております。

2番目としまして、特定健診は町が実施する場合は国保の加入者（保
険者及び家

族）が対象であります。また、共済、社会保険は各保険者での実施とな
っております。

制度が始まって間もないで、皆さんにやはり先ほどから言いました
ようにPR不足

であったり理解の仕方が薄かったり、意識が薄かったりということで
浸透していないこ

とも考えられますので、今後もPRに努めていきたいと考えています。

今年度の健診に何人かの方が社会保険の保険者の方が来ておられますが、国民健康保険でないため、この会場で健診を実施することはできないことを伝えています。町としましては健診委託先の島根県環境保健公社の担当者に相談し、何とか受診ができなか相談をいたしたというふうに聞いております。本人は保険者が発行した受診券も持参しておりませんでしたので無理だということを言われたというところでござい

ます。家族も働いておりまして連絡がとれないでの、その方たちにはこの制度の説明をし、家族が加入している保険者に相談するようにお話をしたところでございます。

皆様は了承されて帰られたと聞いております。

社会保険の被保険者や家族であって保険者から発行された受診券を持参され、保険者が島根県環境保健公社と委託契約している場合は、町が行う健診会

場でも健診を受けることは可能であります。

議員さんがおっしゃいました中でどうしても対応が悪かったということがお話をされております。この中で私も常々課員には本当に町民に対し親切丁寧にやるようにと

いうふうに申しておりますが、なお不足というふうに思ってもおるところもあります

ので、今後十分注意をしていきたいと、このように思っております。

3、いろいろな制度の中で健診は実施されているわけで、議員さんがおっしゃいますように一つのところで何もかもやるのが一番合理的でいいわけではございま

すけれども、それぞれの制度の違いもありますので、健診の項目も皆違っております。

そういうような状況の中で統一しての健診を実施することは困難であると思っており

ます。県や国へ要望を出せないかとの要請であります。今回の衆議院

選挙で大きく
政権政党がかわりましたので、推移を見守りたいと考えているところ
であります。

○議長（後山 幸次君） 竹内志津子君。
○議員（14番 竹内志津子君） 本当に昨年度からの健診で自分はどういう健診が受けられるのかというのがわからなくて困っておられる方がたくさんおられるんではな
いかと思います。去年も私もがん検診を受けに、がん検診は後期高齢者でも受けられ
るのに自分は後期高齢者に入ってるから受けられないと勘違いして、
受けたいけどそ
の近くの会場に行かなかつたという方もありまして、健康保険課に相
談した結果、そ
れは受けられるので場所をかえても大丈夫だということを教えていた
だきました。こ
ういうお知らせ、御案内とか日程等が町のほうから送られてきますが、
その中に特定

健康診査についてということで、受診券はという欄に、特定健康診査受
診券とあります

して、おののの医療保険者が発行しますというふうに書いてあります。で、ここま

で読まれる人が本当に何人おられるかということですし、またこのお
ののの医療保

険者が発行しますという意味がどういうことなのかなというふうにわ
かりにくいとい

うこともあると思います。結局、これはそれぞれの保険、社会保険か国
保かというよ

うなその違いによって医療保険者が発行するという意味だろうと思
いますので、社会

保険の場合は社会保険事務所ですかそこから発行される受診券だとい
うことなんでした

ようけども、そういうようなことが詳しく書いてあるとまた該当者に
もわかりやすい

のではないかなというふうに思います。今現在、御答弁にもありました
けども、受診

率が非常に低いということですので、もっと該当者に対してわかりやすいお知らせが

必要ではないかなというふうに思います。国保の方は大体心得ておられるんですけど

も、社会保険のほうの被扶養者ですか、そういう方たちが本当によくわからないとい

う現状のようですので、その点の理解をどのようにするか、社会保険事務所のほうに

もそういう理解がきちんと得られるような働きかけをすることが必要ではないかなと

いうふうに思います。

それから、もう一つお聞きしたいのは、これは希望調査のことなんで
すが、希望調

査票は世帯ごとになっておりますというふうにありますけど、こうい
う文書というの

は社会保険に加入している世帯には行かないのでしょうか、行くので
しょうか。もし

これが行ってるとなれば希望調査票が出てくるんじゃないかなという

ふうに思うんで
すが、これは国保の担当者だけに配布されているんでしょうか。それも
あわせてお願
いします。

○議長（後山 幸次君） 健康保険課長。
○健康保険課長（安見 隆義君） 先ほどから議員さんおっしゃいます
ように、これに
つきましては20年の4月から出ておりまして、とにかくまだなかなか
か町民の皆さん
が自分が国保であるのか後期高齢者であるのかがわからない方もたく
さんほんとおら
れます。ですから、私たちもいろいろな健診やっても、国保の方でない
方がたくさん
来られますし、そういうことについては十分そのときにどういうふう
にあなたは何歳
ですかと、じゃ後期高齢者なら後期のほうの健診を受けていただきた
いというふうな、
わざわざお聞きになる方については何とかできるんですが、ただ先ほ

どからおっしゃ
いましたように文章のところについてはやはり、わかりにくいような
表現は今後十分
直していきたいと、このように思っております。
そして希望調査につきましては、今議員さんがおっしゃいましたよ
うに、今の国保
については国保のほうから出しております。それで、今の社会保険のほ
うのことにつ
いては、本当は事業所のほうからきちっとそういうものが来ておるは
ず、私が思うの
は国保としては国保のほうの被保険者にはきちっとそういうものが送
ってあるわけで
すので、社会保険のほうには社会保険のほうの事業所なりから来てお
るというふうに
考えておりまして、何かそういう機会があればということですが、今は
うちのほうで
は直接、年金との関係で社会保険事務所と関係がありますがなかなか
ないので、何か

そういう機会があればお話をしたいというふうには思いますけれども、

今後、先ほど

からも話してありますように、どちらの健診につきましても健診率も
ちょっと悪いと、

そしてこの国民健康保険であれ社会保険であれ共済であれ、健診率が
低ければ今後ペ

ナルティーがかかるわけですので、そのことについても、それは
そういう保険

者にかかるということで、町民の皆さんにかかるちゅうことじ
やございません

が、うちのほうもいろいろなことを考えながら健診率を上げていくよ
うにしていきた

いというように思っております。

○議長（後山 幸次君） 竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） 社会保険の被保険者や家族であって、
保険者から発

行された受診券を持参され、保険者が島根県環境保健公社と委託契約
している場合は

町が行う健診会場で受診できるということがありましたけども、そうすると、この保

険者がそういう委託してるかどうかその点についても、やはり受けた
いなと思ってお

られる本人たちにきちっと伝わってないというようなこともあるのだ
ろうと思います。

もし環境保健公社と委託契約しておられる方が多ければ多いほど近く
の健診場で受診

できますので、非常に受けやすいということもあるんですが、こういう
契約をふやす

というような、職場によってしっかりふやしていただくというような
ことがそういう

働きかけはできないかということがまず一つと、それから、やはりいろ
いろ保険があ

るということ、保険の種類がいろいろ違ってるということがやはり問
題だと思います

ので、その点の統一した保険にするとか、それから、どの保険でも近く
の場で受けら

れるようになると、まず制度が改められるということはまだまだいつになるかわか
りませんし、まず来年度ぐらいからでも受けやすくなるような方法を
何とかできない
ものでしょうか。

○議長（後山 幸次君） 健康保険課長。
○健康保険課長（安見 隆義君） 環境保健公社のほうに社会保険のほうから出てきち
つとしておれば、環境保健公社のほうで受けられるというふうに聞いておりますので、
その辺で、うちがそちらのほうのほうへきちつとくださいという
よりも、そのことについては事業者のほうからきちつとこういうものを持って行って
いただきたいです
すよということを言ってPRをしていただきたいなというふうに思つ
ております。町
が今の中に書くことについては、もしもこの健診場に来られる方で社会保険の方につ

いてはというような文書については入れることはできるというふうに考えております。

それと、先ほどから何回も言っておりますように、制度が違うというか各保険者が

違うところの分をどうしてもどの保険でもとこういうことについてはちょっと、それ

それ共済は共済、社会保険は社会保険、そういうのがどこか島根県環境保健公社で全

部受けられるかどうかという今度皆さんか聞いたときにそういうこともございますが、

そのことについてはなかなかちょっと町が言うというよりもやはり何かの機会で、私

も島根県の環境保健公社の評議員になっておりますので、その辺ではもしそういう機

会があれば、どういうことが環境保健公社では受けられるということになるのかとい

うことはお聞きできるというふうに思っておりますが、それぞれの制度のところの保

険が違うところが全部一緒にとにかく、ごめたでやれるようにというのにはちょっと

いまだ難しいんじやないかというふうに考えております。そのようにいろんな面でお

話はするということはできるかと思いますが、そういうふうに考えております。

○議長（後山 幸次君） 竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） 3回終わりましたので質問ではないんですが、お願

いをしておきたいと思いますが、実は受診票を勤めておられる御主人からもらったん

だけども、町の近くの受診場で受けられるのでこれは要らないよといってわざわざ返

したという話も聞いたことがあります。というのは、受診票が直接来ていなくても、

隣近所から聞いてその日が受診できる日だということを聞いて行かれ
る方がおられた

んだということなんですけども、やはりこのあたりは社会保険事務所

からの業者への
指導とかそういうものが必要ではないかなと思いますので、そういう
いろんな機会を
とらえて社会保険事務所のほうへの申し入れ等をしていただければい
いんじゃないか
なというふうに思います。要するに、とにかくたくさん的人が受診でき
るよう、そ
して健康保持できるようにすることが大事ではないかなと思います。
それでは、次の質問に移ります。シルク染め織館の有効利用について
です。
シルク染め織館については、ことし3月11日の全員協議会で、シル
ク染め織館の
運営見直しについてという執行部から現在の運営形態に終止符を打つ
という結論に至
ったとの報告を受けました。実質、閉館になったわけですけども、それ
以来、シルク
染め織館の建物は利用されないままになっていると思いますが、あの
ままにしておく

のはもったいないとの声が出ております。有効利用の計画があるので
でしょうか。

有効利用についてのひとつ提案なんですが、これは私の提案という
形ではあります

けども、実は町民の方からの要望として私がお聞きしたものです。

最近、冬中夏草の効能について口コミやインターネットなどで広ま
り、生産に携わ

っている日原総合研究所に対して引き合いがふえていると聞いており
ます。先般、N

H Kのテレビでも2日間にわたっての放送がありまして、その直後、ま
た問い合わせ

があったというようなことも実際に聞いております。冬中夏草酒の生
産も始まり、冬

中夏草の増産の必要性が出てきているようですが、現在の場所では手
狭になっていて

増産できる場所の確保が求められていると聞いています。そこで、冬中
夏草の生産に

シルク染め織館を利用したらいかがでしょうか。冬中夏草はシルクと

は異なりますが、同じ蚕から生産されるものであり、全く関係のないことではないと思
います。こういうことに使うとより意義があるのではないかというふうに思っており
ます。道の駅に町外の人もたくさん訪れます。隣接していますので冬中夏草の展示など工夫すれば宣
伝もでき、販路の拡大もできるのではないかでしょうか。この提案についていかがお考
えでしょうか。

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。
○情報企画課長（長嶺 清見君） 御答弁申し上げます。このシルク染め織館の再活用につきましては、6月以降、役場内の関係4部署によりまして検討会議を立ち上げ、このほど一定の形態を取りまとめたところであります。基本的な考え方は、シルクに限らず幅広い地域資源活用機能を備えた複合施設とし

て活用することとし、染め織愛好者に体験作業場としての開放、町が所有しております

すシルク関連の機械や資料の展示、地域の工芸品の展示ギャラリー、また高津川に関

する情報発信機能などの文化施設としての運営を計画したところであります。

今後は、この原案をたたき台といたしまして第2段階として、町民の皆さんや関係

団体からの意見を聞くこととしまして、同時に、要望や提案もあわせてお受けをしま

して、展示など具体的な利用を実験的に行って、年内までには最終的な利用形態を決

定していくことといたしております。

さらにその結論を踏まえまして、予算措置、条例関係の手続、あるいは必要とあれ

ば改修工事の実施、また活用のPRなどそういうようなものを行いまして、平成

22年度から本格的運用をしたいというふうに考えております。

以上申し述べましたような計画で進みたいと考えておりますので、

冬中夏草の増産

に関連しました利用につきましては現時点では考えていないところでございます。

○議長（後山 幸次君） 竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） 利用について既に検討されて、実際に年内までには

最終的な利用形態を決定していくという御答弁でした。そういうふうに利用が考えら

れておれば、あえて冬中夏草の増産に関連した利用というのをあえて私強く言う必要

もないとは思いますけども、シルク染め織館が日原がかつてシルクの産業で頑張つて

いたと、それをいつまでも残していくことにこのシルク染め織館を利用するという点

においては、染め織愛好者に体験作業として開放するとかそういうことも中に含まれ

ておりますので結構なことだと思いますが、冬中夏草の増産の件につ

いても、町で多分検討はしておられるだろうと思いますが、シルク染め織館以外の場を考えているとかそういうことがあるでしょうか。シルク染め織館とちょっと関連がないようなことになりますけども、やはり冬中夏草も町の産業としてこれからしっかり P R していき、津和野町の産業としてひとつ町外の皆さんに知っていただくということも必要ですので、その点、冬中夏草の今後についてはいかがでしょうか。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 冬中夏草の関係につきましては、御質問もございましたように本町といたしましては非常に大事な事柄でございます。したがいまして、このことにつきましては別の施設を活用したいという今考えであります、昨日申し上げましたように、この会期中に補正予算を提案をさせていただくことにいた

しておりますけ
ども、その予算の中にそうした必要な経費を計上させていただく予定
にいたしており
ますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（後山 幸次君） 竹内志津子君。
○議員（14番 竹内志津子君） 宣伝の意味で染め織館に冬中夏草の
展示をするとか
そういうようなことはこれから多分考えられるのではないかなと思い
ますので、染め
織館の有効活用についてその点でも今後の課題としていただければい
いなというふう
に思っております。

それでは、3番目の質問ですけども、プールの事故についてですけど
も、いろいろ
情報を私も得てまして、その情報の中から判断するのに、今の段階で
質問するのは
適当ではないと考えましたので、今回はこれを取り下げます。

4つ目の質問に移ります。これは前段、議員お二人が質問されました

ので、もうほ
とんど私も質問することもないようなんんですけども、本当に合併して
新しい町が誕生
して初代の町長として町政に携わられ、任期中の4年間は大変な4年
間だったと思い
ます。新しい町としての形をつくり上げていかなければならぬ上に、
島根県町村会
長の会長としての重責も担っておられましたので、非常に激務の4年
間だったと推察
いたします。しかもこの間、国内経済は低迷し地方への国の支援は減ら
され、さらに
世界大不況が追い打ちをかけました。町内の産業も低迷し失業者も増
加するなど、町
の財政にも大きな影響がありました。このような厳しい中での町政に
携わられまして
大変な4年間だったというふうに思います。
それで、さまざま前段の議員の答弁にありましたので私が一つ私の
思いとそれから

町長のお考えをお聞きしたいのは、町民の一体感が醸成されたのかと
いうことです。

合併後、いろんなことを期待して、合併をするに当たっても町民の皆さ
んいろいろ期

待された上での合併を認められた方、そしてまた、やはり合併をしない
ほうがいいの

だと反対された方いろいろありますが、合併という方向がとられ、今4
年間たったと

ころです。

常に町長は町民の一体感ということをずっと言っておられましたし、
御答弁の中に

もそれをずっといつも頭の中に置いていたというふうに言っておられ
ます。ですけど

も、私がこうちまで聞きますのに、合併してよかったですんだどうか、合
併しないほう

がよかったですんじゃないかということとか、それから、合併してよ
くなつたこと

が一つもないとか、本当に厳しい意見がたくさん寄せられております。

私自身は合併

には反対でしたけども、それでも合併したからにはやはり津和野町が
さらに発展して

いくようにということをいろいろ考えましたけども、本当に経済情勢
が国内において

もそして世界の不況とかいうようなことがありまして、合併はしたけ
れども大変だっ

たということが町長さんの御答弁の中にもるる語られておりますけど
も、やはり合併

して大きい津和野町になって、それでも私たちのところに行政の目が
届いているなど

実感できることが余りなかったんではないかなというようことがあります。
それはも

う地域によってもいろいろ差はあると思いますけども、やっぱり行政
の目が常に届い

ているというふうに実感できること、それは、ただ目に見えるいろいろ
な事業だけで

はなくして、人間的な触れ合いとか行政の方たちとのいろんな触れ合い

とかいうような
こともありましょうし、やはり大きいものはいろんな事業が地域でや
られるというこ
とだろうと思います。経済情勢困難な中で難しい面がたくさんあります
して、地域によ
って偏りもあったというふうに思いますけども、本当に町民の一体感
は醸成されたの
か、私はどうかなあというふうに思いますが、町長の御答弁では自分は
十分に努力し
てきたというふうにおっしゃいました。今一度本当に町民の一体感醸
成されたとお考
えになるのか、それをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（後山 幸次君） 町長。
○町長（中島 巍君） 町長の任期上の町政運営ということで御質問
でございました。

お答えにつきましては、既に沖田議員さん、河田議員さんにお答えを
申し上げてい
るとおりでございますので御理解いただきたいと思いますが、特に御

質問ございまし

た一体感の醸成、これが図られたと本当に思うかどうかということです
ございますが、

この一体感の醸成と申します。先ほども他の議員さんにお答えいたしましたように、

口で言うのは容易でございますけども実際にはなかなか難しいことで
もあるわけであ

ります。これが完璧だといったようなことについては、やはり一定の時
間が伴うこと

も、これはやむを得ないことであり当然のことであろうというふうに
考えております

が、私は先ほど来申し上げておりますように旧両町の皆さん方、本当に
そうした地域

根性的な思いでいろいろなことを申しておられるということはほとん
ど耳にしたこと

もないわけでありまして、一般の町民の皆さん方はむしろ町は一つに
なったんだから、

もう一緒になっていい町をつくろうでねえと、こういうお言葉を常に

聞いております。

そうしたお言葉一つを公開することによっても、私は一体感の醸成と
いうものは進ん

できておるとこのように考えておるところでございます。

それから、合併をしたけれども実際にどうかということでございま
すが、これも先

ほど他の議員さんにお答えをしておりますように、合併は進めてきた
立場にあるもの

といたしましても、好んで積極的にということで出発をした、そういう
ものではない

わけでありまして、その時点の状況によってこの道をとることが、その
時点では唯一

の道であろうということで進めてきたわけでございます。

しかし、合併が成就してみると国の政策等も、特に財政支援等につい
ては異なった

面が打ち出されたということで非常にとまどいを感じ、また財政運営
等については苦

慮してきたわけでありますが、しかし、合併をしなかったらどうなのか

ということを

考えますとき、これは全国的な問題でもありますけども、限られた島根県内の状況を

考えてみましても、この隠岐の町村のように環境的にどうしても合併が難しくって、

また合併をしてかえって難しい問題が生じるという地域的なことは別のことといたし

ましても、そうでなくして合併をされなかった、財政的にも私どもの町から見れば人

口も多いし企業もたくさんありますし、楽なこの自治体だろうというふうに思ってま

いっております。例えば東出雲町、あるいは斐川町、それから、それとはかなり状況

は違いますけども川本町あたり、合併をしなかったそれぞれの町が合併をしなければ

ということで、現在具体的にいろんなこの発言をされ、あるいは行動を起こしておら

れるという状況から見ましても、やはりこの合併は避けて通れなかつ

たものであると
いうふうに今日現在でも私自身は受けとめさせていただいております。
ただ、合併時の効果ということになりますと、先ほど申しましたよう
なことでなか
なかの難しい面もありますけども、しかし、これは日を追って、年限を
追うことによ
って、やはり合併をしてよかったですんではないかというふうに御理解が
いただけるもの
と現時点では勝手ながら考えておりますので、そのように御理解をい
ただきたいと思
います。

御答弁にならないかと思いますけども、以上を申し上げまして答弁
とさせていただ
きます。

この4年間、竹内議員さんには、ときに温かくときに厳しい御指導、
御支援を賜り

ましたことを心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

○議長（後山 幸次君） 竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） 中島町長さんにおかれましては、合併して新しい町

を形づくっていくという大きな任務と、任務がありながら、この間本当に病院問題と

か、財政上の国の支援が減ってきてとか、そういうようなことに遭遇されまして、本

本当に大変な4年間だったというふうに思いますが、何とかこう大変な中でも道筋をつ

けていただいたのではないかなというふうに思っております。

今後は一町民として、これから町政を見守っていただくとともに、これから

の——これまでのいろいろな経験をしっかり町政の中に御助言いただきたりして、ま

すます津和野町が発展しますことを見守っていただきたいというふうに思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（後山 幸次君） 以上で14番、竹内志津子君の質問を終わります。

.....

○議長（後山 幸次君） それでは、後ろの時計で午後1時まで休憩と
いたします。

午前11時36分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（後山 幸次君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

発言順序4、7番、青木登志男君。青木君。

○議員（7番 青木登志男君） 既に同僚議員がさまざまな角度から質問をされており

ますけども、私はまちづくりの町長の思いにつきまして質問をさせて
いただきたいと

思います。

町長は、6月議会で退任の意向を示されました。その後3ヶ月が経過
したところで

ございます。旧津和野、合併後の津和野町と通算16年間にわたり懸命
に町政に取り

組んでこられました。4期、本当に長い間御苦労さまでございました。

その間、町総

合振興計画に基づき保健医療対策あるいは経済基盤、社会基盤の整備、

教育や文化の

振興など多くの諸課題、またさまざまな行政行動について国や県と密

接な関係を保ち

ながら、町民の生活向上を目指してこられました。

また、総合的なまちづくりの施策につきましても、人と自然に育まれ、

温もりのあ

る交流のまちづくりを目指して推進されてこられました。

特に病院問題、病院事業は全国的にも県内においても非常に厳しい

状況の中で、公

営企業誘致としての公共福祉の増進に御尽力をされ、町民に安心感を

与えるなど大き

な役割を果たしてこられましたことに対し敬意をあらわすものでござ

います。

そして、両町合併後の町民の一体感の醸成につきましても一定の成

果を上げられ高

く評価されるところでございます。

今後も人口減少に伴う過疎化と深刻な少子高齢化の中ではあります、
まちづくりは

引き続き町行政の重大な課題でございます。

その中で、私は、病院医療の問題、交通網の整備、特に生活バスの問
題、それから

産業振興や雇用の拡大による定住化の問題があろうかというふうに思
います。

中島町長さん、退任まで残すところ2ヶ月余りとなりましたが、今ま
での中島町政

の思い、そして豊富な経験を通しての今後の町政の思い等々がござい
ましたらこの際

お聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巍君） 7番議員さんの御質問にお答えいたしたいと
思いますが、ま

ちづくりについてという御質問でございます。

振り返ってみると旧町時代から通算4期16年間にわたり町政の

執行に携わってまいりました。特にこの1期4年間は、新町発足後初代の首長として務めさせていたいたところであります。

御質問にありますように、まちづくりの指針となる総合振興計画にのつとり、人と自然に育まれ、温もりのある交流のまちづくりを目指し努力してまいりました。

私は、清潔で公正、明朗で誠実、信頼と連帯、創造と活力のある町政をモットーに精いっぱい努めてまいりましたが、町民の皆さんにとっては必ずしも満足のいくものではなかつたかと心苦しく思つてゐるところであります。

しかし、新町発足時には予想もできなかつた病院問題が発生し、その対応には本当のところ苦慮いたしました。地域医療の確保は最も重要であり、いかなる施策よりも優先して取り組まなければならない課題であります。財政措置はもち

ろんでありまし

たが、医師確保等については随分と苦慮してまいりましたが、幸いに議会の皆様方の

力強い御支援、そして関係の皆様方の深い御理解と御協力により、何とか今日の状態

を保つことができ、ありがたく感謝申し上げているところであります。

町民の一体感の醸成など、取り組んでまいりました事柄については一定の評価をい

ただきありがとうございます。

残すところ2ヶ月足らずであります、省みて感慨無量のものがあります。過ぎ去

った今日までの町政への取り組み、そして今後の新しい首長に対する思いなどは、沖

田議員さんほか皆さん方にお答えをさしていただいているところでありますので、御

理解をいただきますようお願い申し上げます。

青木登志男議員さんの今日までの温かい、力強い御指導と御支援に対し深く感謝し、

心から厚くお礼を申し上げ答弁とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（後山 幸次君） 青木登志男君。
○議員（7番 青木登志男君） 昨日の20年度の会計監査報告によりましても、繰り

上げ償還によりまして22年、23年が苦しいピークであるというふうな状況にあつたわけでございますけども、町長並びに執行部の御努力によりまして、それもピーク

が山が越えたというふうな監査委員さんの報告もあったわけでござります。そうした

ことも一つの評価されるものではないかというふうに思っておるところでございます。

質問の中でちょっと触れました交通網の整備、特に生活バスの問題でございます。

この問題につきましては今年度の予算でデマンドの方式を取り入れる等につきまして

前向きに取り組んでおられますけども、今後の思いにつきまして重ねてお伺いをいた
したいと思います。

また、少子高齢化の中での産業の振興、雇用の拡大による定住化につ
きましても改
めて質問をさせていただきたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） お答えがなかりまして恐縮でございましたが、
特にこの交通
網の整備等についての御質問でございますが、まず合併して一つの町
になりましたけ

ども、町内におけるこの交通体系、これが地区間で相違があるわけであ
ります。これ

は長い歴史、それからまた、民間会社等との絡みがあるわけでございま
すが、できる

だけこれを一体的なものにして、そして、特にこの高齢化社会が進行し
とるわけであ

りますし、地域の皆さん方に御不便のないようにサービスの提供して

いかなきやあな
らないということで取り組まさしていただいております。

担当いたしております部署におきましては、何回かこの具体的なあ
り方について計
画をまとめておるわけでありますけども、なかなか会社経営の路線バ
スが走っている
ということなどもございまして、単なる町内的一体的な交通網にする
ということは時
間を要する点もあるわけでありますが、これはやむを得ないことであ
りますので、時
間を追いながら、できるだけ早く目的に向かった体系にしたいという
ことで取り組ん
でおりますが、幸いに今回の予算としてお願いをしておるかと思いま
すけども、お話
がありましたようなこのデマンドバスのことにつきましては、試行す
るということで
上部からも予算措置等もございまして、これに具体的な取り組みをし
て将来に備える

この智慮を求めようとこういうことにいたしております。

本当の率直に申しまして、この交通関係の問題については、私はでき
ればこの9月

ぐらいから実施したいなあというのがずっと思いでございましたが、
先ほど申しまし

たような事情でなかなかそう簡単にいくものでございません。

がしかし、部分的には既にこの取り組みをしてまいましておる面もござ
りますので、

一日も早く町民の皆さん方に、便利になったなあと、よかったですとい
う思いを持つ

ていただくように進めてまいらなきゃあいけないし、そのことは例え
どなたが次の町

長になられたとしても、ぜひともひとつ確実に実行していただきたい
とこのように考

えておるところでございます。

それから、産業振興の関係でござりますけども、本町の場合は商工觀
光、そして農

林業、これを2つの柱として振興策を進めてきておるわけであります

ので、この基本的なことにつきましては当然のことながらこれまで取り組んでおるし、今後も取り組んでいただけるものというふうに思いますが、たくさんたくさんこの分野にわたってあるわけでございますので、この一つ一つについて申し上げるということは御了承いただきたいと思いますが、例えば既に具体化をしております冬虫夏草酒あたりも、いよいよその具体化をしてきておるわけであります。こうしたことがぜひともこうして、そして町の発展、経済の発展につながっていくようにぜひともなってほしいと、私は必ずなると、このように今考えておるところでございます。

お答えにならないかもしれません、そういう思いでございますので御理解いただきたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 青木登志男君。

○議員（7番 青木登志男君）さきの答弁の中にもありましたけども、町は一つであるというふうな答弁があったかと思いますけども、そのことにつきましては新しい首長さんも受け継いでいただけるんじゃあないかというふうに期待をいたしておるところでございます。

町長さんにおかれましては、本当に長い間大変な厳しい状況の中ではございましたけれども御苦労さまでございました。

それじゃあ、続きまして、次の質問に移りたいと思います。防災についてでござります。二百十日も過ぎ台風シーズンになりました。9月1日が防災の日でございます。

それで本日9日9日が救急の日というふうなことでござります。7月の大雨のように大気の状況が不安定になり、局地的な強い大雨が降る可能性がどこでも現状ではある

わけでございます。山口や九州の大雨が、上空の雨雲が現地よりも30

キロあるいは

50キロ北上しておれば、当地津和野にもこの災害が起きてもおかしくない状況にあ

ったというふうに思います。

7月の大霖の被害の状況はどのようにになっているのかをお伺いをいたしたいと思い

ます。また、復旧の対策や予算はどのようにになっているのかもあわせて
伺いたいと思

います。それから、農林関係はどうであったかも伺いたいと思います。

昨年、地域防災計画が策定され、住民の生命あるいは身体及び財産を
保護する目的

で計画されたものでございますが、具体的な対応につきましてお伺い
をいたしたいと

思います。特に防災の予防は平素から行政と住民が一体となって具体
的に対応するこ

とが重要であるというふうに思いますけども、このことにつきまして
もお伺いをいた

したいと思います。

○議長（後山 幸次君） 総務財政課長。

○総務財政課長（右田 基司君） それでは防災の対応につきましてお答えを申し上げ

たいと思います。

7月19日から21日の豪雨被害の状況でございますが、床下浸水

8戸。これは津

和野の藩庁住宅で7戸、それと青原で1戸でございます。

それと、裏山崩壊が4カ所、これは津和野の永太院の裏が崩れたわけですが、それ

が1カ所、それと相撲ヶ原、柳、枕瀬東でございます。がございます。

農地農業用施設災害でございますが10件、林道災害被害が16件、

公共災害被害

が17件、その他小災害が約20件となっております。予算につきましては現年農地

農業用施設災害復旧費が1,600万6,000円、現年林道災害復旧費が8,247万

円、現年公共土木施設災害復旧費が5,356万円であります。その他

農林業被害に

ついてはありませんでした。

なお、警報発令以後は役場にて総務財政課の職員で待機体制をとつておりました。

その間、県より土砂災害危険度情報、水位観測所から水位の状況を見ながら、その折

を見て消防団の出動要請について検討してきたところでございます。

結果といたしまして、7月20日につきましては、津和野のほうは津和野地区が

1分団、3分団、4分団、そして日原地区が1分団、2分団、3分団、4分団、7分

団の出動を要請したところでございます。21日につきましては雨となりひどくなつ

ておりますので全分団の出動を要請してきたところでございます。

次に、津和野町地域防災計画についての御質問でございましたが、これについては

平成20年4月に作成したところでございますが、その後の取り組みについてお答え

を申し上げたいというふうに思います。

まずは避難経路、土砂危険箇所等示した津和野町防災ハザードマップを平成21年

2月に作成をしまして4月に公表をいたしたところでございます。これ自治会長さん

方をお集まりをいただきまして、説明等もいたしたところでございます。

次に、津和野町災害時用擁護者避難支援計画の策定に取りかかっているところでござ

ります。現在、該当全戸へ希望調査をとっているところでございますが、それに並

行して自治防災組織へ支援を行ってきているところでございます。

具体的には、既に先進地で取り組みをされておられる方を講師として招聘しての研

修会の実施支援等がございます。

以上でございます。

○議長（後山 幸次君） 青木登志男君。

○議員（7番 青木登志男君） このたびの7月の水害で町内もさまざ

まな被害を受け
ておられますけども、私その当町内を回って歩いたときに、独居老人
の方で玄関先
が水に埋まって出られないというふうな方にお目にかかったり、裏山
が崩れそうで車
の中に寝るんだとか、表の廊下のほうに休むんだというふうな老人の
人のお話を聞い
たわけですけども、防災で一番大切なのは簡単な地域のコミュニケー
ションから始ま
るんではないかというふうに思っております。防災計画もすばらしい
ものではあります
すけども、大もとはやはり町民同士の、例えば簡単ないさつから始ま
るとか、助け
合う心を養うとか、そういうふうなとこから入っていくかないと、いかに
いい防災計画
を、マップをつくっても、それは一つの絵にしかならないんじゃないかな
というふうな
感じを持っております。そういう意味で住民との情報を共有すると

か、そういうふうなことにも今後取り組んでいくべきだというふうに思っております。

7月の被害は先ほど伺いましたけれども、基準に満たない小規模の被害が多くて、あるというふうなお話を聞きましたけども、その辺の対応はどのようなになっておるのかをお伺いいたしたいと思います。

それから、防災時の近隣の総合支援の状況につきましてお伺いをいたしたいと思い

ます。

これは新聞に載つとったもんですけども、4市が災害応援協定というふうなことで、益田、浜田、萩、長門が、市が協定を結んで災害に対する対応をしておるというふうな記事が載っております。こうした中で、本町、津和野町はどういうふうな位置にあるのか、またどういう支援をしていかれるのかをお伺いをいたしたいと思います。

兵庫の災害支援の活動報告等の記事も載っておりますけども、ソフト、ハードの両面の地道な防災対策が必要だと感じたとか、集落、各集落で避難体制を日ごろから話し合っていくべきだとか、そうした日ごろからというふうな、あるいは住民と住民がというふうなことが活動報告の中に強調されております。こうしたことの取り組みにつきまして、お考えがありましたらお伺いをいたしたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 総務財政課長。

○総務財政課長（右田 基司君） それでは、お答えをさしていただきたいと思います。

まず、住民がお互いにやっぱり連絡体制をとって、そしてやっぱりコミュニケーションから始まるんだということについてでございますが、ああして自主防災組織をつくる目的もありまして、先進地で取り組みをされてる方のお話を聞きますと、まさに

そのようなことが非常に重要だと。それと、やはり災害が起きたときに
やはりいち早く

くやっぱりその避難とかそういうのができるのは、本当に身近な方の
そういうことが

一番最初なんだと。それからあと、例えば消防団とか中央から支援が来
る、それまで

の対策が一番大事なんだということを聞いておりますので、この自主
防災組織をつく

っていくという面についてはやっぱり力を入れていかなきゃあいけな
いというふうに

思いますし、それにはやっぱりお互いのコミュニケーションといいま
すか、集落内の

こうした考え方をやっぱり皆さん方にも理解していただけるというふ
うなことが必要

ではないかというふうに思っておるところでございます。

それに対しての支援というのは先ほども申し上げましたが、そうい
う本当に取り組

みをされている方々のお話を聞いていただくということもやっぱり重

要ではないかと
いうふうに思っているところでございます。

それと、今、市がああして災害協定を結んでおられるということであ
りますが、今
まだ町のほうはそこまでいっておりませんが、今後検討させていただ
きたいというふ
うに思っておるところでございます。

○議長（後山 幸次君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） 災害の国による査定に、範疇に入らない
小さい災害につ
いてでございますが、総務財政課長が答えまして小災害約20件一応
確認しております
すが、これには農地の持ち主の方の了解等々あります。その辺のところ
を今から確認
をいたしまして、小災害の認定に向けて準備をしてるところでござい
ます。

○議長（後山 幸次君） 青木登志男君。

○議員（7番 青木登志男君） 先ほど申しましたように局地的な豪雨、

新聞等にも沖

縄の鉄砲水のことが載っておりましたけども、ああいうふうな形でどこでどのような

災害が起きるかわからないような気候の状況でございます。平素の日ごろからのコニ

ュニケーション、あるいはそうした対応を念頭に置くことが住民の生命、財産を守る

ことにつながるんではないかというふうに思っております。どうぞよろしくお願いを

いたしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（後山 幸次君） 以上で7番、青木登志男君の質問を終わります。

.....

○議長（後山 幸次君） 発言順序5、4番、青木克弥君。青木君。

○議員（4番 青木 克弥君） 私は一般質問最後の質問者となりました。そしてまた、

町長にお尋ねをする最後の機会っていうぐらいにもなります。

先ほど来からいろいろ町長の今までやってこられた業績あるいは足跡について、さ

さまざまな角度からいろいろなお話がございました。

まず私も、町長が今までやってこられた足跡につきまして、平成6年の3月の

24日から今日に至るまで、足かけ16年の長きにわたって、町のトップとしてさま

ざまな御苦労の中で今日に至ったということに対しまして、深甚なる感謝と、敬意を

表するものでございます。

この間にわたりましてさまざまな問題が起き、さまざまな大きな課題に直面をされ

たというのが今までにお話にございましたとおりでございますが、残念ながら町長、

いわゆる首長としての力だけでこの問題が解決できないさまざまな情勢の中であった

ということを、私もそういう認識の中であるわけでございます。つまり国としてなす

べきいろいろな機構、国としてなすべきいろいろな施策、そのことが残念ながら一番

自治体の下部組織であります町へ押しつけられているような形の中で
の情勢であった、

いうぐあいに思うところでもございます。まさに悪戦苦闘の中での執
行だったという

ぐあいにも思っているところでございます。

仏教の言葉の中に「四苦八苦」というのがございますが、最初の4句、
との詩句

の中に「求めても求めても求められない苦しみ」というのがございます。

「求不得
苦」というんですが、まさにその状態ではなかったかというぐあいに思
います。

さまざま思いの中で、今まで同僚議員も申しておりましたように、
病院の問題が

最大な難関であったというぐあいに思っております。私もそういうよ
うな認識の中で、

わずかな経験の中で、この病院の問題にさまざまな意見、質問をさして

いただきまし
た。それは最初から申し上げておりますように、病院はあるいは医療は
やっぱりどう
考へても行政がそれを守っていく最大の責務である。いう観点からで
ござります。そ
してまた、医療問題はすべての行政問題を包括してるというぐあいに
思ってるからで
ござります。それがまた相まって合併の問題と移行しながら、町長は再
三答弁の中で
も、方針の中でも申されておりますように、一体感の醸成だというぐあ
いに申せられ
ておりました。それはすなわち町民間だけではなくて、執行者と住民と
の一体感の醸
成でもあったというぐあいに思うわけでござります。

私は、この市町村の合併につきましてはいろいろ評価があると思い
ますけども、私
はこの2町間の合併は大いなる成功だというぐあいに評価をしている
1人でございま

す。それは今までにもさまざまなところでさまざまな評価が出されてござります。そ

してまた、各全国の市町村にはその後いろいろな動きがござります。

がしかし、起こりの発端は先ほども町長が述べられておりましたよう、いわゆる

国の主導型の合併であったには間違いない、いうぐあいに思います。そ

してまた、県

という枠組みの中で進められた合併でもありました。それが昭和のいわゆる合併と平

成の合併との大きな違いであり、そしてまた、明治維新以降行われたこの県の統合や

ら合併とも大きな違いがあるところだというぐあいに思います。

したがって、この合併が今後次の100年先あるいは50年先、何年先になるかわ

かりませんが、次の行政体制の次の一步であるという認識の中で考えますと、非常に

成功のうちの合併だったというぐあいに思わざるを得ません。

我が津和野町が現在に至っているのは、いわゆる明治維新のあの廢

藩置県から現在

に至っておるわけですけども、町が置かれている現状はまさにこの島

根県の中の片隅

の1町村でございます。そういうことを考えますときに、今後の次の体制をどう構築

していくかという面につきましては、この合併が次なる一つの一歩である。いうぐあ
いに思つておるとこでございます。

そうしたことが一体感の醸成いうものが、今申し上げましたように
町各地域間だけ

ではなくて、再度申し上げますけども執行側とそれを享受する住民側
の一体感が醸成

されなければならないというぐあいに思うところございます。そうい
った意味で本日

の質問をさせていただくわけでございます。

この足かけ16年の長きにわたって、さまざまな御苦労とさまざま
な体験を通して、

貴重な恐らく自分の信条が築かれ上げ、そしてそれがまた次の首長に

受け継いでいか

なければならないというぐあいにも思ってるのでござります。

したがつて、今まで同僚議員の質問にも、今から次の首長に必ず引き継いでいただき

きたいと思ひが私は必ずあるんだというぐあいに思っております。幾つか同僚議員の

質問の中にも述べられておりますけども、もう一つ突っ込んでお答えができるならば、

これだけは首長に引き継いでおかなければならぬ、いうことが私は必ずあるいうぐ

あいに思っておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それから、次の質問でございますが、次の質問は、今言いましたように、必ず次の

10月には選挙が行われます。したがつて、首長がかわるわけでござります。がしか

し、職員がかわるわけではございません。

したがつて、次の行政を担当する首長のもとで一致結束して前に向かわなければな

らないわけでございますけれども、今までの経験を生かしながら、次の首長にも今こ

こにおられる町のいわゆる経営陣といいますか、課長たちが、それ首長にいろいろな

ことを進言しながら新しい町をつくっていかなければならないその時期であるという

ぐあいに思っておりますし、そしてまた、それがいい方向へ行かなければならぬ、

いうぐあいに思っております。

そういう意味で、現在、多くの町民から我々に寄せられる住民の思いが町の執行

側と住民がいろいろ思っているその思いの中に少し隔たりがあるんじやないかという

ことをよく耳にいたします。そして、そのことを私ども議員といたしましては、住民

の一つの代弁者として町執行部者側に言うわけでございますけれども、それが執行され

なければやっぱり我々としても結果、責任をとらなければならないと

いうぐあいに私自身も思っております。いくら言ってもそれがなされなければ、結果的にはゼロあります。そういうことを私も今までいろいろ言って、執行部側にもいろいろお願いをし、いろいろ調整をしつないできたところでございますけども、そういった面で私自身も多く、多いなる反省をしとるところでもございます。

そうしたところで、今町長はみずから辞退をされるという時期に至って、残られた特別職である副町長、それから教育長、それから職員のトップであります参事、それに対して質問を問うわけでございますけども、今私が述べたそういうような住民といわゆる行政側との間にそういうような乖離があるんではないかということに対してどのように認識でおられるのか。

そしてまた、そういうことを踏まえて、今から新しい執行体制になる

わけでござい
ますけども、選挙が終わってからでございますけれども、そのためには
今何をなすべ
きと考えているのかお尋ねをしたいというぐあいに思います。よろし
くお願ひします。

○議長（後山 幸次君） 町長。
○町長（中島 巖君） 4番議員さんの御質問が最後の御質問であり
まして、私が一
般質問に御答弁申し上げるのはまさに最後となりました。まことに感
無量のものがございますが、深い思いを持ちながらお答えをさせていただきたいとこ
のように考えて
おります。

新しい執行体制についてということでの御質問でございますが、勇
退する町長とし
て次の新町長にぜひ引き継いでもらいたい事項があれば聞かせてほし
いとのこの御質
問でありますが、既に沖田議員さんほか議員の皆さんのお質問にお答

えをいたしてい
るところでありますので、その点については御理解をいただきたいと
このように思つ
ております。が、もう少しという御質問でございました。あと一つはこ
の合併のこと
についても触れていただきまして、この合併が決して間違ったもので
はない、やはり
将来の町を考えてみると、必要な事柄であったという評価をいただ
いておるわけで
あります。ありがたい評価であるというふうに思いますが、申し上げる
もないことで
ありますけども、合併はそのこと自体が目的ではないわけでありまし
て、今後の町民
福祉の向上と町政の振興を、発展を図るためのこの手段であるわけで
あります。そう
したことを十分承知をしながら、この課題解決に取り組んでまいって
いただかなきゃ
あならないというふうに思いますが、具体的には確かにいろんなこと

がございます。

ございますが、総合的に申し上げるなら、ああして合併協議の中で慎重に検討をされ

てそして取りまとめをいただいた新町建設計画、さらにそれを基本にいたしまして策

定をされ、議会の議決をいただいております町の総合振興計画、さらには過疎地域振

興計画、これらに網羅しております本町のこの課題、施策、これを着実に具体的な施

策として今後の町政を執行をしていただきたいと、私はこのように考えておるところ

でございます。お答えにならないかもしれませんけども御理解をいただきたいという

ふうに思います。

後段の御質問、極めて厳しいものでございます。私は常に役場は、そこ

に住まいを

される住民のためにあるものであり、1にも2にも町民のための行政であることを心

がけ、そしてそのことを副町長以下、全職員にことあるごとに申し伝え、

指導してま

いったところであります。職員もそのことは十分承知をし、それぞれに

職務に専念を

してくれていると考えております。

したがって、町民の皆さんとの思いと我々の思いに乖離があるとの御

指摘を受けるこ

とはまことに残念なことありますが、現実にそのようなことのない

よう、今後なお

一層努力してまいらなければならないと、そのように考えているとこ

ろであります。

町民間の一体感の醸成は当然のことであるけども、行政と町民との間

の一体感の醸成

も大事であるという御指摘でございましたが、当然のことのございま

す。足らざると

ころがあるとすればさらに心がけ、努力をしてまいらなければなら

ないとこのよう

に考えておるところであります。

いずれにいたしましても、この御質問ございましたけども、今後の執行体制のあり

方、これにつきましては新町長のお考えになられるところであります
ので、その点に

については、私どもから今いろいろと申し上げることについては御容赦
をいただきたい

と、そのように御理解をいただきたいとお願いを申し上げます。

ともあれこの4年間、青木克弥議員さんには何かと温かい御指導賜
り本当にありが

とうございました。心から感謝申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（後山 幸次君） 沖田副町長。

○副町長（沖田 修君） 乖離の部分につきまして、副町長以下職員
にも御質問をい

ただきましたので、お答えをさしていただきたいというふうに思いま
す。

乖離のことにつきましては、先ほど中島町長が回答されたことに尽
きるというふう

に私は考えております。行政は常に住民のためにあるということで、町

長の揺るぎな
い信念のもとに、私ども職員一同は懸命に業務に取り組んでまいりま
した。そういう
ことありますが、ただ住民の皆様に若干の行政との思いの中になお
乖離があるとい
うことであるならば、それを解消すべく最大限努力を傾注すべきであ
るというふうに
考えております。

住民の皆様と行政、立場は多少異なります。異なりますがゆえに若干
の乖離が発生
するのかなということは思っておりますが、しかし、先ほど来町長も申
しましたよう
に、我々も住民の皆様もこの津和野に住まいをするものであります。
日々生活をして
いるものであります。そういうことでお互い情報を共有をいたしまし
て、同じ目標、
また同じ思いを持って進むということが大切ではないかと考えます。
よし、それじゃ

あここで一緒に町のために汗をかこうじゃないか、あるいは頑張ろうではないか、

そんな気持ちになることが非常に大切ではないかというふうに思って
います。住民の

皆様と行政の距離をいかに近づけていくか、あるいは行政のハードル
をいかに下げて

いか、そのことが大変重要であろうというふうに考えております。

そういうことで、今後もあらゆる面で努力を続けたいというふうに
考えますので御

理解をいただけたらと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（後山 幸次君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） それでは、お答えを申し上げますが、先ほど
町長及び副町

長のほうからお答えを申し上げておりますように、やはり住民のため
の行政であると

いうふうに考えているところであります。私自身は特に乖離があると
いうふうには思

っておりますけれども、そのような状況があるとすれば私の努力が

足らないというふうに反省をするところであります。

今、何をなすべきかというふうなことにつきましては、基本的には行政情報をもとにしてある程度の町の将来を考えながら、住民と会話を進めていくというふうなことになるのではないかというふうに考えているところであります。

○議長（後山 幸次君） 参事。

○参事（長嶺 常盤君） これまでに出尽くした感がありまして、私が述べることも少ないわけですが、以前から御指摘もありましたように、住民の皆様が行政に対する期待と要望はこうした社会情勢にありますなおさらのこと、特に強いものがあると日ごろ感じているところであります。

多くの皆様にはさまざまな願いがあるのは当然でございますし、私自身日ごろ感じておりますのは、まず細かいことありますけども、机上で考えること

だけではなく、
先ほど来出ておりますような住民との距離あるいは行政の限界、住民
と協働して物事
を考えていくなり行っていく、そうした今後はシステムに一步でも近
づけていき、要
するに住民目線で行政に携わっていくというふうなことが肝要ではな
いかというふう
に考えております。ともすれば最大公約数的なところで終わっていく
のが行政の立場
でもございますが、非常に少数な意見であっても取り入れるまた勇気
も必要ではない
かというふうに考えておりますので、今後ともいろいろ御叱正いただ
いたらというふ
うに考えているところでございます。

○議長（後山 幸次君） 青木克弥君。

○議員（4番 青木 克弥君） 大変お答えにくい質問だったかもしれ
ませんが、私が
先ほどから申し上げましたように、なぜこういうような質問をするか

ということにつ
いて前段で申し上げましたように、やはり少しずつでも行政側も我々
もですが、ある
いは住民もですが、変わらなければならぬというぐらいに思
っているからで
ございます。そういう意味で今質問させてもらっているわけでござ
いますが、今お
話の中に乖離があったとするならばというお答えでございましたが、
あったとするな
らばというお答えに、既にそこに乖離があるわけでございます。
今町長のお答えの中にもございましたように、いわゆる町側と住民
側には立場の違
いがございますので、当然そこで違いがあるんだとそれは思います。
しかし、いうなれば行政のいろいろな執行する上では町の職員はブ
ロがあります。
住民側は素人であります。したがって、当然そこの中にレベルの差があ
ります。その
ことを十分思い至ってお話をさせていただくということが大事だらう

というぐあいに

思うわけでございます。

今、それぞれ三方のお答えの中に、やっぱり何が一番大事なのか、何をなすべきか

といったのは、住民の側のところにおりなければならない。そこに行かなければなら

ない。それが一番大事であろうというぐあいに私も思っております。つまり現場に足

を運ぶかどうかということではないかというぐあいに思っております。

そういう意味で、今お答えをいただいたわけでありますので、そのことを次の新

しい執行体制の中でもぜひ実践をしていただきたいというぐあいに思います。

たまたまこの間読んでおりました9月1日の農業新聞の中にも、農水省の不祥事の

ことが上げられておりました。事故米事件の受けて、省の改革が進んでおる。

しかしながら、残念ながら形は整ったけども内容が前に進んでない。

なぜかという

ことの論説が書かれてございました。その中にはやっぱりこここの本町の行政改革の基

本方針にもありますように、「危機意識と改革意欲を住民と行政が共有し」いう文言

がございますけども、まさにそれに尽くるんじゃないかというぐあいに思っておりま

す。で、農水省の省改革の中にも、やっぱり職員の意識転換が最も重要な課題である

というぐあいに締めくくってございます。まさにそのとおりだろうと思

っております。我々も議会に出ていた以上は議会人としてのそういう意識といったもの

をやはり十分に意識しなければならないというぐあいにも考えておるわけでもござい

ます。

昔から言われてる言葉に、物を感じ意識するために言われている古い言葉がござい

ます。「心ここにあらざれば見えども見えず」という言葉がございます。

まさに意識

のないものがいくら物を見ても見ることが、感じることができないと
いう戒めだとい

うぐあいに思いますが、そういうことを私自身も再度そういうことを
確認しながら前

に進んでまいりたいといううぐあいに思いますし、ぜひともこれから変
わるであろう、

ここに残られている皆さん方も新しい執行体制の中でそういう意思で
進んで参ってい

ただきたいということをお願いしておきたいといううぐあいに思います。

最後に、町長の今後につきましては、十分体を御自愛なされて、楽し
いこれからの

余生にならることを御期待申し上げ、質問を終わります。

○議長（後山 幸次君） 以上で4番、青木克弥君の質問を終わります。

以上で一般質問を終結いたします。

○議長（後山 幸次君） お諮りいたします。本日はこれにて散会した

いと思いますが、

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） はい。御異議なしと認めます。

以上をもちまして本日は散会いたします。ありがとうございました。

午後1時58分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年　　月　　日

議　　長

署名議員

署名議員

平成 21 年 第 6 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 錄 (第
3 日)

平成 21 年 9 月

10 日 (木曜日)

議事日程 (第 3 号)

平成 21 年 9 月 10 日 午

前 9 時 00 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 町長提出第 95 号議案 津和野町国民健康保険条例の一

部改正について

日程第3 町長提出第96号議案 訴訟上の和解について

日程第4 町長提出第97号議案 平成21年度津和野町一般会計

補正予算（第

3号）

日程第5 町長提出第98号議案 平成21年度津和野町国民健康
保険特別会計補正

予算（第2号）

日程第6 町長提出第99号議案 平成21年度津和野町介護保険
特別会計補正予算

（第2号）

日程第7 町長提出第100号議案 平成21年度津和野町簡易水道
事業特別会計補

正予算（第2号）

日程第8 町長提出第101号議案 平成21年度津和野町下水道事
業特別会計補正

予算（第2号）

日程第9 町長提出第102号議案 平成21年度津和野町奨学基金

特別会計補正予

算（第1号）

日程第 10 町長提出第 103 号議案 平成 21 年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第2号）

日程第 11 町長提出第 104 号議案 平成 21 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）

日程第 12 町長提出第 105 号議案 平成 21 年度津和野町病院事業会計補正予算（第2号）

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 町長提出第 95 号議案 津和野町国民健康保険条例の一部改正について

日程第 3 町長提出第 96 号議案 訴訟上の和解について

日程第 4 町長提出第 97 号議案 平成 21 年度津和野町一般会計

補正予算（第

3号）

日程第5 町長提出第98号議案 平成21年度津和野町国民健康
保険特別会計補正
予算（第2号）

日程第6 町長提出第99号議案 平成21年度津和野町介護保険
特別会計補正予算
(第2号)

日程第7 町長提出第100号議案 平成21年度津和野町簡易水道
事業特別会計補
正予算（第2号）

日程第8 町長提出第101号議案 平成21年度津和野町下水道事
業特別会計補正
予算（第2号）

日程第9 町長提出第102号議案 平成21年度津和野町奨学基金
特別会計補正予
算（第1号）

日程第10 町長提出第103号議案 平成21年度津和野町電気通

信事業特別会計補

正予算（第2号）

日程第 11 町長提出第 104 号議案 平成 21 年度津和野町介護老人保健施設事業特

別会計補正予算（第2号）

日程第 12 町長提出第 105 号議案 平成 21 年度津和野町病院事業会計補正予算

（第2号）

出席議員（16名）

1番 村上 義一君	3番 沖田 守君
4番 青木 克弥君	6番 河田 隆資君
7番 青木登志男君	8番 原 秀君
9番 中岡 誠君	10番 須川 正則君
11番 滝元 三郎君	12番 道信 俊昭君
13番 斎藤 和巳君	14番 竹内志津子君
15番 板垣 敬司君	16番 村上 英喜君
17番 藤井貴久男君	18番 後山 幸次君

欠席議員 (なし)

欠 員 (2名)

事務局出席職員職氏名

局長 斎藤 等君

説明のため出席した者の職氏名

町長 中島 巖君 副町長

沖田 修君

教育長 斎藤 誠君 参事

長嶺 常盤君

総務財政課長 右田 基司君 税務住民課長

米原 孝男君

情報企画課長 長嶺 清見君 健康保険課長

安見 隆義君

商工観光課長 山岡 浩二君 農林課長

大庭 郁夫君

建設課長 伊藤 博文君 環境生活課長

長嶺 雄二君

教育次長 水津 良則君 会計管理者

村田 祐一君

午前 9 時 00 分開議

○議長（後山 幸次君）皆さん、おはようございます。引き続いでお出かけをいただ

きましてありがとうございます。

これから 3 日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は 16 名全員であります。定足数に達しておりますので、こ

れより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1. 会議録署名議員の指名

○議長（後山 幸次君）日程第 1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、15番、板垣敬司君、

16番、村上英喜君を指名いたします。

日程第2．議案第95号

○議長（後山 幸次君） 日程第2、議案第95号津和野町国民健康保険条例の一部改

正について、これより質疑に入ります。ありませんか。14番、竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） 出産一時金が増額になるということは大変いいこと

だなと思うんですけれども、二つほど質問をいたします。

まず、「平成21年10月から23年3月までの間の経過措置」というふうに書い

てありますけれども、どうしてこの間の経過措置になるのか、そこの辺の説明をして

いただきたいと思います。

それから、6というところで、「被保険者、または被保険者であった

者が」という

ふうに書いてあるんですけども、出産の時点で被保険者であった者
という意味なん

ですけれども、結局母子手帳をもらった段階で、この出産手当のことについてのこと

が決まるという意味なのでしょうか。「被保険者であった者」という「あ
った者」と

いうのは過去形ですので、この出産の時点では、もう例えばほかの社会
保険に入って

いるとか、お勤めになって社会保険に入っているとか、そういうような
ことなのかな

というふうに考えたんですが、この二つをお尋ねしたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 健康保険課長。

○健康保険課長（安見 隆義君） この経過措置はなぜかということで
ございますけれ

ども、これにつきましても、国のほうのほうでそのように決められたもの
ですので、

その理由というのがどういう理由というよりも、この間に特別にそ

いうことをした
いというのが国の趣旨であったというふうに思っております。
それから、2番目の御質問のことなんですが、どちらにしましても2
1年の10月
1日から、とにかく平成23年の3月31日までの間に出産したとき
に支給をすると、
こういうふうになっておりますので、その前段の議員さんがおっしゃ
る意味はいろい
ろあると思いますけれども、現実的にはその間に出産した者にのみ適
用をするという
ことになると思っております。

○議長（後山 幸次君） 14番、竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） この経過措置というのは、こういう
経済情勢である
ので、収入が減った人も多いというようなことでこういうことが出さ
れているのか、
または将来的にはもっと増額の手当になる——もっと増額されるから
起こる経過措置

なのかそこの辺がわからないんですが、期限を切らないでこれがずっと続くといいな

というふうに思ったものですから、聞いたんですけども。

それともう一つ、その「被保険者であった者」という意味が、どちらにしてもと言

われましたけども、結局現在は、出産の時点では被保険者ではないということですよ

ね、国保の。ということだから、母子手帳を受けた時点からこのことが発生するとい

う意味なのかなと。だからその他の保険に変わっても、母子手帳を受けた時点で、そ

の国保の被保険者だったということがあればという意味なのかなと思っているんです

が。

○議長（後山 幸次君） 健康保険課長。

○健康保険課長（安見 隆義君） 最初のところにつきましては、今後ずっと続くのが

一番いいわけですけれども、今私たちがお聞きしているのは、緊急の少

子化対策とし
てこのたびはやるところいうふうにお聞きしております。
そしてまた、2番目の分については、出産でも何ば国民健康保険のと
きにありまし
て、その母子手帳を出しても、もしも社会保険になったときにそれじゃ
国保で出すと
いうようなことがあり得ないわけで、それについては今方から
言っていますよ
うに、その年の急なときに出産した場合にそれをお支払いするところ
いうことになる
と思っております。

○議長（後山 幸次君）ほかにありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（後山 幸次君）ないようですので、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（後山 幸次君）次に、原案に賛成者の発言を許します。討論

はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第95号を採決いたします。本案件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第95号津和野町国民健康保険条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第3．議案第96号

○議長（後山 幸次君） 日程第3、議案第96号訴訟上の和解について、これより質疑に入れます。ありませんか。9番、中岡誠君。

○議員（9番 中岡 誠君） これにつきましては、先般、課長より説明を受けましたが、我々、全く存じませんでしたので、これについての和解について

はわかりまし

たが、これにつきますまでのいきさつ等が、本人のプライバシーとか何かに関係しな

い程度にもう一回我々に説明をしていただきたいと思います。今後のことがあります

のでよろしくお願ひします。

○議長（後山 幸次君） 参事。

○参事（長嶺 常盤君） どうも済みません。これまでの経過につきましては、冒頭、

この前の説明の中で若干触れましたけれども、ちょっと長くなるかも
しれませんけれ

ども、事が起きましたのが合併前の平成14年の9月であります。この
ときに、今の

原告であります方より、県のほうに町県民税の問い合わせのことで電
話が入ったよう

でございまして、県から私どものほうへ連絡を受けました。このときは、
要するにこ

の滞納というよりも、その納税者の方が減免をしていないんじゃない

かというふうな

ことが事の発端でありまして、私どもがちょっと遅くなつたんですが、

いろいろ事実

関係を調べまして、14年の10月に御自宅に訪問して、事の成り行き

をお聞きした

りしております。

それから、その後、内部で、納税の町県民税でございましたので、当時
の税務課長

さん等の内容を聞いたりいたしまして、その後、御本人は極めてちょつと私的なこと

ではありますが、行政に対していろんなこうクレームをお持ちの方でございまして、

私どももそのほかのいろんな各課にわたるようなこともありましたので、一つ一つそ

の辺のことはお聞きしましょうということでその日は帰ったんだけれども、基本的

にはやりとりをした中で、私どもはわかる範囲の中で過去の納税の経過について調べ

てみましょうということで帰りました、その後、その調査をさせてもらいました。

基本的な争議になったというか、原因というのは、そのやりとりはあったりしまし

て、若干この前申し上げましたように、その間ちょっと1年ぐらい空白期間がありま

した。このことで御説明を申し上げて、それで一応解決なのかなと我々は思っておつ

たんですけども、そういうことがなくて、いきなり弁護士さんのほうから私たちの

ほうへ通知がありまして、実は原告というか、被保険者さんの方でこうこう出てき

て、裁判というか訴訟の手続をしたいという旨があるというふうなことを突然受けま

して、その原告の弁護士さんとも会いました。で、我々の状況を御説明も申し上げ、

今手持ちといいますか、出せる判断できる資料はお見せをしてやってきまして、その

後もその1回目のそういうお話をしてから、随分時間が空きまして、ここに書いてござりますような、最終的には2回の益田の地方裁判所の調停をまず行いました。

その内容というのは、若干最初にここに触れてある内容とは若干違つて、当初の部分は、長い期間滞納があつた方でして、その滞納を月々、具体的には1万5,000円

前後なんですが、それを支払つていつてるので私には滞納がないと、それからむしろそのお金が余っているんではないかと、返してもらいたいみたいな話にも展開した

んですが、実際そいつたやりとりの中で、我々は調停ということで最初はあります

んで、調停の益田のおける調停を2回ほどやりまして、我々の主張としては、原告が

言うような状況にはない、滞納は残っておりますし、その時効についても打ち入れを

しておりますので、時効を中断しているというふうな主張でまいりました。言ってみ

れば調停ですので、何とか調停員がまとめようとしますけれども、今申し上げました

ように話が合いませんので、当然その調停不成立ということになりますして、それで原

告側がおりればそれですけれども、原告側は裁判ということになりますして、ここに書

いてありますように 16 年の——実際は 16 年ですが、裁判ということになりました。

裁判の中でのことはまたあれなんですけれども、そういった経過で裁判になって、

裁判の日程等につきましては、最近までございまして、益田の裁判所のほうへ出かけ

ていったわけですけれども、基本的に争点になっているのが、ここに書いてございま

すように、時効を中断と考えるか、要するに時効が成立しているかと考
えるかという

ことの争点でありまして、我々としては当然のことですけれども、時効の場合はもち

ろんその5年という時効期間がございますけれども、ただ法のもとでは、こちらが差

し押さえをする側が、法的に手続を何らの手続もとらない、要するに法を行使する側

が何もないということになると、法を持っている法を行使しなければならない

側の怠慢ということになりますので、当然時効という形にはなるんですが、でも私ど

もは過去において、毎年の督促状、毎月の督促状、あるいは年に1回の催告状等を出

しておりました。

ただ、ここに文面がございますように、52年から60年までというかなり古い事

件のことでござりますので、ただ行政上の規定で5年以上文書を、もちろん永久保存

もありますが、この種のものについては5年という文処理上の規定が

ありまして、も
ちろんとっていることはいいんですが、5年以上経ったものについて
は破棄してもい
いということになっておりますので、たまたまその資料が確実な資料
が見当たらない
というところでありました。

ちょっとこの最終的な内容に触れるようであれなんですけれども、
実はそこを争点
に、ちょっと初めは支払って、1万5,000円なり1万6,000円ず
っと払ってき
たけれども、残っているはずはないというふうな主張できたんですが、
我々は残って
いるので滞納者という形できておりまして、それが基本的に、最初の言
ったことと後
側の時効の中斷の論議には、ちょっと初めに言いましたようにちょつ
と話が違ってき
ているのは事実なんですけれども、ただ争点とすれば、我々の資料が若
干不足してき

たと、裁判上ですね。それは諸先輩が、ずっとどこの町でも同じような形で滞納整理

を苦慮してやっているわけなんですけれども、特にちょっと話は余談になりますけれ

ども、国保なんかの場合は、いきなり差し押さえするというのは非常に強行な手段で

はありますけれども、それというのも健康、病気等に対することがありますので、本

当の最終段階で差し押さえを行うというふうなことを心がけてやっておりますし、面

接も極めて頻繁に行いながら、納税者に本当に無理のないようにということで配慮し

ながらやってきたんですけども、この原告に対しては、国保を外れたいというふう

なこともあったり、発言の中で納税をしたくないようなことがるるありますて、いた

し方なく滞納処分という形に踏み切ったのは踏み切ったんですが。

話が前後して恐縮なんですが、そういう状況で、その後ここに書い

てございます

ようなこういった水かけ論と言っちゃなんですが、御本人が領収書があったり督促状

があったり催告状を持っておったりということが一切もうないわけなんですね。そ

れで私どもも、もちろん督促状、催告状を送る場合、もちろん稟議はして送るんです

が、そのものそのものは送ったらもうそのものが現物ですので、そのものをコピーな

りそういうものをとっておくというふうな業務監査がないものですか
ら、証拠の部分

としては、今はそういうことはありませんけれども、一覧で現物ではありませんがど

こに何を送ったというのはありますけれども、その当時としては非常にその現物が証

拠物件が不足しているような経過がございまして、結論を申し上げる
ようでございま

すが、2人の弁護士さん、まあ顧問弁護士さんと、また別な弁護士さん

にも御相談を申し上げたんですけども、ただ、非常にこう証拠の部分から見れば確実に勝てるといふものではない。実際にその町がここで負けたというわけではないんで、そこら辺で争議を続ければかなり長い期間がかかるであろうと。それから経費も、松江、あるいは広島ということになるとかかるであろうというふうなアドバイスを受けました。

それで、今後というか、要するに滞納額の残高照会みたいなものですけれども、要するに滞納管理をもう少しきちんとやるべきだとか、そういういった業務上の助言もいた

だきながら帰ったところなんですけれども、経過につきましては、また課長さんのはうからあるかもしれません、我々がお願いしている顧問弁護士さんも同じようなことを言われまして、経費等この請求額と賠償金の、私自身はこれをバラ

ンスとかそう

いう問題じゃないんで、0が100かと、白が黒かということでやるべきだというふ

うに考えて主張もしましたけれども、費用対効果といいますか、そういう面から見れ

ば、この辺で弁護士並びに、まあ裁判官も弁護士と話しておりますので、
そうしたこ

とでこの和解の条件にござりますような部分もありますけれども、こ
の際裁判長が示

しているような状況にしたほうが得策ではないかというふうなことを
お聞きいたしま

して、今回提出されました。

話が前後したり、ちょっとわかりにくかったかもわかりませんが、ま
た個別にもし

ありましたら、またお願いいいたします。

以上です。

○議長（後山 幸次君）ほかにありませんか。6番、河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君）済みません。話を聞けば聞くほどちょ

っとわからなく
なったんですが、最初の事の発端が少しわからなくなつたというのが、
御本人が県に
向けて、町は減免措置をされていないのではないかという不満のもと
にその疑念を抱
かれたと。その減免措置についてどのような減免措置があつたのか、そ
れに対してど
ういうふうなそのクレームを持っていたのかというのが一番最初にわ
からなくなつた
部分です。そこを少しお答えいただきたいのと。
その今の話をお伺いしますと、滞納を認めている現状があるわけで
すね。だから滞
納分が例えば5万円、それでは払えませんので1万数千円ずつ払って
いますという、
その払っていた根拠はずつとあるということは、御本人も滞納がある
ということを認
めていてその払っているはずなんですね。そうすると、滞納があるとい
うことは、御

本人も確実に意識してその少ない金額を長く払っているという現実が

あるなら、この

裁判は何かおかしい話だなというふうに感じております。今のその課長の答弁だと、

それを裁判が長引けば、その費用対効果の部分で取り下げざるを得ないというふうな

感覚ですけれども、これがその蔓延してくると、じら得が随分出てきますので、その

点についてはどのようなお考えをお持ちなのかということ。

それと、差し押さえのときに、普通だと、通告というものをして御本人に警告をし

て差し押さえるわけですけれども、それはなされていたのかどうか。なされていて、

御本人がどうでもやれるものならやってみなさいという形で放つておけば、それは自

動的にできるはずですけれども、その辺が無通知のままやられたのかどうなのか。そ

の3点をお伺いいたします。

○議長（後山 幸次君） 参事。

○参事（長嶺 常盤君） ちょっとわかりにくい説明で申しわけありません。全体の経

過ということで話したので、話が前後してしまったような状況です。

まず、減免の話ですけれども、県税の課税の相談と国保の相談も含めて、県のほう

へ電話を入れられたというのが今お話ししたとおりです。

御本人が、ほかの件でちょっと直接は関係ないことなんですけれどもお尋ねなので

申し上げますけれども、自分が土地を売ったことがあります、その土地が現金が入

ってこないと。その土地については売ったお金が課税されますので、その辺の要する

に県のほうの税金も、その売ったものが入ってこないので滞納があつたわけですよね。

それで、県のほうでは、ずっと入ってきませんので調査とか差し押さえの部分も手

続もあったかと思うんですが、裁判をして、しかもその丸々 500 万な

ら500万の

お金を要求しておるわけですが、実際のところ500万入る予定で課税されたけれど

も、実際は裁判で300万しか入らなかつたと、そしたら500万の課税に対して減

免をしてくださいということでやって、滞納は滞納だったんですけれども、それで一

応その部分だけは県も削りましょうと、認めましょうということできておりまして、

それで町県民税も影響がありますので、そこで町の部分はどうなつているだろうかと、

所得に全体の所得に影響しますので、そういうことをどうも県のほうへ御相談いただ

いたということで。町はそのときは、町県民税についてはちゃんと減免措置を講じて

おります。そのことは我々も確認をしております。

それから、滞納を認めてそのごね得ということもありましたが、基本的には督促状

を送りまして、20日経ったら何らかの処分といいますか、をしなければならないこ

とになっておりますけれども、ただ国保の場合は、必ずしも差し押さえをしてお金を

いただくということではありませんで、基本的にはそうですけれども、生活の状況で

あるとかそういうことを聞きながら、滞納者に対しては分納をしていただくとか、

若干の納付延期をしていただくとか、そういう措置をとるようにしてあります。しか

しながら、ごね得ということにこれがつながってはいけませんので、そうした分納と

いう内入れとかそういう手続をとりまして、時効が中断をすると、要するに時効が進

行しないように手立てをしていくのが今までの通例であります。

差し押さえに対する通告でありますとか、手続上の問題ですけれども、これはも

う法的に決められておりますので、もちろん催告状、督促状を含めてで

すね、1回じ

やとてもできませんので、まずはそうやって予告、もう催告通告まで含めて3回ぐら

いやって、それからいよいよ失効というふうな非常にこう側から見ればちょっとまど

ろっこしい感じもあるかもしれませんけれども、そうした感じで、まず納税を促しな

がら手続を、法的手続をとっていくというふうなことをこれまでにやってきたところ

でございます。

ちょっと抜けたところもあるかもしれません、以上でございます。

○議長（後山 幸次君） 健康保険課長。

○健康保険課長（安見 隆義君） 3点目のところのごね得のところのことなんですが、

参事さんがほとんど言っていただきまして、私の担当課長がそこについては話さなく

ちゃいけなかったかなと思いましたが、今も参事さんがおっしゃいましたように、い

ろんな参事が話しましたように、いろんな事情等も家庭に行きました、
いろんな話も
しますし、今のその内入れをしていただくような誓約書、そういうこと
もやっており
ますし、今後につきましてもそういうことを家庭の状況も考えて、いろ
いろ最終的に
どうしてもということになれば、そのような方向になるかと思ってお
りますが、そう
いうことがごね得にならないように十分にいろんな対応をしていきた
いというふうに
考えております。

○議長（後山 幸次君） 10番、須川正則君。
○議員（10番 須川 正則君） いろいろお話を聞いておりますが、
何にいたしまし
ても、和解というのはこれは負けたということと私は思っております。
とれる錢がと
れないということでございます。これは事務的な処理が、いわゆる証拠
になかなか認

めていただけなかつたということではなかろうかと思っているわけでございまして、

当然執行部のほうとしても総括はしておられるんだと思います。

具体的に申し上げまして、今からどういうふうにそのされるのかと
いうことが一番

大事なことではなかろうかと思っておりますし、こういうことはもう
二度とあっては

ならないと思っておりますので、ぜひとも、ゆえんというようなことが
あるのかどう

かわかりませんけれども、具体的にどういうふうに、今までこうであ
ったなんだけれど

ども、こういうふうな事例を踏まえた上でこういうふうにするんだと
いうことが、ぜ

ひとも教えていただきたいと思っております。どうでしょうか。

○議長（後山 幸次君） 健康保険課長。

○健康保険課長（安見 隆義君） 今までも、この前の全協でもお話し
ましたように、

時効の関係については弁護士の両弁護士からもお聞きしているのは、

その手法は間違

っているんじゃない、このことについて今お聞きをしているところで
ございまして、

今回につきましては、顧問弁護士も裁判官も和解をぜひともしていつ
たほうがいいん

ではないかと、こういうような御指導というか助言というかそういう
ものをいただき

まして、今後のことについていろいろ参事さんも話しましたが、上級官
庁へこういう

上がっていくことになれば相当な経費もかかりますよと、そのことも
十分私たちも

0か10かでやっていくほうがいいんではないか、そうすればいろん
なことが明らか

になるんじゃないかこういうふうに思いましたけれども、やはりい
ろいろと考えて

も今のような方向を目指しまして、今までの方法はずっと今後もやつ
ていくつもりで

す。いく方向でやります。

そして、その上にきちっといろんな年限をもって催告書もきちっとしてそのものの書類をとっておく、そして滞納の督促状についても、今までではその本人に大体言っておるわけですので、本人が今回の場合には何も領収書も何も一切持っていないところいうふうに言われておりますて、うちのほうも今までには何人にどういう人が出したというものについては、上司のほうへ上げて、そのものをわかるようになっているわけですが、そのものが一枚一枚のその写しを今後はきちっととらざるを得ないと、こういうふうに思っておりますて、それをもって時効の消滅がならないような方向でやつていいきたいと思いますし、今後やはりもう少し厳しく対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（後山 幸次君） 10番、須川正則君。

○議員（10番 須川 正則君） 今のお話では、この時効が消滅していないというこ

とが、裁判官も弁護士もそういうことであったというお話のような気がしたんですが、

そうですか。一番問題のあったのはこの時効の消滅云々が一番問題になっているんだ

ろうと思うんですが、時効も消滅していないということは、あとに幾ら裁判したって

私はええと思う。費用対効果とか先ほどから言われますが、これは莫大影響があるん

ではないかと思っております。

○議長（後山 幸次君） 健康保険課長。

○健康保険課長（安見 隆義君） 上級官庁へ行けば行くほど、その書類をきちっと提

示をしていかなくちゃならないということになってくるわけでございまして、現

在のところ今の過去の5年間の文書の廃棄規程というのがございまして、そのものに

ついて町としてそのものを持っていないというようなところもござりますので、今回

その分について、今の和解の方向へ持っていったがいいんではないか
というふうに考

えておりまして、ただ今後に、それじゃごね得であるとか、いろんなこ
とでそれをも

って私たちがその事務を執行するということじゃございません。今後
につきましては、

やはりそのようなことの反省を立て、今後その書類をやはりきちっと
しながら対応を

してまいりたいというふうに思っております。

○議長（後山 幸次君） 10番、須川正則君。

○議員（10番 須川 正則君） そういうふうに言わればわかるん
ですよね。いや

私たちの対応は全然間違っておりませんでしたということを言われるか
ら、私がこうい

う質問をするわけであって、当然その書類がそろわないということを、
この時効が消

滅しているというふうに言われても仕方がないだろうと思っておりま
す。そういうふ
うに私たちのやり方は全然間違っていないんだからというようなことを
言って、費用対
効果だ云々って、そういうこととは違うような気がするんですね。もう
少し謙虚に間
違ったことは間違つとったということで私はいいんじゃないかと思
います。

○議長（後山 幸次君）町長。
○町長（中島 巖君）この件に関しましては既に御説明をし、お答
えをしておると
ころでございますけれども、少し早い時点で弁護士のほうから、裁判官
としては和解
をしてはどうかという話があるという連絡がございました。しかし、私
どもとしては、
決して間違ったことをしていない。だから正規に結審をしていただき
たい。そして仮
に町が満足できない判決であれば上告をして最後まで争いましょうと、

そういうこと

を申し上げてきたわけであります。来たんですけれども、最近に至りまして裁判官は

もちろん、当初のその考え方で、顧問弁護士もそのほうがいいという判断に立って再度申し入れをしていただきましたものです。

そうなると、仮に町が勝訴すれば、下級審で勝訴すればいいけれども、仮にその敗

訴したような形に一部でもありますと、当然高裁へ上告する。そのときに弁護士を当

然立てていかにやなりませんけれども、少なくとも現在お願いしておる顧問弁護士が

引き受けてくださるということはこれはあり得ない。ということになると、いろいろ

また経費もかかるし複雑にもなるし、するので非常に残念——心情としては非常に残

念だけれども、やはり裁判官、あるいはこの顧問弁護士の言われることに、今回の場

合は従わざるを得ないだろうという判断に実は立ったわけであります
ので。その間違

っているか間違っておらないかということでありますけれども、参事、
課長のほうか

らお答えしておりますように、まず滞納が発生しますと、督促状、これ
は法律制度に

基づきました督促状を発送するわけでありますけれども、あるいはま
た催告状を発送

しますが、それはその写しが残るという書式のものでございませんで、
台帳としては

一覧表的なものは残るわけですけれども、督促状そのものは当人に行
くだけでありま

して、あとには何にも残らない。

それで、何があるかといったら、ずっと後に滞納が重なるから催告は
いたしますけ

れども、誓約書を本人から求めて、そしてこの滞納を認めて、どういう
方法で支払う

からということで約束する。そういう形が楽ですが、今回の場合はその

滞納、督促状

を発付したというその台帳すら、何しろ 5 年ですから、もう 3 年前
の話ですから、

率直に申しまして、今そういう書類が残っている官庁はないと思うん
です。それをし

かし裁判の上では求められるということになりますと、もうどうにも
ならないわけで

ありますので、本当のところ納得いかないけれども、もうやむを得ない
なとこういう

ことありますので、間違っておるんじゃないかという御意見でもご
ざいましたが、

私どもとしてはあくまでも間違った処置をしてきたんではない。ただ
その古い書類を

求められると、もう 30 年も経った書類を残っていないという非常に
この難しいとこ

ろがあるわけでございますので、今後はどうするかということがあり
ますけれども、

少なくともそういうものが、こういうことがあっちゃいけませんけれ

ども、その根拠として未永く残っていくような形のものをやっぱり整えておくことが一番大事じゃなからうかなど、このようには思っているわけであります。なかなか御理解がいただけないだろうというふうに思いますが、何しろ 32 年前からのこちらの話でございますので、何とか御理解をいただきたいとこのように思うところでございます。

○議長（後山 幸次君） 11 番、滝元三郎君。
○議員（11 番 滝元 三郎君） お話は大体わかってますが、ちょっと確認です
がね、ごね得とかいう話が出ておりますが、その滞納分の 58 万何がし、郵便貯金を差し押されたということですから、この 58 万幾らの分はいただいたんだろうというふうに思いますが、そういうふうに解釈して間違いないですね。それは和解はしたけ

れども、この58万の滞納分についてはいただいていると、差し押さえたんですから

いただいたんでしょうね。そのかわりに和解金として20万、弁護士費用の相当額を

払ってこの滞納についてはいただいたと。だから多少の出費はあるけれども、丸々ご

ね得じゃないなというふうに解釈をしておりますが、それで間違いありませんか。そ

の点を確認をさせてください。

それともう一点。今までこの訴訟云々の話でございますが、時効にはならないとい

うことで、時効の中斷はちゃんと処置をしておるということで私どもずっと安心をし

ておったんですが、結果的に証拠書類等々で難しい面もある、現実的には訴訟が高級

審になれば時間もかかるし負ける恐れもあるということで、今回和解という形で、そ

れは若干釈然としませんけれどもまあやむを得ないかなと。町民の方

とむやみに争う
というのもどうかなということもありますので、それを理解できんこ
ともありません
が、要は確認したいのは、今後は高級審に行こうが、高裁に行こうが、
最高裁に行こ
うが絶対に負けることのないような処置をちゃんとするというね、そ
の点の確認だけ
させてください。

○議長（後山 幸次君） 健康保険課長。
○健康保険課長（安見 隆義君） 前段の件につきましては、議員さん
がおっしゃるよ
うに、差し押さえをしましてお金をいただいております。そして、今回
につきまして
は、いろいろと私たちも参事なり、もう私たちも今まで携わってきた職
員も、このこ
とについては大変不本意ではあるが、今回どうしてもいろんな状況を
考えて、先ほど
町長のほうからも言っていただきましたように、今の顧問弁護士でさ

えその人のこと
をおっしゃる。そして新たにまた、別の本当優秀な弁護士にも相談して
いきまして、
もう今のような状況をよくよくお考えになって上告するかどうかはそ
れは町の考へで
すと。ですがしかし、そういうことでよくお考えになったほうがいいで
すよというこ
ともいただきまして、最終的にもそのようなことになります、20万
円について、
一応相手方のその弁護士費用というか、そういうものということで今
後和解したらい
かがどうかということでやっていくことに思っております。
そして、今後につきましては、先ほども言いますように、ただいろいろ
と私たちも
国民健康保険なりを預かっている中で、いろいろのやみくも何でもか
んでもとこうい
うことではなくて、いろんなことをその家庭のことやらいろいろなこ
とを考えて、本

本当にどうしても悪質であるということになれば、そういうことを
きちっとやって
いくような方向をしていきますということを言っておきたいというふ
うに思っており
ます。

○議長（後山 幸次君） 3番、沖田守君。
○議員（3番 沖田 守君） まあいろいろお話を聞いて、この案件
についてはやむ
を得ないとこういう判断に基づいて申し上げるわけでありますが、少
なくとも初日に、
平成20年度の決算認定の段階で、監査委員からの報告、担当諸課長の
報告等々で、
町税をはじめ、この健康保険税、あるいはその他未収金等々で、おおむ
ね2億近いこ
の現時点で回収不納のものがあるわけでありまして、通常役所の段階
では先ほどから
いろんな論議がでているような論議になるわけでありますが、通常民
間企業ではこう

いうような未収金、債権を抱えた場合には、必ずそれに対して何分のいかの貸し倒れ

引当というふうなを計上して、万が一回収できないときには、それをもって帳消し

にしていくというこういうような経理上の処置を講ずるわけあります。

今、担当課長が今後一切そのようなことがないように相努めますとこう申しました

が、それは、むしろ姿勢としてはその姿勢を貫いてもらわにやなりませんけれども、

2億近い債権を抱えると、必ずしも回収不納金というのは出るというのを前提に、物

事を処理しちゃ相なりませんが、そういうような経済行為ではありますんが、この税

金だろうと、保険税だろうと、その他業務集計等々も含めて、本当に生活困窮者やも

ろもろの方が町内においでになる、そういうことを配慮すれば、やむなく不納欠損処

理等々で処理せざるを得ないものが出てくるということでありますから、まあ行政がやるところは、そこに民間企業をやることとはいささか違うという処理をおやりに今までなってきております。

平成20年度の決算処理、不納欠損処理等々も出ておりますが、本来は回収せにやならん。当然のこととは言いながらいろいろ配慮をしてやむないという判断をするわけですから、そこら辺は余り今後一切ていうて、これは議事録に残りはしますが、恐らく担当課長がおやめになって数十年経ったら、今日の債権の中でも回収不納が出て、あるいは訴訟が起きて和解に持っていくざるを得ないような案件も出ない可能性は全く出ないということは言い切れないわけでありますが、姿勢としては立派でありますから、それを貫いていただきたいとは思いますが、そういうも

のであるとい
うことを一言は申し上げておきたい。

そして、要は、この方が現在、お住まいになっているのかどうか私は
存じませんが、

現時点でそれ以降スムーズに、町税をはじめ、この健康保険税等々がス
ムーズに入つ

ておるのかどうなのかというのが非常に心配です。御住所があるのか
どうかこれもわ
かりませんが、そういうようなことやら、今申し上げたような多くの滞
納者にこうい
うことが周知徹底をして、そしてこういうことが起こらないようにす
るということが

何よりも大事だということを申し上げたいと思いますが、あれですか、
この方は現在

まだお住まいで、今日は町税をはじめ、滞納はないとこういうような状
況になってい
るのかを最後にお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 健康保険課長。

○健康保険課長（安見 隆義君） 前段のところ本当に大変ありがとうございました。

私が申しましたのは、今後悪質な方についてはきちっと対応をしてまいりたいと、そ

のいろんな事情のことについて公表しないということではございませんので、いろん

な面につきまして、また私たちのほうもいろいろとそういう不納欠損がしなくちゃな

らないことについては、不納欠損もしてまいりたいとこのように思つております。

そして、この方につきましては現在もお住まいです。町内に。

そして、そ

の後はいかがかとこういえば、幾らかはございます。それで、現時点で特別徴収に

なっておりますのでお金は入っております。

そのような状況でございますので、今後につきましても、十分私たちも町民の皆さ

んの滞納者の方につきましても、できるだけ納付をしていただきます

ように、いろん
な方法をしていきたいと。まだ上のほうに上申は私もしておりません
が、ぜひとも今
後は、課の、庁の中に、そういう者を滞納者専門の徴収室みたいなもの
をつくって、
そういう対応をしていかなくちゃならない時代が来ているんじゃない
かというふうに
思っております。

○議長（後山 幸次君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君）ないようですので、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君）次に、原案に賛成者の発言を許します。討論
はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君）討論なしと認めます。

これより議案第96号を採決いたします。本案件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第96号訴訟上の和解についてでは原案のとおり可決されました。

日程第4．議案第97号

○議長（後山 幸次君） 日程第4、議案第97号平成21年度津和野町一般会計補正予算（第3号）について、これより質疑に入ります。13番、斎藤和巳君。

○議員（13番 斎藤 和巳君） きょうこの補正予算の中に、緊急雇用として

3,100万ばかりが総額で計上されているわけですけれども、その中で若干お聞きいたします。

町道草刈り、環境美化活動、中国自然道、町管理環境整備事業、枕瀬山森林公園環境整備事業、道の駅等周辺環境整備事業、笹ヶ谷鉱山防止跡地の事業でお聞きするわけですけれども、ほかの事業につきましては、内訳として賃金が幾らとかいうのを書いてあるわけですけれども、今私が申し上げた中の分はどのような形の作業をされて、まあ雇用ですので私は新たに人材を、失業者のための雇用と解釈しているわけですが、ただ経済対策事業ではないとこのように解釈しておるわけですけれども、こうした場合にかなりの金額もあるわけですけれども、委託先、あるいはそういう目にはどのような形で予算が可決されたら予算執行されるのか。その中においては、中によってはかなりの金額で、これは1年間か数カ月間ばかりの人材の雇用でやるとか考えられる

ものもあるわけですけれども、中によってはそのままある業者に委託されるのかとい

うような点がありますので、その点に関しまして、各雇用対策において事業の内容等

どういうような予算執行をされるのか、本当に臨時雇用対策なのか、その点をちょつ

とお聞かせ願いたいと思うわけでございます。

○議長（後山 幸次君） 総務財政課長。

○総務財政課長（右田 基司君） それでは、この事業につきましては、それぞれ担当

箇所があるので、それで答えていただきたいと思いますが、最初の町有地草刈り

事業につきましては、今、曾庭工業団地の周辺の町有地があるわけですが、そこにつ

きまして草刈りをしていくというものでございます。雇用とすれば3名の雇用をして

いくというものでございます。委託先につきましては、今考えておりますのは、シル

バーカー人材センターへお願いをしていこうということで、そうした形の
見積もりをとつ
てあるところでございます。

○議員（13番 斎藤 和巳君） 議長、ちょっと済みません。まだ3
名というのはわ

かるんですけれども、その中で期間的なものがわかれれば、各担当者の方
もその点をお

願いしたいと思います。何ヶ月間なのか。3名が何日なのかちゅうのを
わかりません

ので。はい。

○議長（後山 幸次君） わかるかね。そねえなこまい。（発言する者あ
り） 続けてみ

んさい。

○総務財政課長（右田 基司君） 期間といいますか、その面積とかそ
ういうものでど

れぐらいの費用がかかるかということで、見積もりをしていただいて
おりますのです

が、その辺につきましては、また委託してみて、どれぐらいの期間がか

かるかと思う

んですが、早急に草も伸びておりますので、この議案が議決いただけますと、そうし

た契約をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

○情報企画課長（長嶺 清見君） 情報企画課関連でございますが、道の駅管理費の委託料、18ページになりますが、302万7,000円が緊急雇用分でございまして、

これは初日、総務財政課長が説明したような事業内容でございますが、これによりま

す雇用人員は3名で、我々は全額委託料として積算をしておりまして、3名分の人件

費が月が大体21日から22日の雇用と、それから社会保険、福利厚生等を含めまし

て人件費の総額が221万円、それからいわゆる燃料使用費、損料等諸経費を同様に

67万円でしょうか、プラス消費税ということでこの302万7,000

0円が積算さ

れています、期間とすれば3カ月間ということでございます。

これは、シルバー人材センターさんのほうで、新たに雇用をしていた
だいた方を

3名お願いをするという考え方で、予算をお認めいただきましたら、こ
ういったよう

な草刈り、あるいは環境整備等の事業でございますので、早急に発注を
していきたい

と思っております。

それから、19ページの天文台関連施設費の委託料、枕瀬山森林公園
整備事業でご

ざいますが、208万8,000円、同様に3カ月間2名の新規雇用と
ということで、

人件費が154万円、2名分の3カ月ということでございます。諸経費
が同じく

44万円プラス消費税ということで208万円になっておりますので、
これも同様に、

一部除間伐等ございますけれども、緊急にやらなければいけないのは

草刈り等がござ

いますので、これもシルバー人材センターさんのほうで新規に3カ月間の雇用をして

いただきまして、早急に発注をかけたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（後山 幸次君） 健康保険課長。

○健康保険課長（安見 隆義君） 24ページでございますが、賃金340万

8,000円、これにつきましては、ケアマネージャー2人分の半月分の6カ月分の

賃金でございます。介護保険での今まで対応になっておりましたが、今後6カ月分は

どこの事業の対応をさせていただくということに、県のほうにも確認をしまして、そ

のことによろしいということでやっていきます。2人分の賃金でございます。

○議長（後山 幸次君） 農林課長。

○農林課長（大庭 郁夫君） 私のほうは、環境美化事業の委託料とい

うことで、予算

書の27ページでございますけれども、この件につきましては、国道9号の大鳥居が

ありますけれども、それから町に向かって降りてくる道路沿いの周辺の環境整備とい

うことでございます。で組んだところでございます。

内容的には、あの周辺の小低木なり、それから竹林等がございますけれども、こう

いったものを主体として整備をするということでございまして、場所によっては、今

から用地交渉等もしていかなければなりませんので、そういうことの入件費を含み

まして、それぞれの人役を算定をしたところでございます。

そういうことで、そういう業務で4人役、それからいろんな伐採——杉等の伐

採等で20人役とか、それと整理で6人役とか、あとは運搬なり、それから今度は竹

林のほうでそれぞれ人役を120人役とか算定をしているところでは

ございますけれども、今後用地の交渉する中でそういった人役も若干動いてくるかと思ひますけれども、そういったことで、全体の新規雇用は4分の3人役ということで、緊急雇用でございますので、6カ月未満の中で対応したいというふうに思っているところでござります。

それから、委託先につきましては、竹林なり杉の伐倒でございますので、そういうことに精通した方でもって業務を行っていただくことになろうかと思います。

○議長（後山 幸次君） 商工観光課長。
○商工観光課長（山岡 浩二君） それでは商工観光関係ですが、28ページの賃金ですが、中国自然歩道整備事業ということで、これは委託ではありませんで、町の直雇いとして賃金で計上をしております。積算としましては、町の臨時賃金

単価5,800円

に4人の50日ということで、4人の新規雇用を50日ですので約2
ヶ月半ぐらいに
なろうかと思いますが、を考えております。

内容としましては、これはおわびを申し上げなければいけませんが、
名前として

「中国自然道（城山ルート）」と書ききっておりますが、これは私の資
料の出し方も

悪かったんですが、城山ルートに限りませんで「中国自然歩道（一般）」
と。それか

らでき得れば、観光のそのほかの施設の清掃等も含めて必要なところ、
普段できない

ところ等をこの2ヶ月余りの常雇いの人で、普段できないところを清
掃整備をしたら

というふうな気持ちで上げておりましたが、ちょっとそれが総務課長
さんほうに伝

わりが私の不備で悪かったので、こういうふうな名前になってしまい
ましたけれども、

そういう趣旨で上げております。

○議長（後山 幸次君） 環境生活課長。

○環境生活課長（長嶺 雄二君） 私のところでは25ページでござりますが、公害対

策費のところで委託料93万1,000円計上しております。これは旧
笹ヶ谷鉱山の

跡地の管理でございまして、8カ所ほど管理している箇所がございま
すが、予算の都

合上2年ないし3年置きに順繰りにしているところでありますが、そ
のうち1カ所に

については、今年度当初予算を計上いただきまして実際に実施が済んだ
ところでありま

すが、残りについて本来なら毎年やるべきところでございますので、こ
の際行ってお

きたいということあります。二、三年置きにやっていることもあります
して、草だけ

でなくして、もう木もかなり大きくなっているのもあるということで
やりたいという

ことあります。

事業の内容としましては、新規雇用を3人、それからその他労働者、
そこを管理監督をする者がおりまして、含め、計4人で24日ぐらいでできるという
ふうに踏んで
いるところあります。

業者の選定につきましては、この新規雇用を行えるような業者さん
を選定しまして、

またそのしかるべき選定方法によりまして委託をしてまいりたいとい
うふうに考えて
おるところでございます。

以上でございます。

○議長（後山 幸次君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） 建設課では、ページ31ページになろう
かと思います。

委託料、道路維持業務委託料としまして792万1,000円、町道等
の草刈りにつ

いては道路愛護団等にお世話になっておりますが、続にいう枯れ木、山

の上からきて
いる木が随分あちこちで除去しないところが——してほしいというところがあります
ので、これを切っていこうということで、津和野地区・日原地区1班ずつということ
で3名ずつで、この中には高所作業車等の借り上げ料も含んでおります。

委託期間は半年ということで、委託業者につきましては、シルバ一人材なり森林組合等に考えております。

○議長（後山 幸次君） 水津教育次長。
○教育次長（水津 良則君） 教育費の関係であります、ページでい
りますと、

35ページになります。図書館費であります。これが緊急雇用の関係で
あります、

これにつきましては、近年、図書館、津和野、日原の両図書館ですが、
蔵書の虫干し等を全然しておりませんので、時期的にはもっと早いほうがいいんで

すが、予算の関

係上これから虫干し、それから図書の古いものの整備というようなことをお願いした

いと思っております。これにつきましては、半年間でありますか、両方で平均で

1.5人分を組んでおります。

それから、文化財保護費でありますか、これにつきましても、いろいろ文化財があ

るわけでありますが、主には草刈りでありますか、一応4人分を予定をしております。

それから、郷土館、それから鷗外記念館につきましても、緊急雇用の賃金をお願い

しております。これにつきましては、資料の整理等であります。一応郷土館のほうを

2人お願いするということであります。それから鷗外記念館のほうは1人であります。

いずれも新しく雇用をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（後山 幸次君） 13番、斎藤和巳君。

○議員（13番 斎藤 和巳君）今まで質問に対して御答弁をいただきました。その

中において、委託先がシルバー人材センターというのがかなり一応予定しているとい

う御回答があったわけですけれども、私としては臨時雇用ということになると、一た

んシルバー人材センターの悪口を言うわけじゃないんですけれども、一たん一線を退

いた方らの仕事を臨時雇用するよりは、本当に仕事のない方の臨時雇用をするのが筋

だと思います。もし臨時雇用をシルバーセンターにもしするとするのであれば、やは

り年金をもらわない方を対象にした臨時雇用をぜひとも町としてはお願いしたいとい

うこと。

また、あるいは地元の業者の中において、いろんな格好で仕事が少ないからという

ような事業体もあるわけでですので、そういう面も十分に考慮していた

だいてあげて、

働くなくてなくてはならない事業所が仕事がないからという。シルバー人材センター

の方のメンバーを見ると、ある程度一線を退いた方がメンバーだと、そのように私は

思っております。そういう中において予算執行をする場合には、新たに臨時雇用とい

う言葉を使う以上、働くなくてはならない人の雇用をやるのが行政の当たり前のやり

方とこういうふうに思いますので、予算執行、あるいはシルバー人材センターいろんな

な形にしろ、そういう形で町としての要望を出して、そういう形のものをするように

していただきたいということでございます。

また、草刈りとか間伐とかいろんなのが出るわけですけれども、やはり行政の交付

金を使うことになると、草刈りにしても、やはり労働基準監督署から、振動障

害の講習を受けているんですか、チェンソーの講習免許証を持ってい
るんですか、枯

れ払い木の使用許可証を持っているんですかというものを監督署とし
てはそれを追求

してきます。果たしてそういう方で臨時雇用できるかちゅうのも不満
を持っているわ

けですけれども、普通の今まで図書館とかいう部分はどうもないです
けれども、やは

りある程度ライセンスが必要ということになると、非常に難しい面も
あるわけですけ

れども、そういう点も十二分に考慮して予算執行していただきたいと
思うし、特に私

としては、シルバーパートナーセンターが会社として立ち上げるときに、よそ
の仕事を束縛

するような事業体であってはいけないということも議会でも申し上げ
てありますので、

その点も十二分に考慮していただきたいと思いますので、その点ちょ
うといかがでご

ざいましょうか。

○議長（後山 幸次君） 沖田副町長。

○副町長（沖田 修君） 貴重な御意見でございます。御意見として
しっかり承って

検討してまいりたいと思います。そしてまた、この基金、緊急雇用の創
出臨時特例交

付金でございます。この事業の趣旨にのっとりまして、その趣旨が達成
されるような

形でまた執行を考えたいというふうに思いますので、よろしくお願ひ
します。

○議長（後山 幸次君） 6番、河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） 確認も含めてお伺いをいたしますけれ
ども、私が常日

ごろから、シルバー人材センターを否定するものではありませんけれ
ども、民業圧迫

の疑念を随分執行部に対して言ってきた経緯があります。そこで、今そ
の各課長さん

たちの温度差はいろいろその御回答の中であったわけですけれども、

シルバー人材

云々でなくて、その公募した入札方法、例えばこのたびの分は当然緊急雇用でござい

ますので、緊急雇用を含めた条件のもとにその入札を図るということ
で理解をしてい

いのでしょうか。その点をお伺いいたします。(発言する者あり)

○議長（後山 幸次君） 沖田副町長。

○副町長（沖田 修君） 貴重な御意見でございますが、いろんなそ
れぞれ事情も実

際にはあろうと思います。ただやっぱり新たな雇用ということですの
で、例えばその

リストラとかそういうことにあった一つの短期的な雇用の受け皿とし
ての事業ですの

で、そういう趣旨にのっとりまして、公募をするとか、そういう形を
原則にしながら

う考えていきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。14番、竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） きのう資料のほうで示していただき

ましたけれども、

災害復旧費ですが、現年農地農業用災害とか、それから現年林道、それから公共土木、

それぞれ何カ所で幾らを計上しているということは出されましたけれども、これはす

べてにわたってというのはちょっとこの場では大変かと思うんだけれども、大きな

工事二つ三つを示していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（後山 幸次君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） この災害復旧費でございますが、ちょうど

どきのうから国

の査定を受けております。きのうは農業用施設災害を受け、本日は公共災害4件を受

ける予定になっております。今からこの件数を上げましたのを国の査定を受けていく

という、事実でございます。そこで満額の査定率になるのか、査定によつては幾らか

カットになるのか、まだ確定はしておりません。この中で大きい工事と

いって、ちょ

っと私、金額はまだ把握しておりません、件数しか把握しておりません
ので、ちょつ

とその工事の大小についてはちょっとお答えを今はできません。

○議長（後山 幸次君） 15番、板垣敬司君。

○議員（15番 板垣 敬司君） 今回、地方にということで、地域活

力基盤創造交付

金ということで65%補助ということで、除雪機の購入費1,000万円、除雪作業

委託料ということで300万円予算化がなされておられるようですが、
除雪機について

ては、以前、大きなものを除雪機を購入したかと思いますが、今回この
除雪機はどの

ような企画のもので、いつごろ購入されるのか。

また、あと除雪作業委託料という説明を見ますと、日原青原線等とい
うふうに書い

てありますが、雪寒路線、雪道、常に雪に覆われてその都度大変な困難
を極めている

というようなところかもしれません、日原青原線などというふうに説明があります

と、町道というような説明ならば町全体を網羅しているなというふうに理解できます

が、何か特定の路線だけを雪寒路線として上げているというところにちょっと腑に落ちない点がありますが、その辺について、さらにそのまだ除雪というこ

とは、雪があ

って現実に除雪作業が行われて、その後補正でこういう委託料を出されるというのも

一つの考え方ではないかなと思いますが、雪が降る前から委託料を出すというのはい

かがなものかと私どもは思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（後山 幸次君）建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君）まず、除雪機の購入でございますが、この除雪機につき

ましては、俗にいうダンプでとか専用ローラーとかいうんじゃなくて、手押しの除雪

機の購入を一応考えております。購入に当たりましては、津和野町におきましては、

歩道とか、それから各公民館にそういうのを置きまして……（「何台か」と呼ぶ者あ

り）一応 10 台を……（「1 台 100 万ぐらいかかる」と呼ぶ者あり）
10 台。それ

で、今年度については 7 台を予定しております。今、構想としては各公民館程度には

常駐といいますか、配って、歩く道の除雪とか、そういうところの除雪
に利用してい

ただきたいというふうに考えております。

それから、除雪作業委託料でございますが、今これにつきましては、
雪寒路線とい

う県のほうで認定された路線があります。まず雪寒地域という指定が
この旧日原地区

のほうであります、その中の雪寒路線ということで 4 路線ございま
す。日原青原

1 号、柳宿の谷、日浦、添谷——5 本ですね、添谷 1 号・2 号、この 5

本が県のほう

に認定された雪寒路線でございます。この路線について、このたび地域

活力基盤創造

交付金ということで助成いただけるということで、こういうふうに申

請、並びに予算

化したものでございます。ですので、ちょっと時期はずれですが、今し

ておかないと

あとがないもので、このたび上げていただきました。

○議長（後山 幸次君） 15番、板垣敬司君。

○議員（15番 板垣 敬司君） 除雪機の購入費については、少しい

い取り組みかな

と思いました。実は1,000万の何か1台の大きな除雪機を購入する

というのは、

もうどうかな、むしろ例えば小型の除雪機が30万程度であります。今

は一番必要な

のは独居老人の方とか、お年寄りの方とかの御夫婦の世帯の中で、町道

まで出る、そ

れすらもなかなか大変な状況があると思うんです。そういうところで、

自治会単位ぐらいでその30万か25万かばかりの除雪機を、全額補助とはいわな
いまでも、4分の3補助でも設置して、自分たちでその周辺の集落を除雪等をやった
らいかがですか、
そういう地域力を生かすような予算措置というものが必要ではないん
だろうかなと思
って、しかし今回今聞きますと、公民館単位にそういうものを置くとい
うことでござ
いますのでそれなりに一步前進かとは思いますが、よりきめ細いやな、
まあ10台と
いいますと1台100万円ぐらいになりますが、もっと小型のもので
台数を50台ぐらいたしましたほうがより効率がいいんじゃないかなと思って、検討の余
地があれば御検
討をいただきたいと思います。
ただ、除雪作業の委託料については、もう何でもかんでもこの際お金
をやるから、

とりあえずつけとけやというような感じの説明でございますが、やはり恒久的にまだ

まだ町道といえども、町道認定がなされても地元からの要望、気兼ね気兼ねでなかなか

か要望としては上げられないような舗装というようなことも多分にあると思うんです。

そういうものをちゃんとその時系列というか、その緊急度合いごとに表にしといて、

この際これまでやっていなかった部分を今回やりましょうと、そういうような形で予

算というものはつけるべきではないかなと。私はこの除雪の費用だけはどうも合点が

いかんなと思っておりますが、まあ反対する気はありませんが、要望としてお伝えし

ておきたいなと思っております。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 今の後段の御意見でございますけれども、この今回の交付金

は、例の道路特定財源が一般財源化されたことに伴いまして、いわゆる
こういう形で

交付をされてきておるものでございますので、いわゆる一般財源でご
ざいますので、

最終的にはどういうふうに使うかというのはその町村の判断にも上が
ってくるわけで

ありますけれども、今回、今提案しておりますのは、事前に県等々も協
議をいたして

おりますので、今回のものがどのように、最終的に執行できるかどうか
というのは検

討の余地があろうかというふうに思いますけれども、御意見は承って
今後に供したい

とこのように考えているところでございます。

○議長（後山 幸次君） 7番、青木登志男君。

○議員（7番 青木登志男君） 一般会計の補正予算、説明資料という
ふうなのをいた

だいておりますが、それに基づいて二、三質問をいたしたいと思います。

ページ18というふうに書いてありますけれども、生活バス対策費

でございますけ
れども、70万4,000円で委託料というふうなことでございますけ
れども、これ
は具体的にどういうふうな委託をして、どういう成果を求められるの
か、具体的に説
明をしていただきたいと思います。

それから、社会福祉費でございますが、社会福祉総務費で扶養費で、
生保以外でリ
ストラで住宅費が払えない人を支援するためというふうに書いてあり
ますが、何人ぐ
らいを対象にして予算を組んでおられるのか、お尋ねしたいと思いま
す。

それから、衛生費の中で、給水施設整備費25ページというふうに書
いてあります
が、島地区Iターン者、井戸水設置の補助金というふうに100万上が
っております
けれども、この島では、どういうふうな今Iターンを含めて、どういう
んでしょうか、

活用しておるのか、島自身はどうなっているのかを説明をしていただきたいと思いま
す。

それから、商工費の中でふるさと雇用再生特別基金事業費の中で、新
津和野観光創

造事業委託料というふうなことで上がっておりますけれども、この意
図はどういうふ
うに考えておられるのか、これをやることによってどういうふうな効
果を考えておら

れるのかをお尋ねいたしたいと思います。

それから、これは教育費ですか、その他のところで、石見神楽の千原
座伝承館建設

補助金というふうなことでございますが、72万1,000円ですが、
伝承館建設と
いうことでござりますけれども、どういうふうなものを建設をする予
定で、総額どの

ぐらいの中で702万1,000円なのか、その辺の説明をお願いをい
たしたいと思

います。

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

○情報企画課長（長嶺 清見君） 最初の生活バス対策費でございますが、この業務委

託につきましては島根県の事業でございまして、総務省の過疎対策と過疎対策の調査

研究事業ということで、島根県が約1,000万円の業務委託を受けて、そのうちの

一つの業務として、津和野町をモデル地区として実証実験を行いたい
というのが大き

な枠組みでございます。

この過疎地域における生活交通確保対策ということで、大きなテーマはそういうこ

とでございまして、御承知のように、いわゆる民間交通事業者さんの赤字代替路線自

体も撤退をするといったような状況が、大変全国的にもふえておりまして、特に我が

町のようないわゆる中山間地域における、身近な生活に必要な、いわ

ゆるその移動

手段がどんどん限られてくるといったようなことで、今後町自体でも、

いわゆる町営

の生活バス自体も、いわゆる財政状況等によってなかなかすべての路

線で運行するこ

とが困難であるといったような状況も起こっております。

そういう中で、住民の皆さんのが身近なものとして、どういうその解消策があるの

かということで一つ研究をしたいということでございまして、主には自治会さん、あ

るいは一番いいのは特定非営利団体さん等があればいいと思うんですが、そういった

身近な組織で何とかこういうふうな地域の足を守る取り組み主体といいますか、そう

いうふうな運行主体ができるのかといったような実証実験でござります。

具体的には、2地域現在考えておりますが、これにつきましては、当初でもともと

新交通体系の中で運行しようとしておりますいわゆる最寄りのバス停から2キロ以上

のところは、当初の予算で本格実施ということでやっていきますけれども、この事業

につきましては、1キロから2キロの間の交通空白地域、そういったような地域を設定をして、いわゆる自治会さん等にお世話になりながら、そういうふうな組織化、あるいは運営体制が実際できるのか、住民の皆さんとの話し合いを通じて、そういうふうな仕組みづくりが探れればというふうなことで、最終的には島根県としての津和野町を実験したもので、そういうふうな計画をつくっていくというようなことでございまして、この金額で2地域予定をしておりますので、これも時間がありませんので、お認めいただきましたら早速地域に入って御説明をしていきたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 参事。

○参事（長嶺 常盤君） 22ページの社会福祉総務費の扶助費の件でございますが、

この部分は、緊急雇用創出事業の積み増しという形で、住宅を失った離職者を支援す

る新たなセーフティネットの構築ということで、住宅手当緊急特別措置事業給付金と
いうものでございます。

内容につきましては、人数は5名ということあります。それで、こちらの地域の

単価がございまして、3万7,000円という単価が決まっておりまして、この

6ヶ月分、5人の6ヶ月分で111万ということでございます。

○議長（後山 幸次君） 環境生活課長。

○環境生活課長（長嶺 雄二君） 25ページの給水施設整備の件でございますが、こ

れは須川の下左鎧地区、それから左鎧の島地区、いずれも未普及地域でございますが、

下左燈につきましては、現在さわ水を飲料水として活用されている方がございまして、これが雨降るたびに濁度があって飲み水として不適であるということから、申請を出されたものでございます。

もう一個、島地区につきましては、現在はまだ住居はしておりませんが、将来 I ターン、特にシックハウス症候群等でのお悩みの方が入られるというようなことも伺っておりますが、そこにも飲料水がございませんので、井戸を掘ってその確保をした
いという旨の申し出が出ているものでございます。計 2 件でございます。

○議長（後山 幸次君） 商工観光課長。
○商工観光課長（山岡 浩二君） それでは 30 ページですか、ふるさと雇用再生の事業について御説明をいたしますが、この事業は非常に特殊などといいますか、冬虫夏草

プロジェクトで既に御採択をいただいておりますけれども、それに続く第二弾、同じ

事業での第二弾であります、非常に広範囲にわたって、行政だけで行うものではな

い特殊性がありますので、口頭だけではわかりにくいかと思います。資料を用意いた

しましたので……。

○議長（後山 幸次君） ちょっと資料を配らせますので。局長。

〔資料配付〕

○商工観光課長（山岡 浩二君） ありがとうございます。

○議長（後山 幸次君） 続けてください。

○商工観光課長（山岡 浩二君） それでは、今手元にお配りをいたしました資料に基

づきまして説明をさせていただきます。

この資料は、書いてありますとおり、平成21年度島根県ふるさと雇用再生特別基

金事業——事業がダブっております。事業計画書ということで県との協議のために作

成をし、提出をして、この計画書に基づいて県のほうから採択をいただいたという書類であります。

事業名は、歴史と自然の融合・ワールドガイド新津和野観光創造事業
というふうに

つけております。この中の新津和野観光とは何たることかということの御質問だった
と思います。

事業につきましては、内容は文言で書いてありますけれども、要するに一番下のと

ころですが、具体的には三つあります。ニュー津和野観光の創造企画
販売業務とい

うことで、これは内容的にはまたあとで御説明をいたしますが、要するに従来の城下

町といいますが、小京都を中心とした旧津和野観光と合併をいたしまして、新しく旧

日原町のいろいろな観光素材、これを結びつけていって、有機的に結びつけていって、

新たな観光、魅力を生み、さらにそれを企画し、販売までしていこうと
いうふうなこ
とを企画をしております。

2番目といたしまして、津和野インバウンドの審査員業務というこ
とで、インバウ

ンドといいますのは、要するに外国のお客さんを観光客のお客として、
日本に津和野

にお迎えをするということの業界用語であります。これに伴いまして、
サインであり

ます——サインというのは看板のことですが、外国語表記の整備、それ
からパンフレ

ットの整備、ホームページの整備、そういうことをやっていって、観光
客の誘致につ

なげたいということを考えております。

それからもう一つですが、ニュー津和野ブランド認定特産品創造業
務、これは先ほ

ども言いましたように、旧津和野・旧日原町で非常に食材を中心に、ま
だ未開発とい

いますか、まだまだ全国的に出ていない非常にいいものがたくさんありますので、そ

れを観光と結びつけながら、ブランド——できれば最終的には津和野ブランドのよう

な認証制度も視野に入れながら、きちんとした商品創造、それから売り出しを図って

いくそういう体制をつくっていこうと、そういう大きな三つの柱を抱えております。

ここにあります実施期間といいますのは、これは単年度に書いてありますが、実は

このふるさと雇用の特別基金からの補助がありますのは、3年間約束をされておりま

す。21年度につきましては半年分、2年度・3年度は1年分ということで倍額にな

っております。それは裏のほうに書いてありますが、あとでもう一度説明をします。

そういうことで、事業費としましては、予算にも上げております1,476万

1,000円、これは今年度分のみであります。

それから、この事業の大変すばらしいところは雇用創出ではあります
すが、その中で

2,400のうち、ここにありますように人件費は772万6,000円、
これは3人

分でありますか、観光協会に2名、石西社に1名というふうに想定をし
ておりますが、

その理由はあとでまた説明しますが、その人件費が772万6,000
円、それとほ

ぼ同等に当たる金額700万余りが事業費としてまた組めるというこ
とで、人を雇つ

たけれども、事業費がなかったら何にもすることができますが、ほぼ
半分、人件費

と同等の金額に近いもので、事業費が100%おりてくるという非常
にすばらしいと

ころでありましたので、これをとりたいということで企画をいたした
ところでありま
す。

ちなみに、人件費が 50% を超えなければいけないというくくりがあるだけであり

ますので、うちの場合はここにありますように 52.3% というぎりぎりのところで

事業費を確保したいということで計画をいたしました。

それから、一応町が直接ではありませんで、委託ということになるんですが、委託、

申請上の共同体としまして名前をつけまして、新津和野観光創造事業共同体というこ

とななんですが、先ほど申し上げましたように、津和野町の観光協会と石西社でこうい

う共同体をこのプロジェクトとして、当初からそのプロジェクトと見てていますけれど

も、プロジェクトとして組んでいただいて、そこに雇用をして事業費にもつけて事業

をしていきたいということあります。

それから、効果につきましては、いろいろ書いてありますが、一応読み上げたいと

思います。観光客や外国人観光客の入り込みを増加したいと。それから観光客の宿泊

客を特に増加したいと。それから津和野ブランドの確立を目指したい。
特産品を通じ

た都市部へのPRもしていきたいと。特産品、土産品の開発や販売金額
の増加、それ

を通じて町内全体への経済波及効果を増大させたい。それから新しい
観光業の創設を

できないかということを考えております。もちろん雇用機会の拡大
等々ここに書いて

あるとおりであります。

それから、裏を見ていただきたいと思います。もう少し詳しく説明を
させていただ

きますが、これが3年間の計画をあらかたまとめたものであります
この中で、今

大抵のことは申し上げましたが、やはりその旧津和野と旧日原町の觀
光素材や商品や

物品を、とにかく結びつけていきたいということで企画をしまして、觀

光協会と石西

社、道の駅の委託者ですが、配置をして両団体でプロジェクトを組んで
いただくとい
うことあります。

なお、この採択を県のほうに申請をした場合に、採択の条件としまし
て、公益性が

あるか、継続性があるか、そして新規性があるかと、この3点について
チェックを受

けております。公益性・継続性につきましては、文句がないといいます
か、津和野観

光は経済を津和野の観光の経済を底支えするものですから、当然こう
いう規制があり

ますし、津和野観光を未来永劫続けていくということも変わりはあり
ませんので、こ

の継続性も問題はないということなんですが、新規性について特に説
明を求められま

したので、大変小さな字で申しわけありませんが、一番下に特記事項と
して書いてあ

ります。

ここにこの事業の特徴がまたありますので、少し読み上げてみたい
と思いますが、

特殊性の第1点ですが、既存の津和野観光には、今後観光の潮流となる
ニューエコ

ツーリズム的な視点がないという——まあ言い過ぎかもしれません。薄い
ため、日原地区

ほかの自然素材とコラボしたニュー津和野観光の創造は新たな試みで
あり、第三種旅

行業の取り扱いができるれば、新たな事業が起こせると。少し説明します
が、第三種旅

行業というのは、一番簡易な旅行業の免許であります、これを観光協
会として、ま

たは設置権者として、資格者を養成するか雇用することによって、津和
野町すべて

企画をして創造した旅行商品が組めて、しかも免許がないと売り出し
ということがで

きないわけですが、売り出しが可能であるということで、そのことをで

きないかとい

うことを雇用の条件にするか、それとも雇用した後養成をするかは、まだそこまでは

完全に詰めてはおりませんが、そういう方をぜひ雇いたいというふうに考えておりま

す。これは一つのみそになるかというふうに考えております。

それから2番目ですが、これはインバウンドの話ですが、近年は東アジアからの観

光客の流入はインバウンドの大きな割合を占めております。この対策は、現在は正直

全く整っておりませんので、新たな事業として、特に差し当たり中国・韓国、その他

パンフや説明、案内サインなどを整理をしていきたいというふうに考えております。

それから3つ目ですが、これは先ほども確認しましたが、要するに優れた国産特産

素材の種類が、合併によって旧津和野町・旧日原町、大変にふえておりますので、比

較的認知度の高い津和野という地名を生かしながら、新しい津和野としての津和野ブ

ランドを創造していきたいというふうなこと。

この3つを新規性としてアピールをして採択がなされたわけあります。これで今

そうはいいましても、まだまだ抽象的な説明になっておりますけれど

も、予算成立後、

すぐに両団体と詳細な詰めをしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（後山 幸次君） 水津教育次長。

○教育次長（水津 良則君） 補正予算書の36ページですが、伝統文化団体補

助金72万1,000円のこの規模と総事業費はという御質問でありました。一応

今、設計図が出ておりますが、一応3軒と4軒の大きさで約50平米程度の建物にな

ろうかと思いますが、規模はその程度のものであります。総事業費が2

16万

3,000円ということで、その3分の1を助成をしたいということであります。

○議長（後山 幸次君） 7番、青木登志男君。

○議員（7番 青木登志男君） 再質問したいと思いますが、先ほどの生活バスでござ

いますが、自治会等に2地区を予定しておるというふうなことでござ
いますが、もし

支障がなければ、どこの地区を考えているのかというふうなことの説
明をいただきました

いと思います。

それから、先ほどの給水施設でございますが、島につきましては、今
から I ター

ン・Uターンがあるんだろうから、この給水施設をつけるというふうに
お伺いしまし

たが、それでよろしゅうございましょうか。

それから、ふるさと雇用再生の新津和野観光創造事業の分につきま
しては、大変結

構な企画だというふうに思いますが、かなり勉強された方を職員に入
れないと、この

事業は難しいんじゃないかというふうなことが考えられますけれども、
どういう形で

募集されるのか。それからこの事業が終わった後、その方はどういうふ
うな処遇にな

るのか。先のことですが、もし考えておられましたらお伺いをいたした
いと思います。

(「継続して雇用するとか」と呼ぶ者あり) 継続雇用。まあ事業が終わ
りました時点

でどのように考えられるかをお伺いをいたしたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

○情報企画課長（長嶺 清見君） 実証実験地区でございますが、まだ
確定ではあります

せんが、この事業につきましては、県のほうでモデル地区の計画案まで
は県のほうの

事業になりますて、これは実はもう県は発注をかけておりますので、
我々と県のほう

で今最終の詰めを行っておりますが、1地区は木部地区を今のところ予定をしており
ますが、もう1地区につきましては、詳細な詰めがまだ終わっておりま
せんので、確
定をいたしておりません。

○議長（後山 幸次君） 環境生活課長。
○環境生活課長（長嶺 雄二君） 島地区的給水施設の補助でございま
すが、以前もそ
ういう先ほど言いましたシックハウス症候群の関係でお住まいの方が
おられましたけ
ど、これが一たん別の箇所に移られまして、そういう方の関係で、島
地区が住まい
にするには地理的に環境的にいいだろうということで、その旨の関係
者が入る予定と
なっておりますが、まだ現在は決定はされていないと聞いております。
○議長（後山 幸次君） 商工観光課長。
○商工観光課長（山岡 浩二君） ふるさと雇用再生事業の条件としま
して、ハローー

ワーク等で公募することが義務づけられておりますが、それだけにとどまらず、インターネット等を利用した全国的なといいますか、津和野のネームバリューを利用したかなり広い範囲での優れた方が選べるような募集の仕方はしたいとうふうに考えております。

それから、3年後どうかということなんですが、この事業、本当は3年で終わるような事業ではありませんし、3年間はその基礎づくりという時期に当たろうかと思いますので、3年後の状況がどうなるかということは今なかなかわかりませんが、基礎づくりを果たしていただいた後も事業としては続きますので、雇用の継続はこのとおりの条件になるかということは、またそのときそのときの判断があるかと思いますが、基本としましては雇用継続を基本に考えております。

○議長（後山 幸次君）ほかにありませんか。9番、中岡誠君。

○議員（9番 中岡 誠君）1点ほどお伺いいたします。35ページになりますか、

教育費の公民館費の中で、賃金で127万6,000円出ております。

これちょっと

耳にしたところでは、日原中央公民館の臨時ということを聞いており
ますが、この部

署の位置づけといいますか、それと仕事の内容といいますか、分館があ
るので日原地

区にそういう方を1人設けて、派遣をするという意味かどうかちょっと
お伺いいたし
ます。

○議長（後山 幸次君）水津教育次長。

○教育次長（水津 良則君）この賃金につきましては、日原の中央公
民館付というこ
とで考えております。（「仕事の内容」と呼ぶ者あり）仕事の内容につき
ましては、

事業いろいろありますので、それをやっていただかにやならんちゅう

ことと、建物の

管理もあつたりしますので、いろいろ幅広くお願ひすることになろう
かと思います。

それと、それぞれの各地域の公民館、非常勤でありますので、その辺
の経理もあろ

うかと思います。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（後山 幸次君） 3番、沖田守君。

○議員（3番 沖田 守君） 山岡課長ね、まことに結構なこの交付
金事業というか

補助事業で、すばらしいんですが、早い話、2年次から事業費が倍増し、
さらにその

事業費の中の人物費分が倍増するわけね。（「最初は半年です」と呼ぶ者
あり）最初

はこれは半年。（「半年」と呼ぶ者あり）ああそうですか。説明を聞くの
が私がまず

うございました。ああそうですか。それはすばらしいことで、ぜひとも
成功していた

だきますように。（笑声）ありがとうございます。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。4番、青木克弥君。

○議員（4番 青木 克弥君） では、確認も含めて質問したいと思います。22ペー

ジ、民生費の職員手当のところでございますが、時間外勤務手当が30
0万出ていま

すけれども、補正で300万というのは、これの根拠をお願いしたい。

それから、23ページ、児童福祉総務の今の備品購入でチャイルドシ
ートを買うよ

うになってございますけれども、現在使われて——使用可能なチャイ
ルドシートが幾
つあるんですか。

それから、27ページ、林道新設のところの説明の中では、火の谷分
谷線の立木補

償が上がってございますけれども、これは今とのり面の改良工事に伴
う立木補償なの

か、その辺のところを確認をしたいと思います。

それから、28ページ、職員費——観光費で、説明資料の中にござい
ますが、

7ページでございますが、その中に賃金のところでございますけれども——賃金じゃ

ない。需用費のところで草刈り用のカッター8,000円というのが説明資料の中に

載ってございますけれども、草刈り用のカッターの8,000円ちゅうのはどういう

ものか、説明願いたいと思います。

以上です。

○議長（後山 幸次君） 参事。

○参事（長嶺 常盤君） ページ2 2ページの社会福祉総務費の職員手当でございます。

314万9,000円という金額でございますが、内訳につきましては、所内の職員

の時間外手当でございます。4月からの不足分が56万円ばかりござります。それか

ら各係別で申し上げますと、今後予想される時間外につきまして、これから3月まで

でございますけれども、生活支援係が3人おりますけれども、この3

0 時間分で

8 力月を見させていただいております。これが 200 万少々でござります。

それから、福祉係のほうでございますが、同じく期間はあれですが、5 人でこれが

5 時間分で 8 力月を見ております。これが 51 万 6,500 円程度でござります。合

計で不足分と合わせまして 314 万 9,000 円というふうになっております。

続きまして、23 ページの備品購入費でございます。現在、使用可能なものという

ことの台数ですが、総体にちょっと修理とかも何台かあるかもしれませんが、一応

30 台ございまして、ただ買いかえにこの上げておりますのは、ちょっと近々耐用年

数がまいっておりますので、その耐用年数に対応してこれを購入させていただくものでございます。

○議長（後山 幸次君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） 林道新設改良費の補償費でございますが、

火の谷分谷線

ではございません。県営林道のほうの3地区ありますが、この補償、

立木補償並び

に工事に伴う補償金でございます。小さい部分はちょっと掌握してお

りませんが。

（「説明資料が違う」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

○議長（後山 幸次君） どうぞ。続けて。

○建設課長（伊藤 博文君） 済みません。火の谷分谷線は10万円見

てあります。残

りが県営林道についてということでございます。

○議長（後山 幸次君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山岡 浩二君） 需用費の草刈りのカッター8,000

円の内容です

が、草刈り機の刃です。刃です。替え刃を1,500円5枚、1.05掛
けて

7,875円です。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（後山 幸次君） 4番、青木克弥君。

○議員（4番 青木 克弥君） もう一回確認いたしますが、火の谷分谷線の立木補償
が10万円組まれるということですが、これは先ほどお伺いしたのは、
今の、のり面
の改良工事に伴う立木補償なのかということを確認をしたわけですが、
火の谷分谷線
そのものは工事は終わっていますよね。完了しています。補償があるはずはないわけ
なんで、このことを確認したかったんです。

○議長（後山 幸次君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） 議員さんおっしゃるとおり、改良工事は
終わっておりま
すが、一昨年、のり面崩壊がありまして、その今ただいま通行止めにな
っております。

この当初は災害というようなものに提出をと考えておりましたが、
去年そういうも
のがなかつたので、通行止めを長くしているのはあれですので、そのの

り面を改良と

いいますか、補修するための工事に伴う補償でございます。

○議長（後山 幸次君） 11番、滝元三郎君。

○議員（11番 滝元 三郎君） 1点ほどお聞きをいたします。18

ページのあの生

活バス対策のことですが、デマンド交通ですね、自治会あたりに委託を

して実験をす

るということでございましたが、将来的にはデマンドタクシーという

形で、タクシー

のほうへ委託をするということもあり得るだろうと思うんですね。そ

うしますと、タ

クシーに委託をしようにも、そのタクシー業者がなくなつたという

ふうなことも現

状は考えられ得るわけですね。この間から既に6月には1社が撤退を

しましたし、

近々もう1社も撤退をするというようなお話を聞いております。タク

シーカーを撤退

されると、もちろんその観光の面での影響、あるいはお年寄りの病院、

買い物の影

響、あるいはもちろん運転手さん、雇用の場がなくなるという大きな問題がありまし

て、だれも非常に困った問題であるというふうに認識はされていると思いますが、そ

の後、2業者目のその撤退話、その後どうなっているのか、そういう面で非常に影響

があると思いますけれども、この際お聞かせをいただいたらありがたいと思いますが。

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

○情報企画課長（長嶺 清見君） 現状でございますが、我々が6月に、もう1社さん

が8月末をもって撤退をしたいということを、町並びに商工会さんのほうへ申し入れ

たということで伺いまして、それにつきましては、7月早々に本社のほうへ関係団体、

町は副町長、それから商工会長、観光協会長、3団体で早速要望に行つてまいりまし

た。いろんなかなりシビアな話をする中で、現時点ではそういう方針を出さざるを得

ないという代表取締役の話でございましたが、町からのそれだけの要望を受けて、い

ろんな経過もあるので、当面1社が撤退した部分でのシェアがどうなっているのかと

いうことも検証しながら、当面は9月末をもって最終的に撤退をするのか、存続をす

るのかを判断をしたいという回答を得ております。

加えまして、当然そういうふうな後ろ向きな状況ではいけないということでありま

すので、いわゆる町として、あるいは地域経済全体としてそのいわゆるタクシー業務

をどういうふうに支えるといいますか、新たな売り上げ増につながる要素が何がある

のかといったようなことも、町と詰めながら、会社のほうとすれば、そういうふうな

売り上げ増につながる要因はどういったものがあるか、金額的にはど

うなのかといつ
たようなことを分析しながら、最終的には、今申しましたような9月末
で結論を出す
という現状でございます。
つい最近でございますが、本社のほうから、担当取締役以下4名、打
ち合わせに来
られまして、町の実情内容を調査をして、当然この町としても新たにデ
マンド交通の
運行というのも予算もしております。もちろんその競争入札に付する
わけですけれど
も、そういったような新たな事情もありますし、加えていわゆる福祉の
面からも一定
の検討が必要ではないだろうかというふうなお話をしたところでござ
いますので、何
としても我々とすれば残っていただきたいということもありまして、
もう一方では、
いわゆるタクシー新法という法律が改正されまして、特別措置——1
0月1日がこれ

施行になるんですが、御承知のようにタクシーの新規参入、あるいは増車に関しては

非常に厳しい規制に戻りました。それが我々のような町で、そういうことが仮に2社

撤退した状況の中で起こり得るのかということで、運輸支局のほうにも問い合わせま

したけれども、これはやはりどこの地域もそれは適用をするということで、いわゆる

新規参入、増車については大変厳しいということも聞いております。お話を長くなり

まして恐縮ですが、何とか存続をしていくように、引き続いて努力をしていきたいと

いうふうに思っております。

○議長（後山 幸次君）ほかにありませんか。6番、河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君）今のデマンド交通についてちょっとお伺いしますけれ

ども、現在、デマンド交通地域というのは、もう津和野にも数地区あるはずです。そ

れの条件としますと、当然その何曜日と何曜日、地域によってはその曜日が指定され

てあって、その曜日にその生活用品を買いに出たり病院等に行くという、行政側の日

程にあわせた生活を余儀なくされてはいますけれども、そういう補てんをしている地

域があるはずですね。

今回のその説明だと、今までの条件は2キロ以上というのが条件であります、今

回は1キロから2キロの中をより細かくという御提案ですけれども、今そのお話をお

伺いわすると、自治会の中でとりあえずその手のあいている方、及び運転免許を持つ

てあられる方を少し奮起していただいて、地域の方々との助け合いを促すという意味

で、恐らくこういうふうに自治会で企画をしたらどうかという話を持つていかれるお

つもりなんだと思いますけれども、そういう中で当然出てくる場合に

発生するのが車
両経費であろうかと思いますが、その辺を補てんをするという考えで
いいのかどうか、
それについて当然それを業としている会社との関連というのが恐らく
発生すると思い
ますけれども、県からのそういったその指導というものがその業者に
対して行き届い
ているのかどうなのか、お伺いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。
○情報企画課長（長嶺 清見君） まず、今回の実験でございますが、
これはおっしゃ
いますように、本当にそういうふうなコミュニティー組織として事業
主体になって運
営できるのかどうかということを検証するのが、まず第一の目的であ
ります。

町全体としましたら、この2キロ以上、あるいは1キロから2キロ未
満のところが
30数集落、今は我々は交通空白地域ということで設定をしておりま

して、少なくとも
も1キロ——最寄りのバス停から1キロ以上離れた地域におきまして
は、何らかの形
でデマンド交通を含めて解消することによって、そういうふうな利便
性については—
定の公平性を図るという考え方を持っております。

今回の実験は、そういう格好で、要するに地元としてそういうふうな
助け合いの一
環として、活動が本当に展開できるかどうかということでございます
ので、例えば—
つの自治会でそれが完結できるのか、当然隣接する複数の自治会等に
よりまして、検討していただきたいということで、これが将来のその担う役割とされ
ば一番重要な組
織になろうかと思っておりますので、我々としても掘り下げた話を聞
きながら、何とかそういう体制が組めるような形に結果持っていきたいと思っており
ます。

それから、車両でございますが、これにつきましても、まだ先の話になりますが、

先ほどありましたようないわゆる道路特定財源の一般財源化に伴いまして、そういう

ふうな交付金を利用しながら、一定の車両については将来準備をしたいということで

考えております。

それから、既存の交通事業者さんにつきましては、との関係でございますが、これ

につきましては、道路運送法上、少なくとも例えば町営バス、あるいはこういったよ

うなデマンド交通につきましては、いわゆるその交通空白地域、既存の交通事業者さ

んが撤退した場所でないと、そもそもこういうことができないという法律になってお

ります。ただ、改めてこういうふうな輸送活動をやるとなれば、当然であります

が、地域公共交通会議等の法律に基づく会議におきまして、各関係機関の

同意を得てス

タートをするということになりますので、このたび行います社会実験につきましても、

当然そのような手続を踏んで行うということになります。

○議長（後山 幸次君）ほかにありませんか。3番、沖田守君。

○議員（3番 沖田 守君）33ページの教育諸費でお伺いいたしましたが、ここで

5,739万5,000円の工事請負費、これは日原小学校の耐震工事だ
というふうに

理解をしておりますが、当初、耐震の設計の予算が出たときに、教育長
のお話では、

おおむね1億程度工事費がかかるんではないかという、こういうよう
に記憶がありま

すが、それにしちゃえらい少ないと思いますが、多分2年次にわたるん
ではないかな

という推測をいたしますが、そこら辺と、既に入札が終わってはおらな
いと思います

が、そういう予定があるのか。あるいはもう既に設計もできて、そうい

う工事入札に

入れる、あるいは工事に入れるという状況なのか。これを教育長にはお尋ねをしたい。

それから、建設課長には、先ほど説明を受けましたが、38ページ等に災害復旧の

ことで、既にいろいろ査定を受けているとこういうことがあります、少なくとも早

急に査定を受けて、本補正に係るもののがこの12月までにすべて査定が終わって、入

札が終わり、工事に入れるとこういうような状況になるのかどうか、この辺について

お伺いをしておきたいとこう思います。

○議長（後山 幸次君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） 33ページの教育諸費の工事請負費についてありますが、

基本的には1億何ぼというふうなことがあります。

今回、予算計上、今年度については4割程度の工事費というふうなところを弾いて

おります。基本的に進捗状況といたしましては、一応の業者での調査並びに設計は、

業者自身は終わっています。ですが、審査会というのが県の機関としてありますて、

検査結果についてもその審査会の了解がないと、正しいという判断が出ない。それか

ら設計についてもその審査会の意見が了解をとれないと、それでゴーというふうな話

にはならないということがありまして、現在そこら辺の手続中でありますので、現段

階においては、まだよいよいこれというふうな最終決定をされたものではないという

ところの段階です。

今回、全部の工事費を計上しないのは、国の補助金の関係が今年度はもう目いっぱ

いということでありまして、少しでも来年に回せばその辺の補助金も通常の補助金が

もらえるんではないかというふうな思いもありまして、1期・2期とい

うふうな区切

り方をして、できる限り本来は補助金をいただきたい。ことしは、頭打ちの状態にな

って率が下がってきてますので、そういう手法をとりたいということであります。

○議長（後山 幸次君）建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君）災害復旧についてでございますが、査定がきのうより始

まりまして、一番最後の査定が今のところ、林道災害で10月の中旬ごろになろうか

と思います。工事発注につきましては、その10月にすべてということにはなりませ

ん。およそ今年度中に発注をかけていきたいというふうに思っております。

○議長（後山 幸次君）ほかにありませんか。7番、青木登志男君。

○議員（7番 青木登志男君）雇用創出、特別の予算が来るなり、はるかぜ商品券等

で経済対策でかなりの数億のお金が町に入っているわけですけれども、

これが入って

このような形で使途した場合に、どういうふうな町に影響があったのかというふうな

ことを、検証なりまとめて——まとめを行うようなお考えがあるのかないのか、お伺

いしたいと思います。(発言する者あり) (「何ページですか」「商品券は」と呼ぶ
者あり)

商品券もしかりですが、このたびの経済対策でこうして予算は上がって、これを予

算執行するわけですよね。した後に、津和野町として経済対策としてどの程度の効果

があったとか分析、もうやりっぱなしで置くのか。あるいはこれだけの経済対策とし

てお金が国から町に入っているんだけれども、どういう効果があったかというふうな

のをまとめる、分析をする意思があるかないかというふうなこと。

○議長（後山 幸次君） 補正予算の中に関係があるかね。(発言する者

あり)

○議員（7番 青木登志男君） 議長、あねえことを言うちゃやれんで。

予算に関係が

あらあね。予算上がつておるんやけ。（発言する者あり）

○議長（後山 幸次君） 沖田副町長。

○副町長（沖田 修君） 臨時の経済対策交付金のその事業効果の検

証ということで

ございます。従来ああしてはるかぜ商品券等いろいろ経済対策を打つ
てきたわけでご

ざいますが、はるかぜ商品券につきましては、現在商工会が中心になつ
てやつたわけ

でございます。取りまとめをやっておるというふうにお伺いをしてお
りますので、ま

とまり次第、また町のほうには御報告があろうかと思います。その際に
は、また議員

の皆様にも御連絡というか御説明はできるかとは思います。

いろんな形で、例えば工事であるとかいろんな形でやっております
ので、そこらあ

たりはある一定の経済効果があったとは思いますが、それをどういうふうに評価して

いくか、あるいはどういう組織化していくかというのは、それぞれ内容が皆違います

ので、総括してこうだちゅうような形はなかなか難しいとは思います
が、今後その辺

の検証をどういうふうにしていくかというのは、また今後の課題とい
いますか、議論

をしていきたいというふうに思いますので、お願いします。（「議長」と
呼ぶ者あ
り）

○議長（後山 幸次君） 4遍目になるんですが、どうでも関連があつ
て、ほかの人の

質問になかったようなことがありましたら。はい。（「議長。4遍もない。
これで

2回目よ」と呼ぶ者あり）こっちに記録しておりますので。（「本当かね」
と呼ぶ者
あり）はい。

○議員（7番 青木登志男君） あえて言わせていただきますが、こういうことが今後ないかもしれません、これを分析することによって、こういうことが起きたときに、次に対策が打てるのはやっぱり分析と検証がないと、次の対策が打てないと思いますので、せっかく多額の数億のお金が予算が来ておりまので、その経済効果といいましょうか、そういうものはきちんと検証しておくことが次につながると思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。17番、藤井貴久男君。

○議員（17番 藤井貴久男君） ふるさと雇用再生特別基金事業についてお伺いをいたします。

先ほどから、先ほど説明がありましたので、内容もよくわかりましたし、また待ちの観光から攻めの観光へということですので、そのことについてはよ

くわかりますし、

これをやるべきだろうというふうにも思っているところであります。

しかしながら、今回は10分の10の事業費でありますか、3年後、

特に心配して

おるのは、雇用を継続するということであります。ちょっと私も聞き逃
したんかもし

れませんが、答弁があったのかもしれません、その賃金をどうするの
かということ

が、非常に私は問題だろうというふうに思います。

この前のときには、冬虫夏草については、それぞれ冬虫夏草関係1名、

それから日

原総合研究所1名、それから下森酒造に1名ということで、それぞれ町
と関係なくつ

て、普通の会社であったというふうに思います。

それですので、3年経ってもそこがどうにかされるんだろうから、町
としては一応

手が切れるんだろうというふうに思っているところでありますが、今
回の場合は第三

セクターの石西社に1名ということですが、これも会社でありますので、会社が雇用

すればそれで済むことだろうと思いますが、問題は観光協会へ2名配置されるという

ことであります、ここが町の固定費になってくるんではないかといふうな、まあ

1,500万でありますので、1,000万が固定費ずっと継続していくのかなとい

うふうな気がいたします。そこをどうするのかというふうなことが非常に気になって

いるところでありますが、その辺は十分に内部でも協議されていることであろうとい

うふうに思いますが、その辺について、町長なり、あるいは副町長なりでどのように

考えているのか、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山岡 浩二君） 町長、副町長、御指定ですが、その前に事実関係と

いいですか、担当者としての答弁をさせていただきたいと思います。

観光協会の雇用継続につきましては、3年後のことですが、しかもその観光

協会の経費の多くは、町の補助金で賄っているということがありますので、非常に町

の財政には影響が出てまいることは御指摘のとおりであります。

ただ、いろいろな方法が——なかなかここで申し上げにくいいいろいろな方法があり

ます。例えば、今いらっしゃいます職員の方の定年等によるその振りかえとか、そう

いうことでの継続ということも、実は団体さんとは多少の話もありますので、それで

制度上支障はないということも県にも確認しておりますので、そうなるということ

ではありませんが、いろいろな方策としてできるだけ事業を継続させていきたいので、

したがって、なるべくその町の持ち出しあり、一挙にこの1,500万がそのままふえ

るということでない継続方法というのがあり得るのではないかというふうに考えてお

りまして、この事業の採択に踏み切ったという経緯はあります。

○議長（後山 幸次君） 沖田副町長。

○副町長（沖田 修君） 今、商工観光課長が言ったとおりであります
すが、観光協会

につきましては、やはり町のほうが財源的に裏打ちをしているちゅう
ようなところも

ありますて、将来的にその財政支援が全くリスクが全くゼロとは言い
切れない部分は

あると思います。あると思いますが、やはり組織の中の定員管理といい
ますか、そう

いった部分で組織的な努力はしていただくということになろうかと思
います。

石西社につきましては、三セクではありますが、株式会社であります
ので、これは

3年以降の部分につきましては、石西社の中で吸収をしていただくと
いうことになろ

うかと思います。

以上です。

○議長（後山 幸次君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君）ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君）次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君）討論なしと認めます。

これより議案第97号を採決いたします。本案件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君）起立全員であります。よって、議案第97号
平成21年度津

和野町一般会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

それでは、後ろの時計で11時35分まで休憩いたします。

午前11時21分休憩

.....

午前11時34分再開

○議長（後山 幸次君）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

----- • ----- • -----

日程第5．議案第98号

○議長（後山 幸次君）日程第5、議案第98号平成21年度津和野町国民健康保険

特別会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君）ないようですので、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君）次に、原案に賛成者の発言を許します。討論

はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第98号を採決いたします。本案件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第98号平成21年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第99号

○議長（後山 幸次君） 日程第6、議案第99号平成21年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第99号を採決いたします。本案件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第99号
平成21年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

日程第7．議案第100号

○議長（後山 幸次君） 日程第7、議案第100号平成21年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第100号を採決いたします。本案件は、原案のとおり決することに

賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第100

号平成21年度

津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

日程第8．議案第101号

○議長（後山 幸次君） 日程第8、議案第101号平成21年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第101号を採決いたします。本案件は、原案のとおり
決することに
賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第101
号平成21年度
津和野町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決さ
れました。

日程第9．議案第102号

○議長（後山 幸次君） 日程第9、議案第102号平成21年度津和
野町奨学基金特
別会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。ありま
せんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。
これより討論に入れます。
まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第102号を採決いたします。本案件は、原案のとおり決することに
賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第102号平成21年度

津和野町奨学基金特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

日程第10．議案第103号

○議長（後山 幸次君） 日程第10、議案第103号平成21年度津和野町電気通信

事業特別会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第103号を採決いたします。本案件は、原案のとおり決することに

賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第103号平成21年度

津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

日程第11．議案第104号

○議長（後山 幸次君） 日程第11、議案第104号平成21年度津和野町介護老人

健康施設事業特別会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。あり

ませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第104号を採決いたします。本案件は、原案のとおり
決することに

賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第104号平成21年度

津和野町介護老人健康施設事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決され

ました。

日程第12．議案第105号

○議長（後山 幸次君） 日程第12、議案第105号平成21年度津和野町病院事業

会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。ありませ
んか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第105号を採決いたします。本案件は、原案のとおり決することに

賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第105号平成21年度

津和野町病院事業会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

○議長（後山 幸次君） お諮りいたします。以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。

以上をもちまして、本日は散会いたします。大変御苦労でございました。
た。ありがとうございました。

午前 11 時 43 分 散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年　月　日

議　　長

署名議員

署名議員

平成 21 年 第 6 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 錄 (第
4 日)

平成 21 年 9 月

25 日 (金曜日)

議事日程 (第 4 号)

平成 21 年 9 月 25 日 午

前 9 時 00 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 町長提出第 106 号議案 平成 20 年度津和野町一般会計

歳入歳出決算の

認定について

日程第3 町長提出第107号議案 平成20年度津和野町国民健康
保険特別会計歳

入歳出決算の認定について

日程第4 町長提出第108号議案 平成20年度津和野町老人保健
特別会計歳入歳

出決算の認定について

日程第5 町長提出第109号議案 平成20年度津和野町介護保険
特別会計歳入歳

出決算の認定について

日程第6 町長提出第110号議案 平成20年度津和野町後期高齢
者医療特別会計

歳入歳出決算の認定について

日程第7 町長提出第111号議案 平成20年度津和野町簡易水道
事業特別会計歳

入歳出決算の認定について

日程第8 町長提出第112号議案 平成20年度津和野町下水道事
業特別会計歳入

歳出決算の認定について

日程第 9 町長提出第 113 号議案 平成 20 年度津和野町農業集落
排水事業特別会

計歳入歳出決算の認定について

日程第 10 町長提出第 114 号議案 平成 20 年度津和野町奨学基
金特別会計歳入歳

出決算の認定について

日程第 11 町長提出第 115 号議案 平成 20 年度津和野町電気通
信事業特別会計歳

入歳出決算の認定について

日程第 12 町長提出第 116 号議案 平成 20 年度津和野町病院事
業会計歳入歳出決

算の認定について

日程第 13 町長提出第 119 号議案 物品購入契約の締結について

日程第 14 町長提出第 117 号議案 平成 21 年度津和野町一般会
計補正予算（第

4 号）

日程第 15 町長提出第 118 号議案 平成 21 年度津和野町病院事

業会計補正予算

(第3号)

日程第16 請願第3号 後期高齢者医療制度をめぐる請願について

日程第17 請願第4号 津和野町立青原小学校体育館の改築に関する請願書について

て

日程第18 経済常任委員会の所管事務調査報告について

日程第19 議員派遣の件

日程第20 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 町長提出第106号議案 平成20年度津和野町一般会計
歳入歳出決算の認定について

日程第3 町長提出第107号議案 平成20年度津和野町国民健康
保険特別会計歳

入歳出決算の認定について

日程第4 町長提出第108号議案 平成20年度津和野町老人保健
特別会計歳入歳

出決算の認定について

日程第5 町長提出第109号議案 平成20年度津和野町介護保険
特別会計歳入歳

出決算の認定について

日程第6 町長提出第110号議案 平成20年度津和野町後期高齢
者医療特別会計

歳入歳出決算の認定について

日程第7 町長提出第111号議案 平成20年度津和野町簡易水道
事業特別会計歳

入歳出決算の認定について

日程第8 町長提出第112号議案 平成20年度津和野町下水道事
業特別会計歳入

歳出決算の認定について

日程第9 町長提出第113号議案 平成20年度津和野町農業集落
排水事業特別会

計歳入歳出決算の認定について

日程第 10 町長提出第 114 号議案 平成 20 年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳

出決算の認定について

日程第 11 町長提出第 115 号議案 平成 20 年度津和野町電気通信事業特別会計歳

入歳出決算の認定について

日程第 12 町長提出第 116 号議案 平成 20 年度津和野町病院事業会計歳入歳出決

算の認定について

日程第 13 町長提出第 119 号議案 物品購入契約の締結について

日程第 14 町長提出第 117 号議案 平成 21 年度津和野町一般会計補正予算（第

4 号）

日程第 15 町長提出第 118 号議案 平成 21 年度津和野町病院事業会計補正予算

（第 3 号）

日程第 16 請願第 3 号 後期高齢者医療制度をめぐる請願について

日程第 17 請願第 4 号 津和野町立青原小学校体育館の改築に関する

る請願書について

て

日程第 18 経済常任委員会の所管事務調査報告について

日程第 19 議員派遣の件

日程第 20 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

出席議員（16名）

1番 村上 義一君	3番 沖田 守君
4番 青木 克弥君	6番 河田 隆資君
7番 青木登志男君	8番 原 秀君
9番 中岡 誠君	10番 須川 正則君
11番 滝元 三郎君	12番 道信 俊昭君
13番 斎藤 和巳君	14番 竹内志津子君
15番 板垣 敬司君	16番 村上 英喜君
17番 藤井貴久男君	18番 後山 幸次君

欠席議員（なし）

欠 員 (2名)

事務局出席職員職氏名

局長 斎藤 等君

説明のため出席した者の職氏名

町長 中島 巖君 副町長

沖田 修君

教育長 斎藤 誠君 参事

長嶺 常盤君

総務財政課長 右田 基司君 税務住民課長

米原 孝男君

情報企画課長 長嶺 清見君 健康保険課長

安見 隆義君

商工観光課長 山岡 浩二君 農林課長

大庭 郁夫君

建設課長 伊藤 博文君 環境生活課長

長嶺 雄二君

教育次長 水津 良則君 教育次長

広石 修君

会計管理者 村田 祐一君

午前9時00分開議

○議長（後山 幸次君）おはようございます。引き続いで出かけを

いただきまして

ありがとうございます。

ただいまより平成21年第6回定例会4日目の会議を始めたいと思
います。

1番、村上義一議員より遅刻の届け出が出ております。ただいまの出
席議員数は

15名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議
を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（後山 幸次君）日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、17番、藤井
貴久男君、
3番、沖田守君を指名いたします。

日程第2．議案第106号

日程第3．議案第107号

日程第4．議案第108号

日程第5．議案第109号

日程第6．議案第110号

日程第7．議案第111号

日程第8．議案第112号

日程第9．議案第113号

日程第10．議案第114号

日程第11．議案第115号

○議長（後山 幸次君） 日程第2、議案第106号平成20年度津和野町一般会計歳

入歳出決算の認定についてより、日程第11、議案第115号平成20年度津和野町

電気通信事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上、10案件につきまし

て、決算審査特別委員長の報告を求めます。委員長。

○決算審査特別委員長（斎藤 和巳君） それでは、報告いたします。

決算審査特別委員会審査報告書、平成21年第6回9月定例会において、本委員会

に付託された平成20年度津和野町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算は、審査

の結果、次のとおり認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により

報告します。

議案第106号平成20年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成

多数で認定。議案第107号平成20年度津和野町国民健康保険特別会計歳入歳出決

算の認定について、賛成多数で認定。議案第108号平成20年度津和野町老人保健

特別会計歳入歳出決算の認定について、全員賛成、認定。議案第109

号平成20年

度津和野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、全員賛成で認定。議案第

110号平成20年度津和野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、

賛成多数、認定。議案第111号平成20年度津和野町簡易水道事業特別会計歳入歳

出決算の認定について、全員賛成、認定。議案第112号平成20年度津和野町下水

道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、全員賛成で認定。議案第113号平成

20年度津和野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、全員賛成

で認定。議案第114号平成20年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳出決算の認定

について、全員賛成で認定。議案第115号平成20年度津和野町電気通信事業特別

会計歳入歳出決算の認定について、全員賛成で認定。

審査年月日、平成21年9月8日、11日、14日、15日、17日
の5日間で審
査いたしました。

審査の結果及び概要・意見。
議案第106号平成20年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定
について、

(1) 平成20年度の歳入総額は77億1,891万2,378円、歳出
総額76億
5,010万929円で、差し引き収支は6,881万1,449円の黒
字決算である。

(2) 平成20年度基金残高は、一般会計基金15億8,890万9,
000円 (前
年対比) 1億2,334万円の増)、特別会計4億9,331万3,000
円 (前年対
比) 9,357万7,000円の増)、土地開発基金3,237万9,000
円 (対前年
12万9,000円の増) で、総額は21億1,460万1,000円であ
る。一方、

地方債残高は、総額145億8,956万2,000円（前年対比）17億8,646万

1,000円の減）であり、町民1人当たり162万8,000円である。

（3）町税について、滞納総額1億1,835万5,000円（前年対比）712万

7,000円の増）で、依然として大きく、また増加傾向にある。不納

欠損総額は、

820万3,000円（前年対比）360万6,000円の増）である。

景気低迷、高

齢化等の厳しい社会情勢が背景にあるが、税の公平性の観点からも、最終的には法的

手段も考慮しながら断固たる徴収体制で臨むべきである。

（4）使用料について、病院使用料に205万5,000円の未収がある。住宅使

用料の滞納額は984万7,000円で、（前年対比）276万6,000円の増とな

っている。他の滞納もあわせ、町税等滞納整理対策本部において積極的な徴収業務に

取り組むべきである。

(5) 職員の時間外勤務は1万4,140時間で、昨年より556時間減と改善を

見ており評価する。一方で課によって格差が生じている。権限移譲等を起因とする各

課業務の性質に相違があることが理由の一つとも認識している。適切な人員配置とと

もに課内の連携を強化し、労務管理、人事管理の検証を行って効率化を図るべきであ

る。あわせて、職員一人一人の能力や意識を高めるべく研修への参加を奨励されたい。

(6) 負担金・補助金については、検討委員会において調査と適正な見直しを図る

ための取り組みがなされていることは評価する。今後もなお一層対象団体の決算書を

精査するなど、費用対効果の向上をさらに図るべきである。なお、住民関連の補助事

業等については、平等性を持って広く住民周知を図るべきである。

不用額については、おおむね適正値であったが、単純なミスから発生しているケースも見られる。予算のチェックを徹底して業務に当たられたい。

指定管理料については、積算根拠に基づいた使途どおりの運用をされているかどうか

か、より厳しくチェックするとともに、積算に際しては費用対効果の高い方法を検証すべきである。また、既存の直営施設についても経費節減の面からも指定管理の検討をするべきである。

以上、意見を付し、本決算は賛成多数で認定すべきであると決した。

議案第107号平成20年度津和野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、（1）平成20年度歳入総額は12億917万7,724円、歳出総額は11億7,920万6,800円で、差し引き収支は2,997万924円の黒字決算である。

国民健康保険税の滞納額は4,967万9,000円で、昨年より81万7,000円

減少している。引き続き収納率の向上に努めると同時に、人間ドック、脳ドック及び

特定健診等の受診率を向上させ、医療費の抑制に努めるべきである。

(3) 国民健康保険税の滞納者は、世帯家族を含め受診控えから重大な健康被害に

つながる懸念がある。収納強化を図る一方で、対象者との相談をより綿密に行うべき

である。

以上、意見を付し、本決算は賛成多数で認定すべきであると決した。

議案第108号平成20年度津和野町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

て、平成20年度の歳入総額は1億7,725万3,335円、歳出総額は1億

7,848万14円で、差し引き収支は122万6,679円の赤字決算である。

本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

議案第109号平成20年度津和野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

て、平成20年度の歳入総額は11億3,801万619円、歳出総額は11億

1,613万3,865円で、差し引き収支は2,187万6,754円の黒字決算であ

る。

(2) 町単独での運営は財政負担が大きく、破綻も含め重大な事態に陥る危険性を

も有しているため、広域圏での取り組みを模索すべきである。

以上、意見を付し、本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

議案第110号平成20年度津和野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定

について、平成20年度歳入総額は2億6,522万1,533円、歳出総額は2億

6,500万6,370円で、差し引き収支は21万5,160円の黒字決算である。

本決算は賛成多数で認定すべきであると決した。

議案第111号平成20年度津和野町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に

ついて、平成20年度の歳入総額は4億3,689万2,002円、歳出総額は4億3,509万7,261円で、差し引き収支は179万4,741円の黒字決算である。

旧津和野地区水道会計は長年の赤字決算であったが、本年は繰入金により解消された。

(2) 水道料金の滞納額は803万9,040円で（前年対比）47万147円の

増となっている。滞納整理に努めるべきである。

以上、意見を付し、本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

議案第112号平成20年度津和野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につ

いて、平成20年度の歳入総額は2億7,365万6,076円、歳出総額は2億7,244万2,733円で、差し引き収支は121万3,343円の黒字決算である。

(2) 下水道料金・受益者分担金の未納額が123万7,861円で
前年度よりも

減少しているが、さらなる収納努力が必要である。

年度末現在の加入率は津和野処理区49.2%、日原処理区81.9%
である。高津

川の水質維持・浄化の観点からも加入率の向上にさらなる努力が必要
である。

以上、意見を付し、本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

議案第113号平成20年度津和野町農業集落排水事業特別会計歳
入歳出決算の認

定について、平成20年度の歳入総額は390万6,178円、歳出総
額は388万

9,613円で、差し引き収支は1万6,565円の黒字決算である。

本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

議案第114号平成20年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳出決
算の認定につい

て、平成20年度の歳入総額は1,749万7,789円、歳出総額は1,
749万

7,789円である。

安定的かつ永続的な運営を行うためには、寄附金等による基金増額に向けた啓発活動等を実施すべきである。

以上、意見を付し、本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

議案第115号平成20年度津和野町電気通信事業特別会計歳入歳出決算の認定に

ついて、平成20年度の歳入総額は1億804万6,486円、歳出総額は1億

499万7,917円で、差し引き収支は304万8,569円の黒字決算である。

CATV及びインターネット使用料の滞納が増加傾向にあり、効果的な収納対策を

講じるべきである。

(3) 津和野地域の加入率が約90%である。防災上の利点から取り入れた経緯や

町行政情報の公平な提供の観点からも、未加入世帯における告知放送単独加入の検討

も含め、加入率増進を図られたい。

以上、意見を付し、本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

平成21年

9月25日、津和野町議会議長後山幸次様、決算審査特別委員会委員長斎藤和巳。

以上でございます。

○議長（後山 幸次君） ありがとうございました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑は一般会計、特別会計に分けて

行いたいと思います。

最初に一般会計に対する質疑をお願いいたします。11番、滝元三郎君。

○議員（11番 滝元 三郎君） 決算審査特別委員会、大変に長期間にわたってお疲

れさまでございました。2点ほどお聞きをいたしたいと思います。

まず1点目は、不納欠損のことでございますが、820万ばかりの総額のうち固定

資産税で、1件で706万円という非常に多額な不納欠損がなされて

おります。報告書にもございますように税の公平性というような観点から、中身によつては非常に公平性を損なうようなおそれがある十分にあるというふうに考えておりますが、この中身といいりますか、内容につきまして1件で、申し上げましたように706万という非常に大きな金額でございますので、これが徴収不能になったとか、所有者がどこにあるかわからぬと、そういう事情で不納欠損ということならわからぬでもないんですが、時効によってこんな多額な金額が不納欠損されるということにつきましては、非常に釈然としない面が多々あるわけでございまして、ひとつ何年分の滞納であるのか、あるいは所有者の方は御健在なのか、あるいはどのような理由で時効として不納欠損せざるを得なくなつたのか、差し支えない範囲でひとつ御説明をいた

だけたらというふうに思っております。

もう一点ですが、児童福祉の関係で、子育て支援センターの件でございます。事務報告書によりますと、津和野の子育て支援センターの利用状況、1年間で993人という数字が上がっておりました。昨年の事務報告書をちょっと調べてみましたが、19年度は3,418人が利用されております。3分の1、4分の1近い減少であるというふうに思っております。この件に関しては御案内のように、昨年移転をするときご利用者の方々に十分な説明、あるいは納得されたかどうかということについて若干議論がございまして、私ども若干ちょっと反対をした経緯もございます。若干不便なところへ移ったわけですから、そのことが大きな原因ではないかなと、

結構、言葉は悪いんですが、半ば強引に場所が移ってしまったと、その結果が歴然と

あらわれてるんじゃないかなというふうに理解をいたしておりますが、この点に関し

まして担当課なり、どのような総括をされておるのか、あるいはこれだけの激減に対

してどのような対応なり、対策をされておるのか、その検討について調査をされてお

ればお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（後山 幸次君） 委員長。

○決算審査特別委員長（斎藤 和巳君） それでは、最初の質問であります固定資産の

不納欠損でございます。706万9,200円という多額な金額を不納欠損処理しな

くてはならない状態になったわけです。それは平成7年から15年間の分でございま

して、平成7年に産業振興条例によりある業者、これは名前を上げることはできませ

んけれども、今実在してるのでございますけども、産業振興条例に3年間は町との分

で免除していたという形でございまして、それが3年過ぎまして、また新たに特例に

よりまして、次に2年間を免除していたということでございまして、そして、この

3月31日現在においては、15年前以前の固定資産税については平均60万ばかり

なんですが、年間にして、その分は今まで時効にならないような処置をしてなかつた

という方でございまして、結局収納に行っても、もう時効だからという格好で、全然

話を受け付けてもらえないという形でございまして、今回も一般会計において和解金

というような話も出とるわけで、それと全く同じでして、裁判しても、結局は時効に

処置をしてなかつたということで、大変裁判しても非常に難しいだろうというような

思いの中から、もうそうすると、不納欠損していく処理しかないだろう
というような

経緯のもとで、そういう処置をしたというところの一応担当課の説明
でございました。

第2点目の子育て支援センターにつきましては、残念ながらその分
に関しましては

別に審査という過程では話が上がっていなかつたわけですけども、先
ほど滝元議員が

言われましたように、今まで津和野地区で子育て支援センターを幼
花園のほうでや

っていたというのが直地児童館になったということで、場所的にちょ
っと若干津和野

の町より遠くなつたというのが私個人としても、別に審査してないん
ですけれども、

個人としてもそれが大きな要因ではないかと、そのように推測される
わけでございま
す。

以上でございます。

○議長（後山 幸次君）ほかにありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君）ないようですので、一般会計につきましては、

以上で質疑を

終結いたします。

次に、特別会計について一括して質疑をお願いいたします。特別会計

はありません

か。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君）ないようですので、以上で決算審査特別委員

長に対する質疑

を終結いたします。

続きまして、討論、採決に入ります。

議案第106号平成20年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定

について、これ

より討論に入れます。

まず、原案に反対者の発言を許します。14番、竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君）平成20年度一般会計決算認定につ

いて、反対の立場で討論いたします。

まず、18年度より予算規模が10億円余り縮小されている中で、黒字決算になつたということは行財政改革により歳出削減に努められた結果であり、また、その中で繰り上げ償還に努め、財政力指数改善に努められたことは評価したいと思います。

私は当初予算に反対しております。その理由として、町民の暮らしに直接かかわる民生費の実質的な減額、教育費の中で小中学校で教えることに直接かかわる教育振興費の減額、全体的に負担金・補助金の見直しが余り進んでいないこと、そして、20年度から後期高齢者医療制度が始まることにより、一般会計からの繰り出しが始まっていることなどを上げております。

決算を見てみると、民生費は、19年度より1億1,632万円増

額になってい

ますが、後期高齢者医療特別会計への繰り出し金約1億7,900万円、

幼花園建設

費5,364万円などが含まれており、実質は減額になっています。特に、不用額が

838万円と多額になっています。年度末で精算してみるとわかりにくい項目もあ

るかと思いますが、できるだけ早い段階で処理し、補正をかけて有効に使っていくこ

とも大切ではないかと思います。特に、民生関係は増額の必要な項目がたくさんある

と考えます。

次に、教育費についてですけども、前年度と比較すると、小学校費約78万円、中

学校費約174万円、合わせて250万円余りが減額です。教育費全体では、前年比

約4,400万円の増額になっています。その主なものは、森鷗外記念館関係の絵画

購入など2,640万円と旧堀氏庭園修復関係3,230万円です。文化財を守るとい

うことは重要な事業であり、国からの補助が出るとはいえ、この財政の苦しいときに

優先すべきことは何かを考えた財政運営でなければならないと考えます。

次に、後期高齢者医療制度について、国の政権交代が行われた結果、廃止の方針が

打ち出されています。高齢者差別の何物でもないこの制度が、一般会計に入れられた

こと自体が間違っていると考えます。

全般的に言えることは、不用額が多いということです。たくさん残して……

○議長（後山 幸次君） ちょっと私の聞き違いかもしれません、一般会計から今反

対討論していただいておると思つたんですが、後期高齢者の分を言われたように思

いますが。

○議員（14番 竹内志津子君） 一般会計に関連しているのでちょっと出させてもら

ったんですが、この制度が一般会計に入れられたこと自体が間違っていると、一般会

計の中に含まれていましたので出させていただきました。

全般的に言えることは不用額が多いということです。たくさん残して基金をふやす

ということは大切ですが、本当に不用なのかどうか、精査する必要があると考えます。

また、負担金・補助金についても精査し、不用と考えられるものは思い切って廃止す

る必要があります。食糧費についても不適切なものが含まれており、精査する必要が

あります。

最後に、合併して4年目に入っているのに統合がなされず、予算配分が不均衡なも

のがあります。中でも民生関係ですが、健康づくり事業、そして、教育関係で、公民

館事業について、津和野地区と日原地区での事業と予算配分に大きな差があります。

これでは不公平感もぬぐえず、一体感の醸成も図れません。

以上のようなことから、私は平成20年度一般会計決算の認定に反対いたします。

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 続いて、原案に反対者の発言を許します。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、討論を終結いたします。これより議案第106号を採決いたします。この決算に対する委員

長の報告は認定

であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立多数であります。よって、本案件は委員長報告のとおり

認定することに決しました。

続いて、議案第107号平成20年度津和野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。14番、竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） 平成20年度津和野町国民健康保険特別会計歳入歳

出決算の認定について、反対の立場で討論します。

国保関係のみだったら反対の理由はないのですけども、この国保会計の中に後期高

齢者支援金というものが含まれており、そこから今度後期高齢者医療会計のほうへ繰

り出しされるということになっておりますので、後期高齢者医療制度そのものに反対

という立場から、この国保会計に反対をいたします。

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。（ほかに討論はありますか。）

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第107号を採決いたします。この決算に対する委員長の報告は認定

であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立多数であります。よって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

続いて、議案第108号平成20年度津和野町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第108号を採決いたします。この決算に対する委員長の報告は認定

であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

続いて、議案第109号平成20年度津和野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第109号を採決いたします。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、本案件は委員

長報告のとおり

認定することに決しました。

続いて、議案第110号平成20年度津和野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決

算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。14番、竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） 後期高齢者医療制度そのもの、差別医療の何物でも

ないというこの制度に反対ですので、この会計にも反対いたします。

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） それでは、原案に反対者の発言を許します。
ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。（ほか
に討論はあります
ませんか。）

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第110号を採決いたします。この決算に対する委員長の報告は認定

であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立多数であります。よって、本案件は委員長報告のとおり

認定することに決しました。

続いて、議案第111号平成20年度津和野町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算

の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第111号を採決いたします。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

続いて、議案第112号平成20年度津和野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第112号を採決いたします。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

続いて、議案第113号平成20年度津和野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第113号を採決いたします。この決算に対する委員

長の報告は認定

であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、本案件は委員長報告のとおり

認定することに決しました。

続いて、議案第114号平成20年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第114号を採決いたします。この決算に対する委員長の報告は認定

であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

続いて、議案第115号平成20年度津和野町電気通信事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第115号を採決をいたします。この決算に対する委員長の報告は認

定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方

の起立を求めま

す。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

日程第12．議案第116号

○議長（後山 幸次君） 日程第12、議案第116号平成20年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定について、決算審査特別委員長の報告を求めます。委員長。

○決算審査特別委員長（斎藤 和巳君） 報告いたします。

決算審査特別委員会審査報告書。平成21年第6回9月定例会において、本委員会に付託された平成20年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算は、審査の結果、次の

とおり認定すべきと決定したので、会議規則第77号の規定により報

告します。

議案第116号平成20年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定について、

全員賛成で認定されました。

審査年月日、平成21年9月8日・17日、2日間審査いたしました。

審査の結果及び意見概要、議案第116号平成20年度津和野町病院事業会計歳入

歳出決算の認定について、1、平成20年度の収益的事業収入は、4,967万

425円、収益的事業支出は4,376万1,417円で、差引収支は590万

9,008円の黒字決算である。資本的収入は579万2,713円、資本的支出は

1,158万5,200円で、差引収支は579万2,487円の赤字出決算である。

2、本会計は平成19年より設けられたものであるが、津和野町財政指標に悪影響を与えることのないよう早期健全計画に努めるべきである。

以上、意見を付し、本決算を全員賛成の上、認定すべきものと決した。

平成21年9月25日、津和野町議会議長後山幸次様、決算審査特別委員会委員長

斎藤和巳。

以上でございます。

○議長（後山 幸次君） ありがとうございました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第116号を採決をいたします。この決算に対する委員長の報告は認

定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

それでは、後ろの時計で 10 時 10 分まで休憩といたします。

午前 9 時 49 分休憩

.....

午前 10 時 10 分再開

○議長（後山 幸次君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

日程第 13. 議案第 119 号

○議長（後山 幸次君） 日程第 13、議案第 119 号物品購入契約の締結についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（中島 嶽君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第119号物品購入契約の締結についてでございますが、このことにつきまし

ては、かねて予算の上でお認めをいただいております町内の各学校にデジタルテレビ、

あるいは電子黒板等を設置するということで、その購入につきまして、指名競争入札

に付したわけでありますけども、その結果、落札者が決定をいたしまして、現在仮契

約を締結させていただいているわけでございますが、本案件につきまして、議会の議

決をお願いするものでございます。

内容につきましては、教育委員会の次長から説明いたしますので、よろしくお願い

いたします。

〔教育次長説明〕

.....

議案第119号 物品購入契約の締結について

○議長（後山 幸次君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。6番、河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） 私は、予算のときには、これは政府による経済緊急対

策ということで津和野が受けた。そしてそれが津和野の業者に経済対策という形で流

れることに対しては、大変喜んだ一人であります。

そこでお伺いをしますけども、今学校についてのデジタルテレビ及び電子黒板とい

うふうな説明も受けてまいりました。そして台数等々の大まかなものについても予算

のときにお伺いをしたわけですけども、最終的な内訳を教えていただきたいというこ

とと、それと、これを入札をかけるときの配慮と申しますか、私は全体の電気店さん

に配分されるといいなという思いを持っていたわけですけども、それ

はどういうこと
かと言いますと、3,300万以上の入札金額であります。そうすると、
メーカーか
ら仕入れて、そして支払う、その契約等々は当然商売上発生します。
そのときに最
近のメーカーさんというのは、そんなに3カ月も4カ月も待ってくれ
るような状態で
はないはずであります。となると、3,000万近いお金を預金の余力
がある店でな
いと、入札にどうしても入っていけない。そういう観点から、私はこの
金額を見ます
と、そういう余力のない家等々へ配分をされるのなら、それなりのテリ
トリーを決め
るとか、そういう細分化をすることによってその余剰金がある程度
の負担で済むな
という思いでおりました。
そこでお伺いをしますが、明細の、機器の明細、そして設置場所等々
をもう一度御

説明していただきたいということと、どういった配慮をなされたかとい
う2点をお伺いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 水津教育次長。

○教育次長（水津 良則君） それでは、この物品の内訳の御質問でありますのでお答えしたいと思います。

まず地上デジタル放送対応テレビ等整備事業ということで、各学校に50インチのテレビ、それからキャスター付のスタンド等セットになっておるわけでございますが、
トータル55セットということになります。

それから公民館も対象になりますので、各公民館14セットということで、これに合計が2,319万円ばかりになります。

それから地上デジタル放送対応電子黒板等整備事業ということで、これは各学校に電子黒板ということで10校ありますので10セット、ほかにデジタ

ルビデオカメラ、

デジタルカメラというのも各学校に購入することにしておりまして、

この合計が

1,017万6,000円ということになっております。

3,300万ということで高額であるということで、業者のはうが大変ではなかろ

うかという御質問であります、裏面のほうに契約書をつけておりま
すが、その5条

のところに、一括ではなしに納入された額の物品の対価の額以内で分
割払いができる

ということですので、全部を業者がいちいち立て替えるとい
くことはなるべく

ないようにならうに考えております。

○議長（後山 幸次君）ほかにありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君）ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず本案件に反対者の発言を許します。あ
りませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第119号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立多数であります。よって、議案第119号物品購入契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第117号

○議長（後山 幸次君） 日程第14、議案第117号平成21年度津和野町一般会計補正予算（第4号）について、議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（中島 嶽君） 議案第117号について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成21年度津和野町一般会計補正予算（第4号）についてでござりますが、歳入歳出それぞれ2億7,017万8,000円を増額をさせていただきまして、歳入歳出それぞれ予算総額80億9,464万8,000円とさせていただいたいというものであります。

歳出の主なものは、総務費では、かねて議決いただいております裁判で和解が成立

をしたことに伴う和解金20万円、公共施設木質ボイラー調査設計業務委託料が

832万7,000円、防犯灯警備修繕料327万9,000円、年金徴収システム委託料317万1,000円。民生費では、養護老人ホーム負担金1,554万円。衛生

費では、新型インフルエンザ発熱外来建設事業 1,869万円、医師・看護師等確保

対策補助金 1,320万5,000円。農林水産業費では、地域ブランド推進事業費

804万6,000円、バイオマстаун津和野事業 2,344万7,000円、里山

森林整備事業費 718万7,000円、森林施業地管理事業費 407万4,000円、

県産材木材の活用住宅等支援事業費補助金 235万円。商工費では、緊急プレミアム

商品券補助金 2,104万7,000円、緊急信用保証料補給金、これは減額でござい

ますけども 350万円、まちごとユビキタス美術館事業 9,856万4,000円。土

木費では、町道整備事業費 4,000万円をそれぞれ計上させていただいております。

歳入の主なものといたしましては、地方交付税 1,100万円、国庫補助金で地域

活性化経済危機対策交付金 1億5,781万2,000円、地域情報通信

技術利活用交

付金9,848万6,000円、県支出金では、頑張る地域応援総合事業

費補助金

288万円をそれぞれ計上させていただいたところでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、

よろしく御審

議のほどお願い申し上げます。

(担当課長説明)

.....

議案第117号 平成21年度津和野町一般会計補正予算（第4号）

.....

○議長（後山 幸次君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。6番、河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） まず9ページの真ん中のところ、修繕費、修繕料であ

りますが、これは省エネタイプの防犯灯の取りかえというふうに予算の御説明を受け

ましたけども、どことどこのあたりを予定をされているのかをお伺いをいたします。

その次に、10ページの工事請負費、保健衛生総務費の中の工事請負費ですが、こ

れはインフルエンザ関連でというふうな御説明でしたけども、どこの場所をそういう

ふうな対応のそこの場所と指定をして、恐らく隔離のような形の場所を想定している

んだとは想像はしますけども、どこを当てにしているのかということ、それをお伺い

をいたします。

そして、その次の医療対策費の中の医師・看護師等の確保等対策補助金というふう

に出ておりますけれども、その使途内容について、もう少し御説明をいただきたいと

思っております。

その次の農業振興費の中の蚕を飼う場所の工事請負というふうに御説明を受けまし

たけども、恐らく旧日原の中学校寮の中の改裝かなというふうには思
っておりますが、
どこをそういうふうな場所として指定して、将来的にどういうふうに
しようとされて
いるのかお伺いをいたします。

その次の農業担い手支援センター費の中の負担金補助金の中で、ト
ラクター等々の
御説明がありました、土づくり補助金の中にですね。これは相手方法人
はどこの方な
のかお伺いをいたします。

その次の農林水産費の中の機械器具費、備品購入費も、これもどこが
受けてるのか
ということをお伺いをいたします。

最後に 12 ページのまちごとユビキタス事業費の中の委託料及び工
事請負費等の予
算でありますが、どのような委託であるのか、そして工事請負費といい
まして、私た
ちは津和野に住んでおりますので、ユビキタスの端末及びその発信機

というのを工事とし
てますけども、それらとどういうような関連があるのか、また新たなも
のを組み込んでいくのか、その辺をもう少し説明をいただければと思つ
ております。

○議長（後山 幸次君） 総務財政課長。
○総務財政課長（右田 基司君） それでは、9ページの諸費の修繕料
の327万

9,000円でございますが、これ防犯灯を修繕するわけですが、これ
を新しい技術
の防犯灯ができまして、これをつけることによって、電球自体も切れな
くなる、それ

と電気量も少し軽減できるということで、維持管理が節約できるよう
な、そういう防
犯灯ができるわけですが、少し経費は一般の防犯灯とはかかるわ
けですが、この
事業を使って、それをすることによって、今年度維持管理料が少なくな
るということ

で、今回この事業を導入を考えたところでございます。

つくる場所につきましては、今考えておりますのは、少し明るさも出
てくるという

ことありますので、学校周辺を今考えております。今ちょうど森の散
髪屋さんがあ

るところに、試験的にそこへつけておりますんで、夜通られたら見て
ただければと

思いますが。そうしたものをつけております。堀野さんですかね——の
散髪屋さんの

角のところ。ちょっとあの辺もちょっと試験的につけておりますので、
見ていただけ

ればというふうに思います。

○議長（後山 幸次君） 健康保険課長。

○健康保険課長（安見 隆義君） それでは、工事請負費のこういうこ
とで感染症外来

の建設事業ということで、この事業につきましては、地域活性化経済危
機対策の事業

になっておりまして、実施をするものでございます。

今私たちが考えておるのは、前にも、6月議会でも出ましたように、
今の新型インフルエンザが、当初は鳥インフルエンザを想定したものを国としては
やっておりまし
て、それで大変厳しい状況で発熱外来とかいろんなものをやっており
ましたが、今は
大きく変わっておりまして、発熱外来も——外来というか相談もなく
しまして、どの
医院にかかるもいいと、こういうような状況になってはおります。
しかし、今後やはりアジアにおける鳥インフルエンザが出た場合に
は、また大変な
状況になるだろうということで、津和野共存病院の下水道の処理施設
が建っておりま
す。これにつきましても前回のところで解体をしたいと思いましたが、
なかなか予算
等も町単独ということになりますので見送っておりましたが、今回そ
こを取り壊しま
して発熱外来をつくっていきたい、そういうことで、どういうようなも

のになるかと

いうのは、また今後きちっとしていかなきゃういけませんが、一応 3 部屋ぐらいをつ

いって、待合室を、それと診察室を、そして薬を受け取ると、こういうようなことを

そこのところに 3 室を設けてやっていきたいとこういうふうに考えております。それ

で解体費が一応 806 万 4,000 円、建物新築工事が 987 万円、設計管理料につ

きましては、その上にあります 75 万 6,000 円ということで、1,869 万円を予

定しているところでございます。

続きまして、負担金、補助及び交付金のところで、医師の関係のものでございます

けれども、これにつきましては、6 月に出させていただきまして、今回また 1,320 万

余の増額をさせていただくものでございますけれども、医師、看護師、それから介護

福祉士、管理栄養士、O T、P T、それから事務、それから介護助手、
このような方
の賃金等に充てさせていただきたいと。そして、これにつきまして、こ
れを10分の
10でやらせていただきますと、町の交付金はその分だけ少なくなる
と、こういうも
のでございます。

以上でございます。（発言する者あり） 賃金というか、過去の基本給
とかそういう
手当とかそういうものについて、充てさせて負担金として出させてい
ただきたいとい
うものでございます。

○議長（後山 幸次君） 農林課長。
○農林課長（大庭 郁夫君） それでは、私のほうからは農業振興費の
関係の御質問を
いただきましたので御回答申し上げます。

この中の工事請負費でございますけども、これは議員さん申されま
したように、日

原中学校のむつみ寮でございます。ここを予定しているところでござ

いまして、ここ

全体はかなりの面積がございますけども、この建物の一部改修という

ことで、あそこ

に食堂が真ん中部分にございます。食堂部分と厨房のところ、食堂部分

を飼育室とし

て考えております。それから厨房がありますけども、ここを桑を置いて

おく場所とす

るものでございます。

それからあと上族の関係を3部屋ということで、これはそれぞれ個

室でございます。

鉄筋コンクリートづくりのほうの建物のほうでございますけども、こ

のほうの3部屋

を上族室として改修いたします。それからもう一部屋はあそこに教育

委員会の関係の

キャンプ用品等のものもございますので、これを納める部屋も1部屋

置きます。そう

いったことで4部屋ほど個室を改装すると。

それからあとトイレと休憩室ということで、全体でおよそ300平米ぐらいの改修

をするところでございます。ですから、残った部分といいますか、2階等へは上がり

ないように、それぞれ壁を設ける中で改修をするということあります。

それから次に御質問をいただきました、まず担い手支援センター費の負担金補助の

関係で、マニュアスプレッダーなりトラクターの関係でございますけども、マニュア

スプレッダーにつきましては、西いわみ水電協の津和野支部でもって管理をしていた

だくということでございます。これに基づいて、あとはビーフ牧場のほうで実際には

作業のほうは当たっていただく形になろうかと思います。

それからトラクターにつきましては、フロンティア日原のほうへ導入するというも

のでございます。

それから林業振興費のほうの備品購入費でございますけども、これは一つは里山森

林整備ということで、チッパーシュレッダーというのがございます。その機械を導入

いたしまして、これが大きいのが1台、それから中型を1台、それから緊急雇用対策

で今森林組合が購入しております機械を買い上げるという形で計3台持つわけでござ

りますけども、この中のこの3台をシルバー人材センターのほうで管理をしていただ

くということで、これは一般の方々にも貸し出しをする方向で考えているところでござ

ります。そういった中で里山のいろんな不要木といいますか、今竹林がかなり広が

っておりますので、そういうものを整理をしていただくということです、貸し出し等

をしながら活用したいというふうに考えております。

それから、この事業であとはGPSのコンパス測量システム等の導

入を考えている

ものでございます。

以上であります。

○議長（後山 幸次君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山岡 浩二君） それでは、12ページのまちごとユ
ビキダス事業費

につきまして、事業内容をもう少し詳しくという御質問がありました
ので、お答えを

したいと思います。

河田議員さん、現行のシステムについては御存じかとは思いますけ
ども、少し現行

の課題等もありますので、説明をしますと、現行は、現在のシステムは
平成15年に

導入をいたしまして、国土交通省の直接、津和野町での実験としまして
16、17、

18と、3カ年実験が実施された後に津和野町に譲渡を受けて、現在活
用をしている

ものでありますが、現在、携帯の端末につきましては10台しかありま

せん。

それから、端末機が大きくて重いとか、データ量が少ないとか、バッテリーがすぐ

なくなってしまうとか、ユビキタス技術が始まりました当初のもので
ありましたので、

そういう課題を持ちつつ、現在活用をしておりました。そういうことを
解消したいと

いうこともありましたので、その辺の解消に向けて、こういう 10
0 % の補助金

事業がありましたので、申請をして認めていただいたところであります
す。

内容につきましては、先ほど言いました現行の課題であります端末
機を軽量化する、

それから、データも現在のものに比べてかなり豊富な動画とか、音声、
文字、画像は

もちろん動画も扱えるようになるという、それから、バッテリー利用量
も飛躍的に増

加をするというようなことが解消できるというふうに思っております

し、端末機もこの予定では50台にふやしていきたいというふうに思っております。それから、基本的にはそういうことで、基本的な利用方法は同じなんですが、根本的に違うことが何点かありますて、先ほどの改良点以外には、現在のものは屋外にポートがあって、それに近づくとデータが入るということなんですが、今回は屋内で使えるようになるということですので、美術館や資料館の中でのポートの設置を検討することを考えておりまして、屋外と屋内、両方での活用によって、津和野は美術館とか資料館、大変多くありますので、よりいいデータをたくさんお客様さんに提供することによって、観光客の増加につなげていけるのではないかなどいう点が改良点の1点であります。

それから、もう一つの大きな1点は、今は専用の端末機を貸し出して

の利用のこと

なんです。それについては改良はされますけども、基本的には変わりませんが、もう

一点は、皆さんお持ちの普通の携帯電話で利用ができるようになると、
ポイント、ボ

イントに行きまして、QRコードというのがあるんですが、それを読み
込むことによ

って、あらかじめ入れてあるデータを皆さんお手持ちの機械を貸し出
ししなくても、

お手持ちの携帯電話でデータの提供ができるようになるということで、
これも大きな

変更点で、期待をかけとるところであります。

それから、そういう課題を克服することで、そういうシステムにして
いきたいとい

う予算なんですが、予算の内容につきましては委託料と工事請負費が
大きくありまし

て分かれておりますが、工事請負費の中には、主には、これは関連のい
ろんな機器、

今の50個の機器もそうですが、それに伴うサーバーでありますとか、

いろんな、本

当は専門的で、私もよくわかってないんですが、非常にたくさんの機器
が必要ですの

で、現行のものをすべて取りかえていくということになるのが主な、機
器を入れて設

置する、設置に伴って工事が必要であるということで、工事請負費に3,
600幾ら

ということです。

それから、委託料のほうですが、その機器を設置するだけでは動きま
せんので、そ

の中のプログラム開発につきましてが5,500幾らのうちのプログラ
ム開発費が

4,600万ばかり、非常にほぼを占めておりますが、そういうことが
委託で発生を

していくほか、あとデータの入れかえとか、システム開発の委託とか、
そういうこと、

それから、当初には運営協議会を設けて、というのは町内のいろんな各

方面の御協力

をいただいでの中のコンテンツの充実とか必要ですので、運営協議会も設けますので、

その運営に関する補助事務が専門家でないとできない部分がありますので、そういう

ことも含んで、一切合財で委託料というふうに考えております。

特殊な機械ですので、なかなか扱える業者も、実はこれは町内業者でということは

なかなか難しいのかなというふうに思って、できるだけいろんな形で町内業者への波

及については考慮はしたいとは思っておりますが、非常に特殊な機械で、日本でもそ

んなに業者がたくさんある部分ではありませんので、その辺の特殊性はあるかと思い

ますが、そういうことで委託料も多額発生をしますけども、そういうものが委託料と

して必要だということで、補助金の申請をしたところあります。

○議長（後山 幸次君） 3番、沖田守君。

○議員（3番 沖田 守君） まず最初に、今回の補正は大半が国庫補助で補正が提

案されるとるわけでありますが、ああして政権がかわって、今、前政権で打ち出した経

済対策というものに対しいささか昨今聞こえてまいりますのは、当時の選挙のとき

も現民主党中央の政権は、一部凍結をするという、こういうような公約でもって動い

てきたという経緯があって、この中身を見ますと、多分それには該当しないだろうな

とは思いますが、まずは凍結されるというような予測がないということを前提でない

と困るがということで、それをお伺いしたいことと。

そして、本当はきょういきなりこの補正でありますから、私は河田議員がだあつと

質問かけましたので、それで結構ではありますが、本当は款ごとに質問を議長は投げ

かけて、これは議長にお願いだったんですが、遅くなりましたが、もう

それで結構で

すが、本当は款ごとに質疑をしてというふうなことをぜひ望みたかつたわけでありま

すが、もう既に質問が全款にわたってなされておりますから、それに従ってやります

が、1点は、前段申し上げたことと。

そして、私もこの歳出の中でいささか問題だなと思いますのは、10ページの農林

水産業費の、要するに、農業振興費の中で、今説明を聞きますと、日原中学校のむつ

み寮跡、ここを改造して蚕の上蔟をするというようなお話が出てきましたが、これは

今まで余りそんな話を聞いたこともないような提案であって、さらにこの相手方は一

体どうするのかということもぜひ聞きたいんですが、そこをどこに使わすのか、町は

直営でやるのかどうなのか、今まで我々が説明を聞いてきた範囲内では、にちはら総

合開発研究所という会社が設立をされて、町費をもって、多分これは冬虫夏草という

ものを製造していく過程の中で、蚕を飼おうと、こういう構想であろう
というふうに

推測できますが、本来にちはら総合開発研究所という会社が起きて、こ
こに町費はか

けないと、彼らの会社でもって自発的にやっていただくんだという、こ
ういう説明を

ずっと聞いてまいりました。

それがここに来て突然、国の経済対策とはいえ、こういうふうな予算
提案がなされ

るというのはまことにいかがなものかと、経過を少しほは説明をいただ
いておればいい

ですが、全く今まで我々は聞いておらない、こう思いますので、ここを
よくわかるよ

うに、理解ができるように説明願いたい、そこを改造して一体どこに任
せるのか、多

分今申し上げたようなところではないかなと推測はいたしますが、そ

こら辺の経緯を
含めて説明いただきたい、こう思います。

それから、すべて農林水産業関係になりますが、先ほど説明をいたしましたが、

11ページの農業担い手支援センターに負担金及び補助金等々で2,3
44万
7,000円という補正ですが、ここで説明資料ちょうどいして
おりますから、

これを見ると、2,300万の内訳はバイオマスタウンつわの事業、こ
れに該当する
わけですね。バイオマス資源の加工等補助金ということ、大豆用コンバ
イン、乾燥調
整機械1,452万3,000円、土づくり補助金、マニュアスプレッダ
ー、トラク
ター購入892万円、こうあるんですが、これはそれぞれ、先ほどの説
明聞くと、J
A西いわみであったり、フロンティア日原であったり、そして、農業支
援センターと

いうふうにお聞きしましたが、特にバイオマスというふうなことでと
いうことになる

と、たかがこんなことで、そんなものが果たして役立つものになるのか
どうなのかと

いう危惧を抱いてるということ、もう少し大々的な、同じやるのならも
うちょっと

大々的なことをやらないと、バイオマスになるのかならないのか、これ
こんなことで

小手先の細工のような気がしてならないということをお聞きをしてお
きたいと、こう

思うんですが、以上、3点ほどとおりあえずお願ひしたいと思います。

○議長（後山 幸次君）町長。

○町長（中島 巖君）最初の1点の御質問についてお答えをいたし
たいと思います

が、御指摘ございましたように、今回の補正予算（第4号）の財源の大
半は地域活性

化・経済危機対策臨時交付金、これを充てさせていただいているわけで
ございますが、

御指摘ございましたように、この交付金等については前政権、自民党を中心とした政

府によって決定をされて指示を受けたわけでございます。

これにつきましては御意見ございましたように、新政権、民主党を中心とした政府

においては見直しを、補正予算でございますので、国の補正予算の見直しを図るとい

うことは、これは公約的に申されておるわけでありますけども、ただ、私どもとして

は今御意見もございましたように、今回補正をお願いしておる内容のものについては、

本当に地域の活性化につながる財源でございまして、今新聞、テレビ等でも盛んに報

じられております大きなダムの建設を取りやめるとか、あるいはアニメの殿堂の建設

を取りやめるとか、そういう内容のものとは私は全く異にしとるものだという思いを

持っております。

したがって、実はこれも新聞等でも報じておりますけども、県内でもある市等にお

いては、そういう民主党を中心とした皆さん方の思いをかなり重視をされて、補正予

算を組まないといったようなことを明言しとる首長もおられるわけですけども、私は

これは反対でございまして、地方にとってはどういう政権の時代の措置であろうと、

極めて重要なものでありますので、まず予算化をして、あるいは一部執行すると、そ

ういう姿勢を見せないと、新政府におかれましても、地方で必要としていなものな

ら、この際、見直すべきだと、こういう当然理論になると思いますので、私はそれは

そうあるべきではないと、積極的に予算化して、あるいは予算の執行を行っていくと、

仮にそういう状況の中で、恐らくそういうことは新政権もないと思うんですけども、

仮に補正予算の見直しをされるとしても、そういうものについては新政権で新たな予

算措置をすると、そして、地方には迷惑をかけないと、こういう政権をつくっても

らっていかなければいけないと、その姿勢は地方の我々にあるんだと
いう思いがいた

しております。

そういうことで、今回は既に国が決定しております補正予算をもと
にして財源措置

をさせていただいたわけでございますので、御理解いただきたいと、こ
のように思つ

ておるところでございます。

○議長（後山 幸次君） 農林課長。

○農林課長（大庭 郁夫君） それでは、農業振興費の関係でございま
す。若干先ほど

説明が不足していたところで申しわけございませんけども、経過とい
いますか、十分

な回答になるかわかりませんけれども、まず改修に当たりましてはむ

つみ寮を改修す
るということではございますけども、先ほど申し上げましたけども、も
ともと今先ほ
ど言いました冬虫夏草ということは間違いございません。冬虫夏草に
ついては、御存
じのように本町が特許権を持っているものであって、近年ああやって
商品開発もされ
ましたし、販売先も急増したというような情報があるわけでございま
して、今後原体
が不足するというようなこともございます。
そういう中で、今は養蚕といいますか、繭 자체を江津市の桜江町の
ほうから入れ
ておるようでございまして、それがそこに委託している農家のほうも
高齢となったと
いうことで、もうやめたいというようなこともあるようでございまし
て、そういった
中で、本町でこうやった起業がされて、現在に至つるわけですけども、
純津和野産

の繭をつくっていく中で、何とか産業振興ができるかなというところで、今回そうい

った本町で桑を育て、そして、飼育、それから、上蔟までやった中で、

そういうふうに振

興を図っていこうということで計画をしたところでございます。

そして、この施設を選んだのは、あそこは今まだ起債の関係もあった

りしまして、

建物の取り壊しもできない施設でもございますし、周辺の住民の方も

あそこがあいた

状態にあるというのもいろんな声が聞こえてきます。

そういうふうに、そこをある程度改造することによって新たな雇用

も出てきましょ

うし、それから、こここの管理は今ああいったことで閉鎖状態になってお

りますけども、

今度は指定管理施設としてむつみ寮を公募型という形で指定管理公募

をするというこ

とで運営をしたいというふうに考えたところでございます。

そういうふうに、先ほど申し上げましたようなあそこでもって蚕

を飼い、そして、

それを今現在やっておりますのは、にちはら総研さんがやって、あと冬虫夏草を製造

しておるわけでございますので、そういったとこに生かせれば一つの産業として成り

立つのではないかなということで、今回計画をしたところでございます。

それから、もう一点のほうのバイオマстаун構想でございますけれども、これにつ

いてはこの事業を行うに当たって経済対策の中で名前をそういったバイオマстаун

つわの事業というような事業名をつけたところでございますけれども、もともとああ

やって菜の花プロジェクトというのを従来から当町の場合やってきております。昨年

も国の事業を入れましてふるさと地域力発掘支援モデル事業ということで、搾油機な

り、製油機等を入れてまいりました。

そういうものをまたさらにうまく生かせないかなということ、それとこの前、

6月ですか、町の新エネルギー・ビジョンというのも今から策定すると
いう中で、その

計画の中にもこういった構想も入ってきております。入ってきており
ますというか、

入れていくという考え方も企画のほうでございますので、こういう名
前もつけさせて

もらいました。今回はある程度菜種を中心としたものでやっておりま
すけども、これ

はそれをある程度拡大していく中で、家庭から出ます廃油等の回収シ
ステム等もやり

ながら、BDF化まで持っていくという一つの構想の流れの中の一端
であって、まず

は菜種の栽培をしまして、それを搾油、製油、そして、それをまたBDF
化という方

向に持っていくということで、こういう名前もつけさせてもらいました。
そういうた

ことで今回新エネルギー・ビジョンの基本方針に基づいた一環の中で、

私のほうでこの

予算を組ませてもらったところでございます。

以上、回答にならなかつた部分もあるかと思いますが、また御質問、

その点について

てはいただければと思います。

○議長（後山 幸次君） 3番、沖田守君。

○議員（3番 沖田 守君） 最初の国の予算につきましては町長お話のとおりで、

たとえ凍結、あるいは見直しになっても、返す必要は私も全くないと思
いますので、

その姿勢で結構と思いますが、今これ農林課長、冬虫夏草につきまして
もう少し申し

上げたい。にちはら総合開発株式会社、確かに一生懸命おやりになって
るという事実

も承知しております。

それで、あたかも冬虫夏草が今日、日の目を見て、商取引が非常に盛
んになって、

冬虫夏草の原料というか、冬虫夏草そのものが不足をしてきたと、こう
いうふうな説

明も今あったわけですが、冬虫夏草を製造するために膨大な経費がか
かって、コスト

が非常に高いと、従来、旧日原の当時のことではあります、シルクの里
づくり構想が

挫折をし、それが変化で冬虫夏草という事業にある意味では衣がえを
して、そして、

何とか乗り切ろうとしましたが、これまたコスト高で、とてもじゃない
が取引に応じ

られないというような状況が続いて、これも一たんは挫折をしたとい
う私は経緯が厳

然としてあると思う。

昨今はそうであっても、そういう高いコストであっても、取引が本当
にできるとい

う見通しが立てるのかどうなのかということが私は知りたいわけ、
そういう事実が

あればどこであろうと、施設を改造して大々的に冬虫夏草の製造に取

り組むというの
は、町の姿勢として、あるいは産業振興として当然のことなんですが、
そんな見通し
もないままに事を進めると、旧日原の二の舞になるというおそれがあるから、私はあ
えて申し上げるんですが、そこら辺は我々に説得するだけのものをお
持ちなのかどう
なのかというのを私はまずお聞きしたい。
それがないままに進めるということになると、この補正を認めるわ
けにいかないと
いう気がするから、たとえ国の経済対策で出る 100% の補助だから
という、そんな
甘いものでやるべきではないと、禍根を残すことになっては相ならん
と、苦い経験が
あるわけですから、それを教訓にしていただかないと、その見通しにつ
いてまずはお
尋ねをしたい。これ担当課長だけでなしに、町長にも副町長にもきちっ
とした答弁も

らわないと賛同はできない、私はこう思いますよ。

○議長（後山 幸次君） 沖田副町長。

○副町長（沖田 修君） 今、沖田議員のほうで言われましたが、経緯的には大変、

旧日原時代から高いハードルの中で物事が進んできたということは間違いないと思い

ます。

ただ、今日時点でやはり地場産といいますか、国産といいますか、そういういったもの

が非常に日の目を見ておる、それは単に冬虫夏草だけではなくて、例えば、鮎である

とか、栗であるとか、やはり国産、あるいは地場産、要は、トレーサビリティー、出

どこがはっきりしとるようなものについてはプレミアムがつくという
ような状況が今

発生をして、現に物も流れつつあります。

そういう中で、冬虫夏草につきましても、今日的には従来と違って非常に引き合い

も多いというのも事実でございます。そういう中で、いろんな試算を行いまして、

まず桑を栽培する、桑を幾らで買い上げる、それをもとに農家の人がから
買い上げる、

それをもとにこの施設で蚕を飼う、さらに繭ができれば、それに冬虫夏
草の菌を接種

をしてと、一連の作業の流れの中で、当然コスト計算をしまして、その
前提の中で、

できると判断をいたしまして、このような施設の改造、その他システム、
そこまで計

算をした上で決断をしたというふうな状況でございます。数字的につ
きましては課長

のほうがわかつるとかと思いますが、当然そういった厳密な計算をし
た上での事業の

発進というふうに御理解をいただけたらと思います。

○議長（後山 幸次君） 3番、沖田守君。

○議員（3番 沖田 守君） 3回目ですから最後になりましたが、
厳密の計算のも

とにということありますから、それを極力我々も信じたいと思いま
すが、だから、

私は前段——前段というか、この本会議にかける前にでも、冬虫夏草を
製造する過程

について、もう少し全員協議会か何かでもって説明をしていただいて、
現コストがど

の程度になって、どういう取引が今日沸いてきてるのかと、したがって、
こういう事

業を地元の産業として育てたいという、そういうものを説得してくれ
ないと、いきな

りこういう補正でぽんとかけられて、我々は特に長いことそれにかか
わってきた経緯

がありますから、また二度とそのようなことを起こしたら、これは合併
した新津和野

町の大損害というか、汚点というか、になるわけでありますから、そこ
ら辺を懇切丁

寧に議会に説得をいただくと、せめてこういうふうなコストでもって、
こういう取引

が生じてきたと、今副町長言われるように、日本産であり、地元でこういうものがあ

るときには、これは間違いなく原体で販売するのか、原体はまたそれを確保していく

のかというようなことも全然見えてこない。

今のお話だと、取引が起きてきたと、こういうお話ですから、どこかが原体という

ものを購入する希望がふえてきたと、こういうことでありましょうが、当時富山化学

工業という中堅というか、薬品会社まで入れて、あれだけ鋭意努力したにもかかわら

ず挫折した経緯というものは十分教訓に生かしてもらわないと、二度と失敗は許され

ないと思いますから申し上げた次第でありますが、副町長の今の答弁を信じて、ぜひ

これが成功するように、それから、農林課長の答弁は具体的には言いませんでしたが、

いざれそれは指定管理をさせようとさせまいといいですよ。

にちはら総合開発研究所という会社が起きて、事実それをやってる
んだから、そこ
にお任せをして、そこで成功裏をおさめてもらうという、こういうこと
をぜひともお
願いしておきたいし、今後でも結構であります、もう少しこういう段
階まで来てお
るというものをぜひとも説明いただきたい、こうお願いをしておきた
いと思います。

○議長（後山 幸次君）町長。
○町長（中島 巖君）貴重な御意見をいただきました。副町長から
お答えしており
ますように、現状いろいろと変わってきておる面もあるわけでござい
ますけども、機
会を見て、そうした状況については改めてまた議会の方にも御報告を
させていただく
ということにぜひともいたしたいなど、このように考えておるところ
でございますの
で、御理解をいただきたいと思っております。

それから、これも副町長がお答えしておりますけども、私も就任いたしましたから

冬虫夏草のことについては、歴史的経過については十分把握をしておるというわけで

はございませんけれども、すべての原材料を他から仕入れてやっておると、しかもそ

れが十分に入ってくるという体制でもないという話も聞いてきました。

そういうこと

ではいけんではないかと、まずは我が町で蚕を生産し、さなぎを提供で

きる、そうい

うことを基本的に考えにやいけんのじゃないかと、100%というわ

けに早い時点で

なるとは言えませんけれども、少なくとも農家の皆さんに桑を栽培し

ていただきて、

そして、蚕を飼っていただきて、そのさなぎを提供してもらうと、そ

すると、一面

では農業の振興にもつながってくる面があるんじゃないかと、いつま

でもよその町村

にすべてを依頼してやるということではだめだということを4年間内
部で言ってきた

わけですが、そうしたことも踏まえて、最近の冬虫夏草の需要の
状況等も踏ま

えて、何とか少しでも地元で、そこに直接手が加わることをやろうじゃ
ないかという

ことで、今回こういうふうな試みをさせていただいたわけでございま
すので、その点

はどうかひとつ御理解をいただいて、予算の御審議をいただきますよ
うにお願いを申

し上げる次第でございます。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。14番、竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） まちごとユビキタス事業についてで
すけども、1億

円近いものを使って開発工事をされるということなんですが、それは
津和野の観光に

とって必要なことなんだろうと思いますが、私が懸念するのは、こうい
うすばらしい

施設等ができたとして、津和野の地元の方たちがこれで観光がますます活性化すると

いうような思いにどれだけなっておられるんだろうか、だから、こういうすばらしい

施設をつくってもらえるから、自分たちも観光事業に対してもいろいろな面で、今までに

ないようなことをやりながら頑張っていかなくてはいけないなというような、そういう

う思いがどれだけ高まっているか、その辺が非常に心配なんです。

こんなすばらしいものつくって、それが本当に有効に生かされることが大事なの

で、それで今沈滞している町の状況がますます元気を取り戻すということが必要だと

思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（後山 幸次君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山岡 浩二君） 議員さん御指摘の点につきまして、もちろんこの事

業導入によりまして津和野の、はっきり申し上げまして停滞というか、

減少傾向にあります津和野の観光にとって非常に大きな意義があるというふうに考えておりますし、過去にも同じようなものを入れておりますが、それが不十分であったということで、うまく補助金を生かしながら、それをより有効なシステムに仕上がるということです

ので、町の方も一緒に参加を、もちろんこの導入の中で、町のすべての皆さんというわけにはいきませんけども、御参加いただいた上で、システム構築を図っていく部分

が多分にありますので、そういうところで意識も高まっていくでありますし、このシステムが津和野観光にとって、今非常に重要なものであるというふうな認識を持ちましたので導入を始めたということありますし、さらにそれが行き渡ってないと

いう、もし議員さん感覚がお持ちでありましたら、そういうことには今

後さらに気を

つけて、町民の皆さんと一緒に一体となったシステムづくり、観光づくりに今後も心がけて

いきたいというふうに思っております。

○議長（後山 幸次君） 14番、竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） 1点ですが、システムづくりに対して町民の方がいろいろ協力されてつくっていかれるという、そこはわかるんですけども、そういうす

ばらしいものができるので、まず自分たちも本当に町の活性化に向けて、今までにな

いようなことを頑張っていこうではないかというような、そういう意欲的なものが見

えるかどうか、本当何か、宝の持ち腐れになってしまっては本当、今国のお金

100%、1億円近いものをもらひながら、それが有効に生かされないと、国がやつ

てる無駄遣いの精査というようなことにもかかわってくると思います

ので、本当に今
町の人たちがシステム以外でどういうようなやる気を起こしておられ
るかというよう
なこと、意欲みたいなものをお聞きしたいんですけど。

○議長（後山 幸次君） 商工観光課長。
○商工観光課長（山岡 浩二君） このシステム自体につきましては、
観光客の皆さん
にガイドシステムを、いろんなアイテムを準備させていただいて、選択
肢を広げてい
くことによって、町全体のホスピタリティーといいますか、町全体でお
客様をお迎え
することの一助としても非常に有効なものであるというふうに考えて
おります。もち
ろん、ガイドシステムに関しましてはボランティアガイドさんのアナ
ログといいます
か、人柄によるガイドも人気が大変高いものでありますし、それも選択
肢の一つだと
思いますし、こういう機械によるガイドシステムも選択肢の一つであ

ると、それがさ
らに今回の場合は屋内にも広がるし、携帯電話にも広がるということ
で、システムと
しましてはそういう選択肢を広げることによって、まずは観光客の皆
様に喜んでいた
だけのシステムづくりだと認識をしております。

それから、議員さん御指摘の町民の方のほうの盛り上がりというこ
とだと思います
けれど、これに関しましてはガイドシステムだけに限らず、行政が税金
を使っていろ
んなことをやりますが、それはすべて町民の皆さん支援やバックア
ップがなければ、
空といいますか、空振りになることが多いことは私も常々実感をして
おりますので、
そこは行政としても情報発信は頑張りたいと思いますが、情報を受け
ていただいた町
民の方がさらにそれを有効に受けとめていただいて、さらにこちらに
も御協力または

御指摘等をいろいろいただきながら、町民の方のほうでも盛り上げて
いただきたいと、

これは個人であれ、自治会であれ、いろんな商業団体であれ、そういう
いろんなレベ

ルで、町民の皆さんで、こういう行政が仕掛けていることを有効に活用
を逆にしてい

ただく意識を盛り上げていただきたいというのは、こちらからお願ひ
をしたいぐらい

でありますので、ただ、お願ひするだけではだめで、情報発信はしっか
りしていきた

いというふうに考えております。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。7番、青木登志男君。

○議員（7番 青木登志男君） 先ほどの関連でございますけど、ユビ
キタスのこと

ございます。

○議長（後山 幸次君） 青木君、マイクを。

○議員（7番 青木登志男君） 9,800万というふうなことで10分
の10、結構

なことでございますけども、この企画、先ほど器具等につきまして課長から、るる説

明がありましたけども、これは国土交通省から最低これだけはやりなさいよというふ

うな指導があったのか、町の企画で、先ほどからいろいろ説明されておりますけども、

町で企画したものであるのか、それで結果的にやった後、どういうふうな報告をすべ

きであるとか、そういうふうな内容、報告義務があるのかないのか、そこの辺をあわ

せてお伺いをいたしたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山岡 浩二君） これは国の交付金事業であります、この交付金事

業のシステムの中で、サイズが1億円、5,000万円、2,000万円だったと思い

ますが、そういう選択ができるようになっておりまして、それで2,000万円でど

のぐらいのことができるか、5,000万円でどのぐらいのことができ
るか、1億で

どのぐらいのことができるかという検討をしまして、津和野の観光に
有効なシステム

改良については1億円規模でないと、いいことはならないということ
を検討しました

上で1億円を選びました。約1億円、9,800万ですが、そういうこ
とで内容重視

で選んでいって、1億円の予算サイズは決めております。

それから、特殊なこういう大変多額な上に100%補助金でありま
すので、従来の

2分の1とか3分の1とかの補助制度と若干違い、ほぼ国の直轄事業
のような色彩も

強くありますので、報告といいますか、これはすべて国に伺ながら行
い、最終報告

もし、ランニングに入ってからも逐一詳しく国ほうへ事業報告をし
ていくというこ

とになります。

○議長（後山 幸次君） 7番、青木登志男君。

○議員（7番 青木登志男君） 具体的にメニューはどういうふうなことを、最低これ

はやって、その分についての報告はこれをしなさいよというふうな丸投げでないとい

うんでしょうか、ひもつきといいましょうか、こういうことは最低報告しなさいよと

いうふうなことがあったのかないのか。

○議長（後山 幸次君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山岡 浩二君） 事業が始まっておりませんので、詳細なことは今ち

ょっと記憶がないし、ちょっと要綱も今持ち合わせておりませんが、とにかく事業、

予算取りのときから非常に国とはやりとりを詳しく進めておりますし、それから、事

業が始まりましたら当然経過報告、実績報告、それから、終わって貸し出しといいま

すか、そういうのが始まても、年に1回の最低の事業報告はするよう

な記憶があり

ます。それ以上のこととは済いませんが、ちょっと今記憶しておりません。

○議長（後山 幸次君）ほかにありませんか。6番、河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君）今までの質疑等々でユビキタスの件ですけども、確認

をとっておきますけども、あくまでも一番最初の入り口は国交省が大都会における目

の不自由な方及び耳の不自由な方、そういった障害者の方々がつえ等々がなくとも歩

ける道のそういうシステムを開発していきたいんだということから、

実験場として津

和野を実験場にさせてくださいというのが入り口だったと思うんですね。そのために

それじゃ津和野町は観光立町ですから、そういった観光事業に当てはめながらの協力

をいたしましょうというのが最初でありまして、観光事業のためにこれが来たわけで

はないということで私は今までずっと認識をしておりましたが、それ

で間違いないん

でしょうか。

○議長（後山 幸次君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山岡 浩二君） 平成15年に導入して3年間の実証
実験やったこと

につきましては、河田議員さんおっしゃったとおりで、国交省の事業で
ありました。

今回は総務省でありまして、あくまで観光振興が中心であります。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。4番、青木克弥君。

○議員（4番 青木 克弥君） 3点お伺いいたします。

1番目、衛生費の医師、看護師等確保対策補助金ということで、説明
の中で、これ

は賃金等に充てるんだという説明がございましたが、その賃金に充て
るというのは、

もう少しちょっと、要するに募集をするときの条件の中に、例えばその
不足分がある

のでその補充分に補助金を充てるのかということなのか、あるいは現
在の給料体系が

こうなので、それを補てんするためのものなのか、そういうようなことをちょっともう少し詳しくお伝えください。

それから2番目、農林水産業費の中に、今のバイオマスの関係の説明がございまし

たけども、バイオマстаун津和野事業のことについてと、その中に、

今まで若干の

いろいろな説明がございましたけども、それで使われますこの資源、この説明資料

の中では、バイオマス資源の加工等補助金の中に大豆用コンバインと乾燥調整機械と

いうのがございますけども、バイオマстаун津和野事業と今説明ございました中で

の大豆用コンバインと乾燥調整施設はどう関連になるのか、もうちょっと説明ください

い。

それから3点目、ユビキタスでございますけども、100%特交でござりますけれ

ども、いろいろな条件の中でクリアーをされて今あると思いますが、現在の説明の中

では、これを導入するために若干の議論の中でこれを選んだ、いわゆる交付金事業の

選択のことが今説明がございましたけども、つまり地域情報通信技術利活用推進交付

金の中で、ほかの例えば使えるサイズの事業があって、これこれを検討したけども、

このユビキタスにしたんかどうかということが1点と、それから今この事業を進めて、

完成するわけですが、その後の町のこの事業に対する負担というものはあるのかない

のか、後年度負担、あるのかないのか、そういうことについてお伺いしたい。

○議長（後山 幸次君） 健康保険課長。

○健康保険課長（安見 隆義君） 医師・看護師等の確保の件でござりますけれども、

今黒字にはなっておりませんけれども、ほとんど大変な状況の中で頑張

っておるわけで
ございまして、県外からも看護師さんを今山口県のほうからもバスを
仕立てて雇用し
ているというような状況もあります。そういう確保した人のお金につ
きまして、給与
につきまして、そういうことで補助をしていくということもございま
すし、現在ある
ところの看護師さんの給料を上げてる意味じゃございません。その方
の一部分につい
てもそういう補助もしていきたい。基本的には確保、医師を確保したり、
看護婦さん
確保して、そのことについて今一生懸命やっておりますし、特に老健の
運営につきま
しては、介護福祉士が不足しております。これにつきまして、とくかく
確保をしてお
金を出していきたい。それから介護助手さんも大変不足しております
て、このことが
一番大きいわけですが、こういうことにつきましても今の確保した人

について補助を

していきたい。

それで今の中におる人につきましても、一部についてはそういうことについて給料

を上げるという意味じゃなくて、確保したそのお金の給与についても出していくとい

う考え方でございます。なかなかちょっとわかりにくいかと思いますが、医師確保を

それぞれ全部を確保をして、そのものに全部充てるということではなくて、一部はそ

ういう人についての給与もこの中で出していきたいというふうに考えておるというと

ころでございます。（「ようわからん」と呼ぶ者あり）

○議長（後山 幸次君） ゆっくり説明してあげなさい。健康保険課長。

○健康保険課長（安見 隆義君） 給与というよりも、今出している中の補助をしてい

くということですから、その人の個人に対する給与が上げていくという意味じゃござ

いません。ですから、今確保していく中で、新たにしていくことにつきましても実施、

今のそれを補助していきますし、その中で仮に介護福祉士さん等につきましてもお金

を出していきたいと、こういうことを考えているところでございます。

○議長（後山 幸次君）ほかにありませんか。4番、青木克弥君。（発言する者あ

り）すいません、はい、農林課長。

○農林課長（大庭 郁夫君）バイオマстаун構想の関係でございますけども、これ

も循環型社会の構築ということで、大きな流れの中で、その中でこのコンバインなり

乾燥調整機器等も入れるわけでございますけども、この菜種、先ほど言いました菜種

を中心としたもので考えておりまして、このコンバインにつきましても大豆用といい

ますか、汎用コンバインでございまして、現在も当町にはございませんので、他町か

ら借りたり、小さいのはフロンティアのほうでありますけども、そういったことで今回それを入ったところでございます。乾燥調整につきましては、そういった菜種を中心としたものでもって行うということでございます。資源のまずは栽培から、それからそういういった資源の確保をしていくということで一つの流れの中で導入をするということでございます。

○議長（後山 幸次君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山岡 浩二君） ユビキタス事業についてお答えいたします。

後年度負担ということですが、当然こういうものにつきましては、機器の保守料、それからバッテリーの交換料、そういうことは必要になってまいります。現在のところの試算では、年間に、それからほかにあとデータ更新の手数料とか、あと貸し出し

業務の、この辺は観光協会にやっていただければ実質は要らないのか
もしれませんけ

ども、そういうことが現実としてはあるだろうと思っておりまして、大
体後年度では

年間に、これも多目に見ております。100万ぐらい必要かなとは考
えておりますが。

ただこれにつきましても、今回からは機器貸し出しにつきましては、有
料でお貸しし

たいと考えておりますので、収入が見込まれておりますので、それで賄
えるんじゃな

いかなというふうに考えております。

それからもう1点この事業の採択、申請の判断についてですが、正
直言いまして、

ユビキタス事業を考えましたが、ユビキタス事業の中でもこの津和野
のユビキタスシ

ステムの更新と、それからもう1点全然別のユビキタス活用事業につ
いて検討をいた

しました。そしてこちらの、津和野の観光にとってはこっちのほうが大

事であるとい
う、観光というか、観光から商業、町民生活にとって、やはり優先とし
てはユビキタ
スの更新のほうが先だという判断をしましたので、このシステムの更
新について決め
まして、先ほど申し上げましたように、その中で5,000万、1億、
そういうサイ
ズも詳細に検討して、この事業によるこの規模の交付金事業を申請を
することに決め
たところであります。

○議長（後山 幸次君） 4番、青木克弥君。

○議員（4番 青木 克弥君） 今の賃金の話でございますが、今の説
明では全くわか
りません。給料、いわゆる採用した方の賃金に充てるんだということです
か。何に充
てるんです、その給料を、採用した人の給料を全部出すのかですね、そ
れかその給料
の一部を補てんするのか、今おられる方にもというお話がございまし

たけども、それ
に出すんじゃなくてというお話がありましたが、ちょっとよくわかり
ませんので、例
を挙げて、これこれに、例えば、この部分の何%部分にこれを充てるん
だとかという
ような、あるいは医師確保のための、要するに人が動くための旅費に充
てるんだとか、
そういうような説明をしていただかないとちょっとよくわかりません。
それから、バイオマスの関係でございますけども、要するに、汎用コ
ンバインとい
うことは、要するに具体的に言うと、菜種をコンバインするためのコン
バインだとい
うことですね。それから乾燥機も菜種を乾燥するための乾燥機ですか。
そういう具合
に説明していただかないと汎用で何に使うのか全くわからん。バイオ
マスの構想が何
を中心はどう動いておるのかと、そういう関連をきちんと説明してい
ただきたい。そ

れで確認をしたいと思いますが、いいですか。

○議長（後山 幸次君） 健康保険課長。

○健康保険課長（安見 隆義君） 先ほどからちょっと話するにはどうも私のほうの説

明が悪いのかと思いますが、基本的には確保をした医師、看護師、介護福祉士のそ

いう給与に充てていくわけです。それで最終的には結局一般財源を少なくしてこちら

のほうで出させていただくということになりますので、町の交付金は少なくて済むと、

こういう考え方立てるというふうに思っておりますが。その中で、介護福祉士

さんなり医師、看護師、介護福祉士、管理栄養士、OT、PT、事務、

介護助士、こ

ういう人を今からも、今の人につきましても一部をお支払いしますが、今後もしも確

保したものにつきましても出していくという考え方です。

一部というのは、今おられる方につきましてもそれだけ出せば一部、

一般財源が少
なくなるということになりますので。（発言する者あり）具体的という
か、一人一人、
10名おられて、その中の1名とかですね、そういう方についても出し
ていきたいと
いう考え方です。

○議長（後山 幸次君） 農林課長。
○農林課長（大庭 郁夫君） ちょっと先ほど説明が悪くて申しわけございませんでし
たが。最初に申し上げましたように、菜の花プロジェクトというのを従
来から取り組
んでおりまして、菜種を中心としたものでございますので、それ用のコ
ンバインであ
りますし、乾燥機ということでございます。そういった形のものもある
程度進めなが
ら、これをBDF化なり、それから先ほど申し上げましたこれをいすれ
は家庭用の廃
油等のシステムも一緒にしていくという考え方でございます。

○議長（後山 幸次君） 4番、青木克弥君。

○議員（4番 青木 克弥君） 3回目ですので、これ以上できません

が、今の説明で

もよくわからないんですけど。要するに補助金で出すわけでしょう。そ
うすると、今

の給与に充てるということは1回分の給料ですか。よくわからないで
すね。給与に充

てるということは、給与は1回だけじゃなくてずっと続くわけですが、
それに補助金

を1回だけ充てるということになると、1回分のどの部分になるの。よ
くわかりませ

んが。ちょっと説明がおかしいんじゃないかなという具合にも思いま
すが。もう1回

お願いします。

○議長（後山 幸次君） 健康保険課長。

○健康保険課長（安見 隆義君） ドクターにつきましても、常勤の方
もおられます、

非常勤の方も今の老健なんか雇用しておるわけですが、それは今の老

健の来られた臨

時の先生、それから非常勤の先生が島大であるとか山大であるとか、いろいろなところ

からも来ておられるわけです。その方につきましての 3 力月分であるとか、11 力月

分であるとか、1 年分であるとか、こういうものを出させていただいておるわけでござ

ります。具体的に言えば、今の老健で言えば、トクジの先生が来ておられましたが、

その方のお金、それからこの何月か来られたムラタ先生、そういう方の何力月分かの、

4、5、6 月分とか、そういうもののお金、それから看護師さん等に新たに雇用をし

ておる方についての何力月分と、そういうものが、それぞれ積み上げたものがそのよ

うな数字になっていくわけでございます。

○議長（後山 幸次君） だれかほかのもので。11 番、滝元三郎君。

○議員（11 番 滝元 三郎君） 今のことに関連してお聞きをします

が、医療対策費、

どうも私もよくわかりませんが、要はこの医療対策補助金が、医師や看護師の要する

に確保のために使われておるのかどうなのかということなんですよ。

確保のため、た

だ賃金だけ払われとるんだったらあれでしよう。賃金は本来最終的には町が交付金と

して払わないけんもんですから。だからその交付金の肩代わりとして使われておるん

だったら医師確保対策という面で使っていることにならないんじゃないですかという

ことなんですよ。ただそれ町の払われた交付金、肩代わりしとるだけでしよう。それ

が果たして医師や看護師、あと介護福祉士やらいろいろありましたけど、その確保

対策として使われておるのか、ふさわしい使い方なのかということなんですね。

確保対策というんだったら、確保するために先ほどもある人の6月

補正がありまし

たがね、臨時職員のその募集するだとか、あるいは夜勤手当をちょっと
増額してね、

集めやすくするだとか、本給いきなりふやすわけにはいかんでしょう
けども、そうい

う各種の手当をふやして確保しやすくするだとかそういうことに使う
のが確保対策補

助金じゃないですか。それを単なる賃金のすりかえと言うからおかし
いんじゃないで

すか。そういう使い方でないと、ちょっと本来地域活性化、あるいは経
済危機対策、

町が助かるだけでしょう。そういう使い方するのはふさわしくないん
じゃないですか

ということなんですよ。だから、それについて若干もう1回ちょっと医
師確保のため

に別の使い方をしているんだという説明が欲しいと、私もそう思うわ
けなんです。

あともう1点、商工振興費のことのプレミア付地域商品券ですか、こ

れは要は春風

商品券の第2弾を発行するということですね。時期が時期ですから、

春風商品券に

はならないかと思いますが。それでお聞きをしたいのですが、大体いつ

ごろやられる

のかですね。それとそれなりの経済効果があると思われますので、これ

はこれで結構

なことなんですが、いつごろやられるのか、あるいは前回のときにいろ

んな反省点、

ございましたですかね、発売の時期の問題、時期とか曜日の問題、ある

いは公平性の

観点から、お金のある人しか買えないんじゃないとかですね、あるい

は代理購入が

どうのこうのとかですね、いろんな問題がございました。その辺の基本

的なところの

考え方について、あわせてお聞かせをいただけたらと思います。

○議長（後山 幸次君） 健康保険課長。

○健康保険課長（安見 隆義君） 地域活性化経済危機対策実施計画と

いうので、総務
財政課のほうが市町村下で出しておるわけですが、これにつきまして、
医師、看護師
等確保対策事業ということもありまして、地域における医療供給体制
の整備充実とし
て中山間地域における公立病院等の経営健全化と医師、看護師等の確
保のため、また
慢性的に不足する医師、看護師、理学療法士等を県外より確保すると、
こういうこと
できちつと問い合わせをして、このことでよろしいと、こういうふうに
伺っているよ
うに私は聞いております。

○議長（後山 幸次君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山岡 浩二君） それではプレミア付商品券の概要に
についてお答えい
たします。

以前、春風商品券として発売をさせていただいて、総括としましては、
地域内に経

済効果を大変もたらしたと思っておりますし、それから生活支援の面
もよかったです

はないかなというふうに考えております。いろんな方から、また関係団
体の方からも、

もし財源が伴うのであれば、年度内にもう一度という要望もいただい
ておりますの

で、今回経済対策を利用して発売をしたいというふうに考えてお
ります。

プレミア率とかにつきましては、ほぼ前回と同様のこと考えてお
ります。実施者

も商工会で行いたいというふうに思っております。ですから、プレミア
率が20%、

1セット1万2,000円分を1万円で販売をする、この辺は以前と同
じであります。

販売対象なんかも同じであります。販売期間につきましては、これまだ
正式決定では

ありませんが、今思っておりますのが11月中、1カ月ぐらいは販売に
充てたいなと

考えております。それから利用期間につきましては、1ヶ月から1ヶ月い
っぱいぐらい
の3ヶ月ぐらいが適當ではないかなというふうに今のところは思って
おります。

それから先ほどの前回の反省点を踏まえてということなんですが、
やはりいろいろ
ありますけども、まずは期間中に、販売期間中に以前行っておりません
でしたが、御
要望もありましたので、土日のうちの土曜日については販売を行いた
いと。日曜日は
休ませていただきますが、土曜日のほうは販売を窓口をあけたいとい
うふうに考えて
おります。

それから販売場所でありますか、これは今検討中なんですが、御要望
や問題点とし
ましては、商工会の本所、日原支所で行ったわけですが、前回は。もう
少し初めから、
再販売では役場、両役場でも行いましたけども、初めから役場も設けて

ほしいという

ことがあるわけですが、これはおっしゃるとおりだとは思いますけど
も、やはり二重

交付といいますか、二重購入について窓口が両役場とも両商工会に近
いので、パツパ

と2カ所行かれるとチェックがしにくくなるという、その辺をどう克
服するかが今課

題でありまして、それが克服できれば販売口を多数設けることはやぶ
さかではないと

いうふうに考えておりますが、その辺を検討していきたいというふう
に思っておりま
す。

それからあと残りの多くの問題点につきましては、再販売に関して
の件が多かった

と思います。その辺はまたこれ売れ残ったときに再販売と、今回もこの
ままの形で、

まずは平等性を重視して1人1セットで販売をいたします。それでや
っぱり買いたい

方、買いたくない方、いらっしゃると思いますので、残った場合に再販売ということ

になりますし、再販売の場合は残った率による——枚数といいますか、どのぐらい残

るかによっても変わってもくると思いますので、今一概に言えないんですけども、前

回のような、混乱とまで私たちは思っておりませんが、多少の支障については、再販

売、検討する場合には考慮していきたいというふうに考えております。

○議長（後山 幸次君） 11番、滝元三郎君。

○議員（11番 滝元 三郎君） 医師確保対策の件ですがね、わかつたようなわから

んようなあれですが、要はあれですね、この補助金を出すことによって、それは賃金

になってるかもしれません、医療機関の経営、先ほどおっしゃられましたが、医療

経営の健全化のために資するんだと、そのことがひいては医師の確保対策になるんだ

と、そういうふうに解釈せいいちゅうことですね、まあ要は。それより、要は医療機

関の経営が健全化することが大切であると。そういうことが、さっきも言いましたが、

ひいては医師の確保、あるいは看護師の確保につながるんだというふうに理解をして、

これが単に補助金で出しても確保対策になるんだと、そういうふうに解釈をしたんで

すが、そのように解釈してよろしいですか。確認をさせてください。

○議長（後山 幸次君） 健康保険課長。

○健康保険課長（安見 隆義君） そのように理解していただきたいと思ひます。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。12番、道信俊昭君。

○議員（12番 道信 俊昭君） 冬虫夏草の件に関してお尋ねします。

我々旧津和野のものにとったらですね、この冬虫夏草というものがよくわからなか

ったので、今までなんとなく聞いておったんですけども、先ほどの件で失敗した経緯

云々という言葉をちょっと耳にしたときに、これちょっとこのまます
るすると、計画

もなしに、その見通しもなしにという形で見過ごしていくわけにいか
ないと。で、今

までの経緯と、それから先ほど副町長が言われた計画、引き合いもたく
さんあるんだ

というようなことも言われておりますし、このあたりの資料を早急
に出していただ

きたいのですが。多分あってこの数字が出てますんで、積算基礎がある
わけですから、

これをいつ出していただけるかということをお聞きします。

以上です。

○議長（後山 幸次君） 沖田副町長。

○副町長（沖田 修君） 御質問の件であります、経緯も含めまし
て、あるいはそ

のコスト計算、もうもう現在進んでおりますので、できるだけ早く資料
整備をいたし

まして皆さんにお示しをし、御説明もしたいというふうに思いますの

で御理解をいた

だきたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 12番、道信俊昭君。

○議員（12番 道信 俊昭君） できるだけ早くというのはそれぞれに認識が違つて

きますので、いつごろをめどにというその数字をお聞かせください。当然あることが

前提で言っておられますので、いつまでをめどにということでお答えください。

○議長（後山 幸次君） 沖田副町長。

○副町長（沖田 修君） 時期でございますが、10月の中旬ぐらいまでには御説明

をしたいというふうに考えます。

○議長（後山 幸次君） 発言の途中でありますか、今からチャイムがなると思われま

すので、それまで暫時休憩としたいと思います。

午前 11 時 59 分休憩

.....

午後0時02分再開

○議長（後山 幸次君）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

質問、いいですか。1番、村上義一君。

○議員（1番 村上 義一君）先ほど沖田議員と道信議員さんの言わ
れる質問と関連

するんですが、まずこのむつみ寮に関しては、以前に地元住民から解体
整理、または

あそこをもう建物が老朽し古いから、教育委員会のほうへ陳情が出て
ると思うんです

が、また申し合わせも地元住民のほうから來ると思うんですが。これ
をこの日原總

建が今後、冬虫夏草にしろ蚕の養蚕にしろ、研究目的でやるのはいいん
ですが、地元

の了解、了承というものが、これはとれておられるのか、過去に陳情が
出てるんじゃ

なかったかと思うんですけどね。まずそっちのほうが先だと思うんで
すが。これ教育

委員会のほう、お答えいただければと思うんですけど。

○議長（後山 幸次君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） むつみ寮につきましては、陳情とまでは行ってないという

ふうに私は今の時点ですと思ってるんですが。自治会長会等でアスベストの問題等で、

老朽化しとるんで、その辺については解体の方向でというふうな御意見はいただいて

おります。教育委員会としても、そういうふうなところで、まずあそこに発明クラブ

が一時、間借りをしておりました。そういう危険性があるというふうなことで立ち

退きをしていただいたというふうなこともあります、一応その近辺については、縄

なりと張って立ち入り禁止のような状況をつくるということで進めておりました。

今回そういうことで計画もしたわけありますが、解体で5,000万程度かかる

というふうな状況もありますので、すぐに予算化は難しいという状況

で、当面使用禁止という形で考えておりましたが、今回そういうふうなお話がありまして、あとは町のほうでそういうふうな使用を考えられたということあります。教育委員会として、住民の方に対しては、あそこに立ち入り禁止とさせていただくということについては、住民のあそこの自治会長さんとも協議をした経過があります。

○議長（後山 幸次君） 1番、村上義一君。
○議員（1番 村上 義一君） 私もあそこの建物を解体整理してほしいということを、

地元の議員でありながら、地元の自治会長からですね、私がたしか議員になったころ寮の問題を、あの周辺の自治会長の方から大変きつく言われて、教育委員会に申し出

ていただきたいと。陳情は前に出しているということも聞いたんです
が、それはちょ
っと定かでないんです。教育長も合併前ですから、そこのところをちょ

っとよく調べ

ていただきいて、ただの申し合わせかもしれません、これ陳情が出てる
ということに

なれば、やっぱり教育委員会としての地元住民への説明も要ると思い
ますので。

農林課がこのたびこの冬虫夏草、蚕の養蚕や桑の木の造成、それを行
うということ

が農林課としては、それでは説明をされておられるのか、それともにち
はら総研とい

う会社が今後使用に当たって、計画を説明されるのか、地元との関係は
どうなってる

んですかね、地元の方はあそこはもう解体整理されて、今町に予算がた
だないと言わ

れる思いにあるわけですから、これをまた改修して再度あのままで再
利用するという

ことになれば、それなりの説明が要ると思うんですが、そちらどうなっ
ているんです

かね。

○議長（後山 幸次君） 農林課長。

○農林課長（大庭 郁夫君） まだこうやって予算初めて出させていた
だくような状況

でございまして、地元でどうこうというところまではまだ行っており
ませんけども。

地元から出るのは、あそこは先ほど申し上げましたように空き家状
態で管理もされ

ずに草ぼうぼうになっているということが大きなところではないかと
思いますし、今

度は指定管理施設としてということでございますので、その辺の周辺
整理ももちろん、

周辺の草刈等も当然してまいりますし、人がそこに存在するというこ
とからすれば、

そういう面では住民の方からすれば、空き家状態でなく、空き家状態と
いうのはいろ

んな犯罪とかって言っちゃおかしいですけども、青少年に対すること
等もあってのこ

とだと思いますので、そういう面ではある程度はそういう分野では納

得いただけるの

かもしれませんし、当然そういう形に変わるということになれば、そういう説明もし

なければならぬことが生じてくるかもしれないと思っております。

○議長（後山 幸次君） 1番、村上義一君。

○議員（1番 村上 義一君） 今まででは教育委員会の建物は管理といふことで、地元

の方も夏場雑草が生えれば、教育委員会が草刈り機でも貸してくれれば私たちがきれ

いにするというようなことも聞いて、今後あそこが問題なのは、今にちはら総研があ

そこで冬虫夏草をつくって、地場産の冬虫夏草をつくって蚕を養蚕し、桑の木を。計

画はいいんですがね、基本的な地元の方に全然説明をされておられない。またにちは

ら総研というこの会社も、私も今始めてこういう計画があるということを聞きました、

驚いていることなんですが。この予算に対しては、大変残念ながら私は

賛成はできま

せん。失礼ながら。

以上です。

○議長（後山 幸次君）ほかにありませんか。13番、斎藤和巳君。

○議員（13番 斎藤 和巳君）農業担手センターの中で大豆用コンバインと汎用乾燥機と……

○議長（後山 幸次君）ちょっとマイクを。

○議員（13番 斎藤 和巳君）予算がたっておるわけでございますけども、設置場

所は日原フロンティアトラクターとかって言うたけど、乾燥機のほうは日原フロンテ

ィアでやるのかどうか、場所をもう一度確認のためにお願いしたいと
いうので。そし

て今菜種は各地区で販売されるとんんですけど、今現在の栽培面積がわ
かれば、ちょつ

と教えて願いたいと。そしてこういうような形で地域活性化の緊急対策臨時交付金と

いう格好でやるわけなので、現在の維持だけでいいのか。私としては今後これをどの

ぐらいまでふやしていくかというような形のものを話されておって、それに対する補

助金をこのように出すという形のものをやってれば、それをお聞かせ願いたいという

ことです。

それともう1点、緊急プレミアでございますけども、委託先を商工会と、たしか課

長、そのようにおっしゃった——間違つとったらごめんなさいですが、もし商工会で

あれば、商工会に今からお願ひするのか、商工会がいいですよ、やりますよと前回ど

おり、そのような話ができるいるのだろうか、その点をちょっと確認のためにお願い

したいと思います。

○議長（後山 幸次君） 農林課長。

○農林課長（大庭 郁夫君） 御質問いただきました乾燥調整機材でご

ざいますけども、

設置場所というのは、今のところ地元でちょっと話してもらっているところは、今

ビーフ牧場がございますけども、あそこは今牛をどんどん減しているような状況だと

ということで、高さ的にもあそこへという要望は聞いております。まだどこという確定

はしておりませんけども、今後の管理の面で言いますと、もう少し場所の選択も見な

がらですけども、ある程度粉塵等も出ますので、それとか音もある程度するというこ

とで、余り民家の近くでなくてというような要望もありますので、今後その辺につい

ては詰めていきたいと思います。

それから今現在の菜種の栽培の面積ですけども、昨年が12.7ヘクタールでござ

いました。それでことし今植えつけを計画しているのが15.3ヘクタールというこ

とでございまして、取り組んでいるのは、法人の方が 10 法人が今取り組んでおりま

して、そのうち法人が取り組んでいるのが 9.54 ヘクタールでござい
ます。それで

あと一般の方で取り組んでいただいておりますのが、24 名でござい
まして、これが

5.76 ヘクタールということで、合わせて 15.3 ヘクタールという状
況でございま
す。

今後の見通しとしてというか目標といいますか、この菜種を、先ほど
言いましたよ

うなある程度精油なりしながら循環型を目指して、ある程度めどが立
つと、またこう

いうのも広がってくると思います。今目標数値を幾らというのをご
ざいませんけど

も、今後、今回もこの絞ったものを広島県の大朝町のほうで直接 BDF
化にしてみよ

うというようなことも今考えておりますので、そういう面である程

度先が見えてくるともう少し広がってくる可能性はあるかと思います。

○議長（後山 幸次君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山岡 浩二君） 商品券ですが、文書をもっての公式ということでは

ありませんが、商工会から要望もいただいていることも受けておりまして、当然のことながら予算が成立後は商工会としてお受けいただくことは確認をしているところであります。

○議長（後山 幸次君） 13番、斎藤和巳君。

○議員（13番 斎藤 和巳君） ちょっと確認しますけども、商工会の要望があったと今課長言われましたですよね。そういうふうに解釈してよろしいわけですね。はい、

わかりました。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。17番、藤井貴久男君。

○議員（17番 藤井貴久男君） 11ページのチップアシュレッダー

についてお伺い

をいたしますが、これは9ページの木質ボイラー施設云々のこれと連動しております
がどうですか。

○議長（後山 幸次君） 農林課長。

○農林課長（大庭 郁夫君） これについては、このチップアシュレッダーにつきまし
ては、今私の方で考えて、これは企画課長とも話はしているわけでござりますけど

も、チップボイラーとの関連ということになると、今からでき上がる物
自体でどうな

るかですけども、町の方で今差し当たりのところは竹林をやって、そ
の竹林を堆肥

化できないかということも視野に入れておりますので、チップボイラ
ーへの導入とい

うことでなしに、私の方で今第一段階として考えているのは、これを
ある程度竹を、

竹粉をパウダー状にしますと、乳酸菌発酵するということで、それがい

い肥料効果があるというふうに伺っていますので、そういう検討を、堆肥化に向けた検討をシルバー人材のほうでもしていただきながらというふうに考えております。ですから、今のボイラーに回すチップというのはそこまでパウダース��のもんではございませんので、そういう裁断もできるのはできると思いますので、今後そういうことも含めての、ボリュームによっては竹だけじゃありませんので、普通の木材等も当然できるチッパーでございますので、そういう素材が出てくればそういう使い方も可能な性はあるかと思いますけども、現時点では竹林を主なものと考えております。

○議長（後山 幸次君） 17番、藤井貴久男君。

○議員（17番 藤井貴久男君） 聞いて安心したというか、安心しないと言うたほう

がいいのか、ちょっと微妙なところであります、ここで9ページに木

質ボイラーの

施設整備事業調査設計委託料というのが出ております。御承知のように、企画課長御

承知のように、新エネルギー・ビジョンが今審議会が、第1回目が開催されたところで

あります。そこでどういうふうな話になるのか、こういうふうな多分、

木質ボイラー

の施設というふうなことが出てくるんだろうというふうなことが推察できるわけであ

りますが、この時点でまだ1回しか開かれていないという時点で、どうしてこのこと

が先に先行して出てくるのかなと、予算がつくのかなというのが一つは、どうしてか

なということが一つあります。こういうふうなことが出てくると、審議会がこのこと

を追認するというふうな事態にもなりかねないというふうに私は思います。

それで、先ほどの質問でありますか、もし、この木質ボイラーという

ことになると、

チップなのか、あるいはパレットなのかということも問題になるだろうと思います。

もしチップということになれば、もうそこまで選考してやっているのかなというふう

なことを思ったから先に質問したわけですが、100%の交付金であります

で、これはいいとか悪いとかいう問題じゃなくして、よく議会の答弁の中では、審議

会で審議をいただいたので予算化したとかというふうな答えが出てくるわけでありま

すが、今回の場合はまだ審議もなされていない段階で予算がついてくると。

これから先、環境問題については現政権もあのように何しとりますので、また、め

どというふうなところでも、かなり高額の補助金も出るというふうなことがあります。

どうしてここが先に出されたのか。この点をお伺いをいたしたいと思

います。

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

○情報企画課長（長嶺 清見君） この木質ボイラーの詳細設計でござ
いますが、先ほ

どの新エネルギー・ビジョン策定委員会との関連であります、第1回
目を先日開かし

ていただきました。

この最終目的とすれば、町全体での新エネルギーの体系をどうす
るかというのが

一番大きな位置づけでございまして、この新エネルギー・ビジョン自体
がどこどこの施

設をどういうふうにするという、いわゆる個別のところまで求めてお
る今回のビジョ

ンではございませんでして、要津和野町のあり方として家庭での新工
ネルギーのあり

方はどうなのかと、あるいはその事業所、公共施設については何が望ま
しいというふ

うな分けをするのが、まず第1点。

それから、今回当然ですが、いろんな調査をしていく中で、公共施設につきまして

は、それではいろんな施設がありますので、施設の規模あるいは目的、使用形態によ

って、例えば太陽光パネルのほうがいいのか、こういったような木質ボイラーがいい

のかといったようなものにつきましては一定の見通しを立ててきましたいというふうに、

最終的には新エネルギー・ビジョンの審議会の中でお願いをしたいというふうに思っておりますが。

御指摘のように、策定委員会が町の方針選考ありきで追認というごとでは我々も決

して考えておりませんが、この施設につきましては、使用形態あるいは延べ床面積等

考えますと、この木質ボイラーが近隣の施設を見ても一番いいんではないかなという

ことで、これについてはこういう方針でいきたいということが事前に

はあるわけであ

ります。

それで、なぜこの時期でありますか、先ほど御指摘ありましたように、

補助事業を

なるべく早くめどをつけておきたいということがありまして、次年度

以降の予算措置

にはなるんですが、そのためには詳細設計をして、施設のまずは事業費
を確定をさせ

ておきたいというのが一つあるということで、今回こういうふうな形
で提案をさせて

いただきました。まあ委員会の中でもそこらあたりの位置づけは説明
をして、御理解

をいただきたいというふうに考えております。

○議長（後山 幸次君） はい、17番、藤井貴久男君。

○議員（17番 藤井貴久男君） 聞いて、御答弁お聞きしますと、ど
う解釈すればい

いのかちょっとわからんところもありますが、追認でないということ
を、追認でなく

て新たに考えるんだと、もしそうなってもということを確認をしたい
と思いますが、

それでよろしいですか。

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

○情報企画課長（長嶺 清見君） はい、改めてこれにつきましては、
具体的な施設と

考えられる形態という形で御意見をいただくというふうに考えており
ます。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案件に反対者の発言を許します。

1番、村上義

一君。

○議員（1番 村上 義一君） 先ほどの質疑に続きまして、このたび、
この一般会計

補正予算に対して反対の異議を申し上げたいと思います。

先ほども申し上げましたように、このむつみ寮に関しましては、地元

清水地区の地

域の自治会長並びに清水町の周辺、あの周辺近隣の方々から、大変老朽

化してもう古

い、建物も不審者が入ったり出たりするというようなことを前々から

言われて、早く

あそこを解体、整理してくれということを私どもに地域の方が何度も

言わされました。

そして、教育委員会の担当の方にも、過去何度も私も電話連絡をしたり、

直接申し上

げたり、この件については申し上げた経過があるのは御承知のことだ

と思います。

このたびこうした冬虫夏草や蚕の状勢、そうした新しい経済対策と

して使用される

というような方向性という計画はいいんですが、一番大事な地元住民

への承諾、また

地元住民への理解というものが必要であって、地元の方のこの建物、今

後一部改修し

て、こうした方向、計画でやりますよという、まず地元の了承というも

のがはっきり

なければ、この予算も立てられることができないのではないかと思われます。

一番最初の基本がなっておられないのではないかでしょうか。私は、このにちはら総

合研究所という、この研究所の方、役員の方がどのような方が知りませ
んが、過去に

そういうことがありまして、私も、地元住民の方も、あそこの建物を何
とか予算がつ

いたら解体して整備していただくという方向で、待ち構えていたところにこういう問

題ですから、大変残念でなりません。

この予算に対しては、以上、反対を述べさせていただきます。

○議長（後山 幸次君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） それでは本案件に反対者の発言を許します。
ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） それでは本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第117号を採決いたします。本案件を原案のとおり

決することに賛

成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立多数であります。よって、議案第117

号平成21年度

津和野町一般会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決さ

れました。

それでは、後ろの時計で午後1時40分まで休憩といたします。

午後0時28分休憩

午後1時40分再開

○議長（後山 幸次君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開い

たします。

日程第15. 議案第118号

○議長（後山 幸次君） 日程第15、議案第118号平成21年度津和野町病院事業

会計補正予算（第3号）について議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（中島 巍君） 提案理由の御説明を申し上げます。

議案第118号平成21年度津和野町病院事業会計補正予算（第3号）についてで

ありますが、病院事業収益において医業外収益で一般会計負担金371万1,000円、

病院事業費用において、医業費用、器材修繕料同額の371万1,000円をそれぞ

れ計上させていただくものであります。

詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしくお願いいた
します。

○議長（後山 幸次君） 健康保険課長。

〔担当課長説明〕

.....

議案第118号 平成21年度津和野町病院事業会計補正予算（第3号）

.....

○議長（後山 幸次君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案件に反対者の発言を許します。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。討

論はありません

か。3番、沖田守君。

○議員（3番 沖田 守君） この病院事業会計の補正につきましては、説明いただ

きましたとおり異論が全くあるわけじゃありませんので賛同いたしま

す。あわせて申
し上げておきたいと思いますのは、本定例会には津和野病院の補正で
ありますか、診
療所特別会計あるいは老健施設特別会計等々あわせて、この病院ある
いは福祉関係に
ついて鋭意努力をいただいて今日を迎えておりますが。
特に私がこれから申し上げたいと思いますのは、担当課長以下十分
お聞きいただき
たいと思いますのは、津和野共存病院につきましては、それぞれ先生方
は津和野の地
にお住まいをいただいて、そうしてお勤めをしておいでになるという
ふうに伺ってお
ります。
ただ、日原診療所の竹内医院長につきましては、現在山口から通って
おいでになり
ます。これまでも、たまたまこの地で諸会合があつたり、あるいは今枕
瀬地区の方々
が、住民が、患者が、先生の御慰労を兼ねて御自宅にお招きをしたりし

て、たまには
会食をともにされるわけであります、その節に先生はお泊まりいた
だくところがな
かったわけでありますが、今は辞職されました前松浦副町長は、私が申
し上げて、担
当課長も一緒になって御努力いただいたんだと思いますが、今先生方
が従来お泊まり
になつとつた1軒を開放していただいて、お湯にも入れ、宿舎にもでき
るという、こ
ういう御配慮をいただきました。先生、大変喜んでおいでになります。
あわせて、先生が常日ごろ、時々お会いしてお食事を一緒にしたりす
るわけであり
ますが、「住民の声というのが非常に私は気にかかる」と、このように
おっしゃられ
るわけでありますが、その一つに、過去我々が全員で賛同しました13
億678万を
投じて、この津和野共存病院なり日原診療所なり老健施設を所得した
わけであります

が、それが心ない住民の、あるいは議員の中にもというようなお言葉がありましたが、

「それは違いますよ」と言って私は訂正いたしましたが、残念ながら多額の町費を投

入して、我々はそこまで、この財政の厳しいときに町が投入するのはいかがなものか

というようなお声がどうも耳に入ったようでありまして、非常に気にしておいでにな

りました。

私は私なりに、それは気にすることではありません。これが最善の方策でもって我

が町の地域医療を、中島町長は御努力いただいて今日を迎えたんありますから、精

いっぱいひとつこの地で頑張っていただかにやならんと。それから先生曰く「私がハ

ローワークに行くようなことがあってはまことに困る」というような一杯の席ではあ

りましたが、お話になりました。

それは何を言わんとするかというのは、この日原診療所を私の終え
んの地で、ここ
で頑張りたいという意思表示でもありましたので、我々は、議会はもち
ろんあります
すが、住民と一緒にあって、先生方にこの地で頑張っていただけるよう
な環境を一日
も早く整えて差し上げること。それは気持ちの問題ですから、住
民として一生
懸命頑張っていただけるような配慮というのが、町も当然であります
が、町民と一緒に
になって盛り上げるということは何より大事だと、賛成討論に加えて
申し上げておき
たいと思います。

以上であります。

○議長（後山 幸次君） 続きまして、本案件に反対者の発言を許しま
す。ありません
か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 続いて、本案件に賛成者の発言を許します。

ほかに討論はあ

りませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第118号を採決いたします。本案件を原案のとおり

決することに賛

成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第118

号平成21年度

津和野町病院事業会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可

決されました。

日程第16. 請願第3号

○議長（後山 幸次君） 日程第16、請願第3号後期高齢者医療制度

をめぐる請願に

についてを議題といたします。

本請願につきましては、お手元に配付の請願文書表のとおりであります。

お諮りいたします。本請願につきましては、会議規則第92条第2項の規定により、

委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） はい、御異議なしと認めます。よって、本請願は委員会付託

を省略することに決定しました。

これより本請願について、会議規則第93条の規定により、紹介議員による説明の

必要があればこれを許します。14番、竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） 紹介議員になっておりますので、簡単に説明をさせていただきます。

後期高齢者医療制度についてですけども、1年少しだまして、保険料の滞納が少

しづつ出ております。昨年度の滞納については完納になっているよう

ですけども、今

年度について既に県の調べでみると39人の滞納者が出ていると。

これはこの9月

1日現在ですが、滞納者が出ているということでした。

その滞納者、1年以上の滞納になった場合に資格証が発行されると
いう制度になつ

ておりますが、その資格証を機械的に発行するのではなくて当人の事
情をよく調査し

た上で、相当な収入があるにもかかわらず保険料を認めないと
いう場合に限つ

て発行し、当人の事情により、病状が悪化してこれは必ず受診が必要で
あるというよ

うなものとか、それから収入が少なくて減免措置がとられている方と
か、そういう方

については特別な事情があると認めて、保険証を発行するようにとい
うことを求めた

ものです。

この後期高齢者医療制度の保険料というのは、年金から引き去られ

ることになって
おりますけども、この年金が少ない方について、低所得者については、
保険料から引
き去りではなくて、当人が窓口に持つていって納めるということにな
っておりますが、
低所得であるために滞納ということが起こってることが、まあそ
ういう場合が多い
わけで、これからまた滞納者が出てきますけど、その場合に特別な計ら
いをして、高
齢者が必要な医療が受けられないということがないように、適切な措
置を講じていた
だきたいという請願です。

以上、説明を終わります。

○議長（後山 幸次君） 以上で説明を終わります。
これより質疑に入ります。ありませんか。はい、6番、河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） 今の御説明ですと、後期高齢者制度は
認める。だけど
も、その中の運用面に対しての最新の配慮をお願いしたいというも

ので理解してい

いんですか。

○議長（後山 幸次君） はい。

○議員（14番 竹内志津子君） 制度、私が認めているわけではない
んですけども、

既に昨年度から制度そのものが実施されておりますので、滞納という
ようなことも生

じております。そういうことで、実際資格証が発行されるようなことが
ないようにと

ということで請願が出ております。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） はい。ないようですので、質疑を終結いたし
ます。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。あ
りませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） はい。討論なしと認めます。

これより請願第3号採決いたします。本請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） はい、起立少数であります。よって、請願第3号後期高齢者

医療制度をめぐる請願については、不採択と決定しました。

日程第17. 請願第4号

○議長（後山 幸次君） 日程第17、請願第4号津和野町立青原小学校体育館の改築に関する請願書について議題といたします。

本請願につきましては、お手元に配付の請願文書表のとおりであります。

お諮りいたします。この請願は、会議規則第39条の規定により、文

教民常任委

員会に付託して閉会中の継続審査にいたしたいと思います。これに御
異議ありません
か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（後山 幸次君） 異議なしと認めます。したがって、請願第4号は文教民常
任委員会に付託して閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第18. 経済常任委員会の所管事務調査報告について

○議長（後山 幸次君） 日程第18、経済常任委員会の所管事務調査
報告についてを
議題といたします。

経済常任委員長の報告を求めます。はい、委員長。
○経済常任委員長（河田 隆資君） それでは報告書を読み上げまして
報告とさせてい
ただきます。

経済常任委員会調査報告書。平成21年第4回6月定例会において

許可をいただき

ました調査事件について、調査の結果を別紙のとおり、会議規則第 77 条の規定によ
り報告します。

1、調査事件、津和野町内の商工業・観光業の現状把握、商工観光課、
津和野町商

工会、津和野町観光協会、各々からの聞き取り調査。2、調査の目的、
現状を把握し、

予算審査、決算審査の参考とするため今回の所管事務調査を実施した。

3、調査年月

日、平成 21 年 7 月 17 日金曜日、机上調査、津和野町民センターにお
いて。4、出

席者、経済常任委員会 6 名、商工観光課説明委員山岡課長、津和野町商
工会説明委員、

椿商工会会長、大庭事務局長、堀越経営指導員、安達経営指導員、津和
野町観光協会

説明員、財間観光協会会長、桑原事務局長。5、調査報告、商工観光課、
商工振興費、

地方再生特産品キャンペーン事業は地域資源を生かした地場産業の活

性化を目的とし、

試食・直販・実演販売などの形で都市部へ直接打って出るもので、計6回を予定して

いる。観光PRという点からも一石二鳥であると考えられる。関係団体と密に連絡し

協働したい。貸付金については、別の有利な政府系の緊急融資制度に債権者が流れて

いる。予算は昨年と同額としたが、関係機関とよく調整をしながら推移を見守りたい。

観光費、観光は地域における消費や雇用の創出など幅広い経済効果をもたらす。観光

立町を標榜する本町としては「津和野町観光振興計画」を策定する。SLやまぐち号

復活30周年事業は観光協会と協働して計画実行する。津和野町商工会、組織、会員

402名、13名昨年より減、津和野地域279名、7名の減、日原地域132名、

6名の減。業種別、建設業42件、製造業51件、卸売小売業138件、

サービス業

120件、その他51件。現況、建設業は公共事業等の減少により昨年と変わらず低

調である。昨年より2業者が——済みません、これ「廃業」とありますけども、「休

業」と直していただければと思っています。——休業した。買い回り商店業は、昨年

同様人口の減少と近隣の大型店への消費者の流出が続いているため、業種により売り

上げの落ち込みが激しい。観光業については、調査により知名度のなさが明確になつ

た。対応を検討中である。総括及び要望、総合振興事業のプレミアム付商品券の発行

は地元商店にとって有効であったと判断している。発売方法等検証し、できること

なら再チャレンジしたい。観光振興事業で「おいでませ山口お宝めぐり」、山口県

5市2町との合同開催を取り組む。PR関係において協力を願う。知名度アップにつ

いて、関係団体との協議の場を設置したい。観光協会組織正会員179名、5名減、

津和野地域146名、日原33名、5名減、賛助会員25名、これは津和野地域のみ

です。現況、観光客の入り込み数が対前年18万人減である。正月の降雪の影響と知

名度の低下が考えられる。高速料金の土日1,000円化の影響で入り込み数は徐々

にふえてきているが団体客の落ち込みが激しい。ニーズの多様化に対応する取り組み

が必要と考えられる。ホームページへのアクセス数が急激に増加しており、町内全域

の情報をきめ細かく掲載し、より多くの観光客に周知を図るよう宣伝に努めている。

総括・要望、新商品開拓への努力を関係者と連絡を取り合って整理していきたい。食

讚会の会員拡大に努力し、事業展開により誘客を図りたい。ホームページの重要性を

特に認識し、観光資料の整理、活用に取り組むと同時に広角度からの掲載を考えてい

きたい。委員会での審査結果です。1、知名度アップの予算化が必要と考えられる。

2、各会の事業を地域住民にも知らせ、地域の盛り上げを図ると同時に、会員への周

知徹底を行うべきである。3、CATVの活用を検討すべきである。4、外人観光客

に対する対応がおくれている。看板・パンフレット等早急に関係団体と協議すべきで

ある。5、萩・石見空港から津和野町へのアクセスが非常に悪く、関係団体へ相談・

要望すべきである。平成21年9月25日、津和野町議会議長後山幸次様、経済常任

委員会委員長河田隆資。

以上であります。

○議長（後山 幸次君） これより委員長報告に対する質疑に入ります。

ありませんか。

13番、斎藤和巳君。

○議員（13番 斎藤 和巳君） 観光業について全般的にでけで、「調

査により知名

度のなさが明確になった」という調査が出とるわけですけども、これも

商工会にして

も全般的に要望が出とるわけですけども、調査というのは商工会にし

ても観光協会に

しても、どのような形で調査された結果なのか。私は、知名度としては

津和野という

のはかなりの知名度があると今まで認識しとったんですけども、どう

いうようなとこ

ろとのような対象にして調査された結果なのか、もし調査されておれ

ば教えていただ

きたいと思います。

○議長（後山 幸次君） はい、委員長。

○経済常任委員長（河田 隆資君） 知名度が低いということは、観光

協会側ではかな
り浸透がされておりました。ただ、このたび出されたのは、商工会側か
らの答えであ
りまして、商工会が実施したアンケートといいますのは、インターネッ
ト上でのアン
ケート調査をされたみたいです。その中において——アクセス件数が
約2,000件
近くだったように記憶しておりますが、その中においての知名度がい
かに低いかとい
うことが商工会、公的機関が初めてやった調査でわかったという発表
を商工会側がさ
れました。

○議長（後山 幸次君）ほかにありませんか。ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（後山 幸次君）はい。ないようですので、質疑を終結いたし
ます。

以上で経済常任委員会の所管事務調査報告を終了いたします。

日程第19．議員派遣の件

○議長（後山 幸次君） 日程第19、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件につきましては、お手元に配付いたしましたとおり派遺することにしたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） はい、御異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は

お手元に配付いたしましたとおり派遺することに決定しました。

日程第20．議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（後山 幸次君） 日程第20、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から所掌事務のうち会議規則第75条の規定によつて、お手元に配付しました本会議の会議日程と議会の運営に関する事項について、閉

会中の継続調査

の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議

ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） はい、異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し

出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

お諮りいたします。本定例会の会議に付議された事件はすべて終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。これに御異議ありませ

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） はい、御異議なしと認めます。

○議長（後山 幸次君） 以上をもちまして、平成21年第6回津和野

町議会定例会を

閉会いたします。大変お疲れでございました。

午後2時12分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年　　月　　日

議　　長

署名議員

署名議員